

令和7年度 第1回三重県障害者自立支援協議会事項書

日時：令和8年2月13日(金) 14:30～16:30

場所：三重県勤労者福祉会館 6階講堂

1 あいさつ

2 報告・協議

(1) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の年次報告について【資料1】

(2) 各部会等からの報告について

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①医療的ケア課題検討部会 | 【資料2】 |
| ②人材育成検討部会 | 【資料3】 |
| ③相談支援体制検討会議 | 【資料4】 |
| ④地域移行課題検討部会 | 【資料5】 |
| ⑤精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会 | 【資料6】 |

(3) 障がい者差別解消に係る取組状況について 【資料7】

(4) 障がい者虐待の状況について【資料8】【資料9】

(5) その他

- ・入院者訪問支援事業について【資料10】
- ・住宅セーフティネット制度について【資料11】

三重県障害者自立支援協議会委員

| | 氏名 | 区別 | | 所属 |
|----|--------|---------|-------|-------------------------|
| 1 | 寺田 浩和 | 相談支援 | 精神 | 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 |
| 2 | 松村 裕子 | | 3障がい | 志摩市障がい者相談支援センターこだま |
| 3 | 北 哲史 | | 知的 | 三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ |
| 4 | 山川 紀子 | | 身体 | 三重県済生会明和病院なでしこ |
| 5 | 小川 佳樹 | | 身体 | 三重県身体障害者総合福祉センター |
| 6 | 宮原 香奈子 | サービス事業者 | 身体・知的 | 特定非営利活動法人あいあい |
| 7 | 草深 貴司 | | 3障がい | 社会福祉法人永甲会 エビノ園 |
| 8 | 下口 公未佳 | | 障がい児 | 社会福祉法人いなほ福祉会 |
| 9 | 辻 唯可 | | 精神 | 社会福祉法人フレンド |
| 10 | 藤田 典子 | 保健医療 | - | 公益社団法人三重県看護協会 |
| 11 | 田口 万紀 | 教育 | - | 特別支援学校教頭会（北勢きらら学園） |
| 12 | 奥野 育子 | 企業 | - | IX ホールディングス株式会社 |
| 13 | 水谷 泉 | 団体 | - | 小規模福祉施設協議会（南紀さんさんワーク） |
| 14 | 宮村 孝博 | 障がい当事者 | | UD夢ネット 亀山 |
| 15 | 佐藤 竜 | | | NPO法人ピアサポートみえ |
| 16 | 上西 裕也 | | | 名張市手をつなぐ育成会 |
| 17 | 佐野 匡史 | 行政 | - | 亀山市地域福祉課 |
| 18 | 直江 和哉 | | - | 紀北町福祉保健課 |
| 19 | 長友 薫輝 | 学識 | - | 佛教大学 社会福祉学部 |
| 20 | 藤井 由紀子 | その他 | - | 三重県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなみえ |

スーパーバイザー

| 氏名 | 圏域 | 所 属 |
|----------|------|--|
| 1 中村 弘樹 | 桑名員弁 | 障がい者総合相談支援センターそういん 障害者就業・生活支援センターそういん |
| 2 中川 義文 | 桑名員弁 | 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 |
| 3 田中 宏幸 | 四日市 | 田中宏幸社会福祉事務所 |
| 4 森 徹雄 | 鈴鹿亀山 | 社会福祉法人ジェイエイみえ会 さんさん |
| 5 後藤 勇介 | 津 | 社会福祉法人聖マッテヤ会 津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」 |
| 6 島 優子 | 松阪多気 | 社会福祉法人愛恵会 相談支援事業所こだま |
| 7 市川 知恵子 | 伊賀 | 社会福祉法人名張育成会 |
| | | |
| | | |

事務局

| 所 属 | 電話番号 |
|-----------------------|--------------|
| 子ども・福祉部障がい福祉課 地域生活支援班 | 059-224-2215 |
| 子ども・福祉部障がい福祉課 サービス支援班 | 059-224-2266 |
| 子ども・福祉部障がい福祉課 社会参加班 | 059-224-2274 |
| 医療保健部健康推進課 精神保健班 | 059-224-2273 |
| こころの健康センター | 059-223-5243 |

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」

の年次報告について

三重県障がい者施策年次報告書

(概要)

令和8年1月

障がい福祉課

三重県障がい者施策年次報告書(概要)

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として、令和6年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(計画期間:令和6年度～令和8年度)の令和6年度における取組結果について報告します。

<目次>

施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 権利擁護の推進 | 5 |
| 2 障がいに対する理解の促進 | 6 |
| 3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり | 8 |

施策体系2 生きがいを実感できる共生社会づくり

- | | |
|------------------|----|
| 1 特別支援教育の充実 | 9 |
| 2 雇用・就労の促進 | 11 |
| 3 スポーツ・芸術文化活動の推進 | 12 |

施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり

- | | |
|---------------------|----|
| 1 地域移行・地域生活の支援の充実 | 13 |
| 2 福祉と医療などが連携した支援の充実 | 14 |
| 3 防災・防犯対策の充実 | 15 |

施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり

1 権利擁護の推進

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8年度 |
|-------------------|----------------|-------|-------|
| | | 実績値 | 目標値 |
| 障害者差別解消支援地域協議会設置率 | 80% | 80% | 100% |

令和6年度 of 取組概要

- ①障がい者差別解消専門相談員を配置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しました。(相談件数 60 件)
- ②相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、関係機関で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行いました。(協議会開催 1 回)
- ③障害者虐待防止・権利擁護研修を開催し、共通講義 880 名が受講しました。また、障害福祉サービス事業所管理者等コース1部 298 名・2部 157 名、市町及び障害者虐待防止センター職員コース 13 名が受講しました。
- ④障害福祉サービス事業所等による虐待事案について、引き続き調査及び指導を行い、施設・事業所に対し改善策の提出を求めました。また、その改善策に基づく再発防止の取組が適切になされているか施設・事業所を原則、訪問し確認を行いました。
- ⑤障害福祉サービス事業所等による虐待事案について、引き続き専門家チーム会議で有識者から技術的助言をいただき、障害福祉サービス事業者への指導や市町に対する助言等支援の参考としました。
- ⑥ヘルプマーク・ヘルプカードの配布と啓発が進む中、これからの社会を担う若い世代への啓発として、出前授業や三重大学の講義等においてヘルプマークのテーマを丁寧に取り扱いました。
- ⑦公共的施設のユニバーサルデザインへの配慮については、公共的施設の設計段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付しました。また、県や市町の担当者会議等でユニバーサルデザインの考え方等について説明を行うとともに「県有施設のためのUDガイドライン」を周知しました。
- ⑧令和6年執行の衆議院議員総選挙の際に使用した投票所や期日前投票所において、段差のある場所や入口と同一フロアにない場所への対策として、市町選挙管理委員会に対し、スロープの設置、昇降機のある場所の選定並びに人的介助などの手法等を働きかけ、投票環境の改善を図りました。

2 障がいに対する理解の促進

| 目標項目 | 現状値 (令和5年度) | 令和6年度 | 令和8年度 |
|----------------------------|----------------|-------|-------|
| | | 実績値 | 目標値 |
| アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数 | 173 件 | 126 件 | 100 件 |

令和6年度を取組概要

- ①令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正による、事業者の合理的配慮の提供の義務化については、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる事業者への周知・啓発を進めました(訪問件数:126件)
- ②内閣府との共催で障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集し、障がいに関する普及・啓発を行いました。(応募件数 作文3件)
- ③「差別をなくす強調月間」、「人権週間」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行うとともに、児童生徒による人権ポスター優秀作品の展示や各種広報媒体を活用した啓発活動を行いました。また、「障がいのある人と家族の人権と尊厳」をテーマにした相談担当者等スキルアップ講座の開催(参加者数52名)や障がい者の人権に関するパネル展示などを行いました。
- ④身体障害者相談員等障がい福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開催し、105名が参加しました。
- ⑤視覚障がい者支援センター職員が学校を訪問し、視覚障がいについての理解の促進を図りました。(学校訪問 8校 延べ317名参加)
- ⑥視覚障がい者支援センターにおいて、夏休み期間に主に小学生を対象とした、点字教室や盲導犬学習会を開催し、視覚障がい者への理解の促進を図りました。(点字教室 6回、延べ81名参加/盲導犬学習会 1回、29名参加)
- ⑦小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくり学習をはじめ、認知症について理解を深める講座やボッチャ体験などを通じて、福祉に関する理解を深めました。また、アイマスク体験や車椅子を使った活動、高齢者との交流など、体験を通じた学習を実施しました。
※福祉に関する学習(ボランティア活動を含む)に取り組んだ小中学校
小中学校 488校中 409校(83.8%)
- ⑧令和6年4月改正の教職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく職員の対応に関する要領」について、県立学校に周知するとともに、市町等教育委員会に対しても、令和6年4月に参考として送付しました。

- ⑨「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨について、学校や市町教育委員会の人権教育推進担当者等に説明を行いました。
- ⑩三重県職員対応要領(教職員対象)に基づき、学校教育分野における相談窓口を人権教育課内に設置し、相談への対応にあたりました。(相談件数2件)

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 実績値 | 令和8度 目標値 |
|------|-----------------------------|--------------|-------------|
| | 手話通訳者・要約筆記および盲ろう通訳・介助員の登録者数 | 234人 | 233人 |

令和6年度の取組概要

- ①三重県視覚障害者支援センターにおいて、歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修等を実施し、592名の参加がありました。
 - ・視覚障がい者、一人ひとりの生活実態に合わせた形で、居住する地域において、歩行訓練等を行うなど、在宅生活における適応力を高めることができました。
 - ・点字図書やデージー図書等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成のための講習を行いました。
 図書貸出タイトル数 111,747件(直接貸出 14,480件、サピエ 97,267件)
- ②三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者等スキルアップ研修や聴覚障がい者の日常生活に関する相談、補聴器などの聞こえの悩みの相談を行いました。
 - ・字幕映像ライブラリーを8本製作するとともに、聴覚障がい者等に216本の貸出を行いました。
 - ・聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成を行い、手話通訳者養成講座に18名、要約筆記者養成講座に4名、盲ろう者通訳・介助員養成講座に5名の受講がありました。
 - ・聴覚障がい者が参加する行事や会議、研修会等に情報支援機器の貸出を行いました(196件)。
- ③身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、盲導犬を1頭育成し、希望するユーザーに貸与しました。
- ④バリアフリー観光調査の結果を三重県、観光三重、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターおよび全国バリアフリー観光情報のHPへ掲載し、周知を図りました。
- ⑤観光施設等のバリアフリーおよび外国語対応調査とアドバイスを8施設で実施しました。また、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定施設数を増加させることを目的に、申請に関する個別のアドバイスを実施し、認定制度の申請につなげました。さらに、研修会を県内2地域(津市・紀北町)で実施しました。

1 特別支援教育の充実

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 実績値 | 令和8度 目標値 |
|------|--------------------------|--------------|-------------|
| | 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 | 756回 | 900回 |

令和6年度の取組概要

- ①市町教育委員会の就学支援担当者を対象にした連絡会を実施し、パーソナルファイルの活用と学校間での支援情報の引継ぎや個別の教育支援計画および個別の指導計画等の作成を働きかけました。また、高等学校卒業後の進路先・就労先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるようパーソナルファイル等の活用を進めました。
(市町就学支援担当者連絡会 年2回実施)
- ②パーソナルファイル等の普及の状況を市町教育委員会を通じて把握するとともに、活用の促進を働きかけました。
- ③高等学校の特別支援教育コーディネーター会議を開催し、中学校から引き継がれたパーソナルファイル等の効果的な活用について説明しました。
※市町就学支援担当者連絡会 年2回実施
※特別支援学校就学担当者連絡会 年1回実施
※特別支援学校コーディネーター会議 年3回実施
- ④特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、民間企業等の総務・人事部門での勤務経験が豊富な人材を配置し、生徒一人ひとりの状態に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。
※キャリア教育サポーター等の配置 4名
- ⑤特別支援学校において、特別支援学校版キャリア教育プログラムを活用し、計画的・組織的なキャリア教育を進めるとともに、清掃技能検定、看護・介助業務補助技能検定を実施しました。
※清掃技能検定 各校にて随時実施・県にて1回実施
※看護・介助業務補助技能検定 1回実施
- ⑥通級による指導担当教員等研修講座を実施し、発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成を図りました。
- ⑦医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に教諭および常勤講師(看護師免許所有)を配置し、医療的ケアを実施しました。
※医療的ケア実施校 9校
※看護師配置数 20名(特別支援学校自立活動教諭3名、常勤講師 17名)

⑧特別支援学校に在籍する子どもの通学手段としてスクールバスを運行することで、子どもおよび保護者の通学に係る負担を軽減し、安全で身体的にも安定した状態で通学でき、学校教育を受けることができました。(スクールバス 運行台数 53 台)

⑨松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築に向けた実施設計を行いました。

2 雇用・就労の促進

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 実績値 | 令和8度 目標値 |
|------|---------------------------|--------------|-------------|
| | 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 | 59.1% | 57.6% |

令和6年度の取組概要

①障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や、県イベントで三重県障がい者雇用推進企業ネットワークへの参加を呼びかけたところ、ネットワーク参加企業数は、令和7年3月末時点で384社(年度当初比14社増)になりました。

また、ネットワークを活用して、月1回以上メールマガジンで県内の障がい者雇用に関する情報提供を行うとともに、障がい者雇用に関するセミナーや企業等との交流会への参加について呼びかけを行いました。

②ステップアップカフェ「だいたい食堂」を運営するとともに、ステップアップ大学を開催しました。

- ・<だいたい食堂>来店者数 7,509人、視察(見学ツアー含む) 34人
※だいたい食堂は、令和6年12月に閉鎖
- ・<ステップアップ大学>4回開催 参加者 292人

③三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施しました。

※県内7地域で面接会を開催(13回、企業172社、求職者594人参加)

④複数の福祉事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を支援することにより、福祉事業所の受注の機会を確保するとともに、工賃等の向上に取り組みました。

⑤就労系障害福祉サービス事業所を対象に、研修会の開催やコンサルタントの派遣等に取り組みました。(研修会 延べ38名参加、専門家の派遣 11事業所に実施)

⑥三重県障がい者就農促進協議会と連携し、農業ジョブトレーナー養成講座を実施しました(29名修了)

⑦水産業分野への障がい者の就労を促進するため、水産関係者と福祉関係者とのマッチングを担うコーディネーターの育成に向けた研修会を開催(1回)し、新たに1名のコーディネーターを育成するとともに、水産関係者から需要が高まっている漁具の修繕・再利用作業を中心にコーディネーターのマッチング活動支援に取り組んだ結果、8件のマッチングが成立しました。

⑧障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に向けて全庁的に取り組むとともに、市町にも働きかけました。(県調達実績:80,397千円)

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 実績値 | 令和8度 目標値 |
|------|-------------------------|--------------|-------------|
| | 県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数 | 1,880人 | 2,909人 |

令和6年度 of 取組概要

- ①障がい者スポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会(フライングディスク、陸上競技、ボウリング、卓球、ボッチャ、精神障がい者バレーボール)および三重県ふれあいスポレク祭を開催しました。
- ②三重県障がい者スポーツ大会や体験会の開催、パラスポーツ指導員等の支える人材の養成など、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みました。
- ③「三重県障がい者スポーツ支援センター」に「障がい者スポーツコンシェルジュ」を配置し、県民や企業等からの相談にワンストップで対応しました。
- ④市町や小学校など、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへのパラスポーツ指導員等の派遣を支援しました。
- ⑤初級パラスポーツ指導員養成講習会の開催や、県外の講習会への派遣など、パラスポーツ指導員、パラスポーツトレーナーの養成に取り組みました。
- ⑥パラリンピックで優秀な成績を収めたアスリートに、三重県スポーツ栄誉大賞(1名)、三重県スポーツ栄誉賞(2名)、三重県スポーツ特別功労大賞(1名)を授与しました。
- ⑦令和6年度三重県障がい者芸術文化祭を11月22日、23日、24日に開催しました。(作品出展724点、ステージ発表16組)
- ⑧令和7年1月から2月にかけて、亀山市と津市で「みえアールブリュット2025」を開催し、令和6年度三重県障がい者芸術文化祭の受賞作品等(芸術性の高いもの)を展示しました。(来場者数1,232人)
- ⑨障がい者芸術を指導する立場の方や公共施設のスタッフなどを対象に、「芸術文化活動で成功している障がい者施設が大切にしていること」や「特別な自分を表現できる環境づくり」について、講演会を開催しました。
- ⑩演劇を使ったコミュニケーションワークショップを2日間実施しました。

施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域移行・地域生活の支援の充実

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|----------------|--------|--------|
| | | 実績値 | 目標値 |
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数 | 2,159人 | 2,644人 | 2,480人 |

令和6年度の取組概要

- ①圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しました。
- ②基幹相談支援センターの設置状況の把握を行うとともに、各地域の協議会への参加や、スーパーバイザーの派遣などにより、情報提供、整備促進のための助言を行いました。(基幹相談支援センター設置市町数 22市町)
- ③高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。
※相談件数:2,022件、地域支援セミナー:1回、講習会:1回
- ④障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場の整備を促進しました。
※生活介護事業所・短期入所事業所:1箇所(国庫補助:1(定員33名))
※児童発達支援センター・児童発達支援事業:1箇所(国庫補助:1(定員35名))
- ⑤強度行動障害支援者養成研修を指定事業者により実施し、人材育成を図りました。(修了者:基礎研修141人、実践研修105人)
- ⑥県内の高等学校では、北勢、中勢、南勢、伊賀のそれぞれの地域で介護福祉士養成課程を設置し、介護福祉士を養成しました。また県内で福祉を学ぶコースを設置している学校において、三重県介護員初任者研修事業に取り組み、地域の福祉を担う人材の育成に努めました。
- ⑦「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者および、サービス管理責任者の人材育成を図りました。
また、相談支援従事者初任者研修(104人修了)、相談支援従事者現任研修(145人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(289人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修(180人修了)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修(265人修了)を委託して開催し、人材育成を図りました。

2 福祉と保健・医療が連携した支援の充実

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8度 |
|------------------------------|----------------|-------|------|
| | | 実績値 | 目標値 |
| 医療的ケア児・ 者コーディネー ター養成者数 | 174人 | 244人 | 300人 |

令和6年度の取組概要

- ①新生児に対し先天性代謝異常等検査(20疾患)を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで障がいの予防に努めました。
- ②県内6か所の児童相談所において、肢体不自由、視聴覚、言語発達、重症心身、知的障がい等の障がい相談に対応しました。
- ③保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行いました。
- ④4か所の障害保健福祉圏域にピアサポーターを配置して、体験発表を行うなど退院意欲向上のための退院支援のためのプログラムを行いました。
- ⑤県内全ての障害保健福祉圏域において地域精神保健福祉連絡協議会等が設置されており、関係機関が連携して、地域の特性に応じた精神保健医療福祉に関する課題共有、課題解決を図りました。
- ⑥三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、4つの地域ネットワークや市町、関係機関と連携して、家族等への相談支援を行うとともに、医療、保健、福祉、教育等の多職種の関係者で構成するスーパーバイズチームを組織し、支援者への支援等を行いました。
- ⑦障害福祉サービス事業所や地域ネットワークなどの関係者を対象とした研修会を実施しました。
- ⑧在宅の重症心身障がい児・者及びその家族の生活を支援するため、相談支援に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供を行いました。
- ⑨各自閉症・発達障害支援センター所属の発達障害者地域支援マネージャー2名を広域的支援人材として登録し、2事業所へ派遣しています。

3 防災対策の推進

| 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8度 |
|-----------------------------------|----------------|-------|------|
| | | 実績値 | 目標値 |
| 三重県災害派遣福祉 チーム(三重県DWA T)登録員数 | 98人 | 202人 | 200人 |

令和6年度の取組概要

- ①避難行動要支援者名簿に基づき、関係者への名簿情報の提供や名簿情報に基づく個別避難計画の策定について、市町を訪問のうえ、働きかけや助言を行いました。
- ②個別避難計画作成への福祉関係者の参画を促すため、福祉関係団体等への訪問や福祉関係者等が集まる会議や研修等において、個別避難計画作成の趣旨や課題等について説明を行い協力依頼を行いました。
- ③市町担当者会議における説明や福祉避難所の設置・運営に関する実務研修の開催など、設置促進に向けた働きかけを行いました。
- ④各消防本部や関係機関と連携し、広報媒体(SNS等)やイベント等において住宅用火災警報器の普及啓発を行いました。
- ⑤市町等防災対策会議や市町意見交換会等で、県関係部局とも連携しながら関係市町へ避難確保計画作成及び訓練実施の促進に向けた働きかけや支援、助言を行いました。
- ⑥社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定研修会を分野別に開催しました。
- ⑦三重県DWATについては、養成研修を行い、新たに66名を登録しました(令和6年度末時点合計202名)。
- ⑧令和6年中に三重県警察ウェブサイトのサイト内に新しくピクトグラムを使用して重要な項目を見やすく、分かりやすいデザインに改修しました。バリアフリーページについても継続して「相談窓口」、「ウェブ110番・ファックス110番・110番アプリシステムのご案内」などのページを掲載し、障がいのある人がいつでも相談・通報できるよう配慮した構成としました。
- ⑨聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報手段として「110番アプリシステム」、「ウェブ110番」及び「ファックス110番」を運用し、その利用方法について、三重県警察ウェブサイトへの掲載や、ラジオ放送を通じて広く周知を図りました。

数値目標等進捗状況

1 計画における数値目標の進捗状況

| 施策体系 | 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------------|--------|--------|
| | | | 実績値 | 目標値 |
| 1 多様性を認め 合う共生社会 づくり | 障害者差別解消支援地域協議会設置率 | 80% | 80% | 100% |
| | アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数 | 173件 (令和5年度) | 126件 | 100件 |
| | 手話通訳者、要約筆記および盲ろう通訳・介助員の登録者数 | 234人 | 233人 | 266人 |
| 2 生きがいを実 感できる共生 社会づくり | 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数 | 756回 | 900回 | 1,000回 |
| | 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 | 59.1% | 57.6% | 63.6% |
| | 県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数 | 1,880人 | 2,909人 | 4,200人 |
| 3 安心を実感で きる共生社会 づくり | 三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)登録員数 | 98人 | 202人 | 200人 |
| | グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数 | 2,159人 | 2,644人 | 2,480人 |
| | 医療的ケア児・者コーディネーター養成者数 | 174人 | 244人 | 300人 |

2 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の進捗状況(障害福祉計画・障害児福祉計画)

| 事項 | 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8年度 | |
|--------------------------------|--|-----------------|-----------------|--------|--|
| | | | 実績値 | 目標値 | |
| 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 【成果目標】 | | | | |
| | 地域生活移行者数 (令和元年度末入所者数のうち、地域生活移行した人数) | 26人 | 45人 | 108人 | |
| | 施設入所者数減少見込 (令和元年度末比) | 47人 | 94人 | 90人 | |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 【成果目標】 | | | | |
| | 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 | 1,431人 | 1,334人 | 1,243人 | |
| | 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 | 1,057人 | 961人 | 849人 | |
| | 心のサポーター養成研修の修了者数 | — | 180人 | 800人 | |
| | 精神病床における入院後3か月時点の退院率 | 62.2% (R2年度) | 64.6% (R4年度) | 68.9% | |
| | 精神病床における入院後6か月時点の退院率 | 78.5% (R2年度) | 79.6% (R4年度) | 84.5% | |
| | 精神病床における入院後1年時点の退院率 | 86.2% (R2年度) | 87.1% (R4年度) | 91.0% | |
| | 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 | 39回 | 44回 | 48回 | |
| 3 地域生活支援拠点等の整備およびその有する機能の充実 | 【成果目標】 | | | | |
| | 地域生活支援拠点等が整備された市町数 | 14市町 | 19市町 | 29市町 | |
| | 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数 | 12回 | 31回 | 29回 | |
| | 強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握を行った市町数 | — | 16市町 | 29市町 | |
| | 強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備を行った市町数 | — | 15市町 | 29市町 | |

| 事項 | 目標項目 | 現状値 (令和4年度) | 令和6年度 | 令和8年度 |
|---------------------|---|----------------|-------|-------|
| | | | 実績値 | 目標値 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行 | 【成果目標】 | | | |
| | 一般就労移行者数 | 152人 | 199人 | 325人 |
| | 就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数 | 63人 | 59人 | 151人 |
| | 就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 | 51人 | 72人 | 103人 |
| | 就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 | 32人 | 66人 | 73人 |
| | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の率 | — | 29.4% | 50% |
| | 就労定着支援事業を利用する者の数 | — | 154人 | 203人 |
| | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の率 | — | 35.3% | 25% |
| 【活動指標】 | | | | |
| | 障がい者に対する職業訓練の受講者数 | 10人 | 7人 | 13人 |
| | 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 | 78人 | 117人 | 100人 |
| | 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 | 30人 | 44人 | 39人 |
| | 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援による就職者数 | 39人 | 55人 | 50人 |

| 事項 | 目標項目 | 現状値 | 令和6年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------------|---|---------|-------|-------|
| | | (令和4年度) | 実績値 | 目標値 |
| 5 障がい児支援の提供体制の整備等 | 【成果目標】 | | | |
| | 児童発達支援センターの設置市町数 | 22市町 | 25市町 | 29市町 |
| | 保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された市町数 | 23市町 | 25市町 | 29市町 |
| | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町数 | 15市町 | 18市町 | 29市町 |
| | 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町数 | 15市町 | 16市町 | 29市町 |
| 6 相談支援体制の充実・強化等 | 【成果目標】 | | | |
| | 基幹相談支援センターの設置市町数 | 16市町 | 23市町 | 29市町 |
| | 地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保された市町数 | — | 22市町 | 29市町 |
| | 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制が確保された市町数 | — | 19市町 | 29市町 |
| 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 【活動指標】 | | | |
| | 県が実施する指導監査の結果を市町と共有する回数 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

3 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)の進捗状況

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

| 種類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|----|
| | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 訪問系サービス | | | | | | |
| 居宅介護 | 41,510時間 | 36,447時間 | 43,269時間 | | 45,016時間 | |
| | 2,591人 | 2,471人 | 2,684人 | | 2,775人 | |
| 重度訪問介護 | 29,726時間 | 28,399時間 | 31,872時間 | | 34,307時間 | |
| | 81人 | 78人 | 88人 | | 98人 | |
| 同行援護 | 4,129時間 | 3,501時間 | 4,413時間 | | 4,705時間 | |
| | 313人 | 284人 | 329人 | | 348人 | |
| 行動援護 | 1,807時間 | 1,948時間 | 1,905時間 | | 2,008時間 | |
| | 85人 | 75人 | 94人 | | 101人 | |
| 重度障害者等包括支援 | 21,270単位 | — | 21,270単位 | | 23,273単位 | |
| | 2人 | 0人 | 2人 | | 3人 | |
| 日中活動系サービス | | | | | | |
| 生活介護 | 90,365人日分 | 87,030人日分 | 91,594人日分 | | 92,946人日分 | |
| | 4,669人 | 4,531人 | 4,742人 | | 4,816人 | |
| 自立訓練 (機能訓練) | 925人日分 | 560人日分 | 962人日分 | | 1,020人日分 | |
| | 54人 | 31人 | 56人 | | 59人 | |
| 自立訓練 (生活訓練) | 2,827人日分 | 1,957人日分 | 3,054人日分 | | 3,272人日分 | |
| | 189人 | 141人 | 208人 | | 225人 | |
| 就労選択支援 | — | — | 76人 | | 135人 | |
| 就労移行支援 | 4,791人日分 | 4,146人日分 | 5,093人日分 | | 5,448人日分 | |
| | 293人 | 261人 | 314人 | | 340人 | |
| 就労継続支援 (A型) | 33,154人日分 | 23,823人日分 | 34,155人日分 | | 35,213人日分 | |
| | 1,800人 | 1,254人 | 1,862人 | | 1,931人 | |
| 就労継続支援 (B型) | 83,759人日分 | 90,810人日分 | 86,376人日分 | | 89,113人日分 | |
| | 4,921人 | 5,306人 | 5,088人 | | 5,274人 | |
| 就労定着支援 | 146人 | 123人 | 167人 | | 193人 | |
| 療養介護 | 274人 | 243人 | 281人 | | 291人 | |
| 短期入所(福祉型) | 6,096人日分 | 5,956人日分 | 6,599人日分 | | 7,055人日分 | |
| | 1,024人 | 988人 | 1,094人 | | 1,163人 | |
| 短期入所(医療型) | 314人日分 | (福祉型に含む) | 337人日分 | | 372人日分 | |
| | 56人 | | 59人 | | 61人 | |

| 種類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|----|
| | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 | 見込量 | 実績 |
| 居住系サービス | | | | | | |
| 自立生活援助 | 16人 | 1人 | 18人 | | 23人 | |
| 共同生活援助 | 2,387人 | 2,488人 | 2,510人 | | 2,620人 | |
| 施設入所支援 | 1,650人 | 1,611人 | 1,632人 | | 1,606人 | |
| 相談支援 | | | | | | |
| 計画相談支援 | 4,732人 | 3,660人 | 4,575人 | | 4,792人 | |
| 地域移行支援 | 29人 | 7人 | 32人 | | 36人 | |
| 地域定着支援 | 37人 | 6人 | 40人 | | 43人 | |
| 障がい児支援関係 | | | | | | |
| 児童発達支援 | 14,957人日分 | 15,837人日分 | 16,154人日分 | | 17,293人日分 | |
| | 2,336人 | 2,431人 | 2,473人 | | 2,599人 | |
| 放課後等デイサービス | 63,880人日分 | 63,376人日分 | 68,666人日分 | | 73,619人日分 | |
| | 5,330人 | 5,326人 | 5,722人 | | 6,124人 | |
| 保育所等訪問支援 | 759人日分 | 531人日分 | 870人日分 | | 993人日分 | |
| | 529人 | 437人 | 590人 | | 659人 | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 136人日分 | 37人日分 | 151人日分 | | 178人日分 | |
| | 21人 | 9人 | 23人 | | 32人 | |
| 福祉型障害児入所施設 | 100人 | 86人 | 100人 | | 100人 | |
| 医療型障害児入所施設 | 60人 | 46人 | 60人 | | 60人 | |
| 障害児相談支援 | 2,444人 | 1,929人 | 2,634人 | | 2,816人 | |
| 医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 | 県 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 市町又は圏域 | 40人 | 34人※ | 43人 | 49人 | |

*1か月あたりのサービス量および利用者数

※圏域で配置している場合は当該圏域の構成市町は配置しているものとして、市町の配置人数と合わせた人数

4 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況(障害福祉計画・障害児福祉計画)

| 事項 | 目標項目 | | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|------------|--------------|------------|------------|
| | | | | 見込値 実績値 | 見込値 実績値 | 見込値 実績値 |
| 専門性の高い相談支援事業 | 発達障害者支援センター運営事業 | | 実施か所数 | 2か所 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| | 障害者就業・生活支援センター事業 | | 実施か所数 | 9か所 9か所 | 9か所 | 9か所 |
| | 高次脳機能障害支援普及事業 | | 実施か所数 | 1か所 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | | | | | |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 | | 受講者数 | 33人 22人 | 37人 | 41人 |
| | 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 | | 受講者数 | 8人 5人 | 10人 | 10人 |
| | 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 | | 受講者数 | 8人 15人 | 10人 | 12人 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | | 実利用見込み件数 | 50件 58件 | 50件 | 50件 |
| | 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | | 実利用見込み件数 | 340件 371件 | 340件 | 340件 |
| 広域的な支援事業 | 相談支援体制整備事業 | スーパーバイザー | 配置人数 | 7人 7人 | 7人 | 7人 |
| | | 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | 協議会の開催回数 | 42回 44回 | 45回 | 48回 |
| | 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 | | 協議会の開催回数 | 1回 1回 | 1回 | 1回 |
| サービス・相談支援者、指導者育成事業 | 障害支援区分認定調査員等研修事業 | | 実施回数 | 2回 3回 | 2回 | 2回 |
| | | | 受講者数 | 80人 70人 | 80人 | 80人 |
| | 相談支援従事者研修事業 | 初任者研修 | 実施回数 | 1回 1回 | 2回 | 2回 |
| | | | 受講者数(サビ管等) | 300人 252人 | 300人 | 300人 |
| | | | 受講者数(相談) | 120人 106人 | 120人 | 120人 |
| | | 現任研修 | 実施回数 | 2回 1回 | 2回 | 2回 |
| | | | 受講者数 | 200人 72人 | 200人 | 200人 |
| | | 主任研修 | 実施回数 | 1回 1回 | 1回 | 1回 |
| | 受講者数 | | 20人 3人 | 20人 | 20人 | |

| 事項 | 目標項目 | | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|------------------------------------|--------------------|----------------------|-------------------|--------------|------------|------------|-----|
| | | | | 見込値 実績値 | 見込値 実績値 | 見込値 実績値 | |
| | サービス管理責任者研修事業 | 基礎研修 | 実施回数 | 3回 3回 | 3回 | 3回 | |
| | | | 受講者数 | 300人 224人 | 300人 | 300人 | |
| | | 実践研修 | 実施回数 | 3回 5回 | 3回 | 3回 | |
| | | | 受講者数 | 300人 386人 | 300人 | 300人 | |
| | | 更新研修 | 実施回数 | 3回 3回 | 3回 | 3回 | |
| | | | 受講者数 | 300人 140人 | 300人 | 300人 | |
| | サービス・相談支援者、指導者育成事業 | 強度行動障害支援者養成研修事業 | 実施回数 | 30回 29回 | 30回 | 30回 | |
| | | | 受講者数 | 356人 246人 | 360人 | 360人 | |
| | | 障害者ピアサポート研修事業 | 実施回数 | 3回 3回 | 3回 | 3回 | |
| | | | 受講者数 | 42人 54人 | 54人 | 60人 | |
| | | 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 | 実施回数 | 1回 1回 | 1回 | 1回 | |
| | | 精神障害関係従事者養成研修事業 | 実施回数 | 5回 5回 | 5回 | 5回 | |
| 受講者数 | | | 400人 304人 | 400人 | 400人 | | |
| その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業 | | 社会参加支援事業 | 障害者社会参加推進センター運営事業 | 設置か所数 | 1か所 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | | 身体障害者補助犬育成事業 | 訓練頭数 | 1頭 1頭 | 1頭 | 1頭 |
| | | 点訳奉仕員等養成研修事業 | 受講者総数 | 65人 35人 | 65人 | 65人 | |
| | | | 開催回数 | 3回 3回 | 3回 | 3回 | |
| | | 権利擁護支援 | 障害者虐待防止・権利擁護研修 | 開催回数 | 3回 | 3回 | 3回 |

資料 2

医療的ケア課題検討部会

三重県障害者自立支援協議会への報告（医療的ケア課題検討部会）

令和8年2月13日

1. 開催状況

日 時：令和8年1月15日（木）15：30～17：00

場 所：ZOOMによるオンライン開催

2. 出席委員

三重県重症ケア家族会 SMILE

奥山 絵里 氏

市立四日市病院

岡 香織 氏

独立行政法人国立病院機構三重病院

高村 純子 氏

みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック

岩本 彰太郎 氏【部会長】

三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンター

澤田 博文 氏

特定非営利活動法人クローバークローバーの家

真弓 はるみ 氏

社会福祉法人聖マッテヤ会障害者支援施設 聖マッテヤ心豊苑

村田 達也 氏

三重県市町保健師協議会

谷本 陽子 氏

訪問看護ステーションほたるいせ

岡田 まり 氏

三重県立特別支援学校北勢きらら学園

田口 万紀 氏

障がい者総合相談支援センターそういん

中村 弘樹 氏

特定非営利活動法人なちゅらん なちゅらん四日市

西脇 滋徳 氏

社会福祉法人恩賜財団済生会明和ねむの木

村山 明之 氏

3. 内容

(1) 三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業について

(主な意見等)

【奥山委員】

- ・相談支援センターがあることは知っているが、関わりは薄いと感じている。

【澤田委員】

- ・家族会の交流会に参加するなどご家族との関わりもあるが、支援者との関わりが多い印象。
- ・動ける医療的ケアの方のショートステイが課題となっており、対応が必要と感じている。

【中村委員】

- ・桑員圏域では、訪問看護の事業所に支部を担っていただいております、相談員が表に見えづらい部分もあるような声もお聞きしています。
- ・基幹相談支援センターとして、相談支援専門員のバックアップも継続していきたい。

【西協委員】

- ・支部として4年目となり、相談をいただく機会が増えていると感じる。特に地域の学校や保育所に関連する相談が増えており、地域の中での受け皿が増え、私たちが関わる方も広がってきたと感じている。

【高村委員】

- ・支部としての相談も三重病院の相談として受けてしまっているところがあり、緊急のレスパイトの相談が一番多くあるが、緊急ということで、三重病院で何とかしないといけないとしてしまうところがある。
- ・動ける医療的ケア児については、にじいろ支部だけで解決できない課題で、実際に何人いるかなど、全県的に考える必要がある。
- ・医療的ケア児・者コーディネーターについては、同じ人に相談が集中してしまう傾向にあり、新しい方が実際に支援に関わることができないという話も聞いている。フォローアップ研修も行っているが、実際に支援に携わらないと研修を受けただけになってしまう。

【岩本委員】

- ・コーディネーターにも様々な立ち位置があり、市町や事業所で必要とされる役割、県やセンターの役割を明確にしていくことが大事である。

【村山委員】

- ・市町の福祉課とは関係づくりができているが、事業所や保育所との関係づくりは課題である。
- ・短期入所をしていることもあり、短期入所に関する相談も多く、動ける医療的ケアがある方からの相談、高齢化による長期入所の相談などもある。
- ・事例検討で防災に関する課題などもやってきたが、地域でどのように生かしていくか、活用していくかという次の段階に移っていくことができおらず、課題と感じている。

【岩本委員】

- ・動ける医ケア児、緊急時のレスパイトの受入体制、高齢化していく重度の医療的ケア児・者の受入先といった課題については、自立支援協議会の本会にも報告していただき、また議論が必要と考える。

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業について

(主な意見等)

【岡田委員】

- ・研修時には、訪問看護師としてコーディネートしている事例を通して、医療的ケアに関わりたいと思えるように話をしているが、その後どのように関わっているか追えておらず、フォローアップにもう少し力を入れる必要があるかと思っている。

【岡委員】

- ・福祉の人からすると、医療と聞くだけでちょっと引いてしまう人もいるかもしれないが、1つのケースを持つと、学ぶことがたくさんあり、キャリアアップや次に繋がる

と思う。

【谷本委員】

- ・行政として、医療と地域をつなぐのが保健師の役割ではあるが、医療的ケアとなると訪問看護師さんに頼ってしまうことが多い。
- ・保健師として学ぶことが多いと思うので、市町保健師協議会の中でも研修の案内について考えたい。

【村田委員】

- ・グループ内の相談支援事業所では研修を受けている者もいるが、研修を通じて、他職種の人とのつながり、人的なネットワークづくりにも非常に役立っていると思う。

【田口委員】

- ・教員の方が研修を受けることは難しいと思うが、内容をみると、知っておいた方が良さなものと感じるので、学校内でも研修の案内をできればと思う。

【高村委員】

- ・コーディネーターのあり方、そのエッセンスを学ぶには本当にいい研修と思うので、計画段階で講師の方とも協力しながら、研修を考えていければと思う。

【奥山委員】

- ・現状では、ママがしていることが非常に大きいと思っており、コーディネーターの方には、ママの負担を少しでも減らすという気持ちで、一緒に伴走していただければ本当にありがたい。

【岩本委員】

- ・研修についてはこのまま継続しながらも、コーディネーターの実際の活動にどのように生かしていくかということについて、また議論できればと思う。

(3) その他

○移行期医療について

(主な意見等)

【澤田委員】

- ・三重県の方と移行期医療支援センターの設置に向けた活動を進めており、医療的ケア児から者になったときにどのような体制があるといいか伝えていきたい。

【岩本委員】

- ・今回の寄付講座は、人材育成の中心となり、病院間連携を進める一方で、地域医療は地域の医療関係者が取り組んでおり、現場の声を聞き取りながらセンター設置に向けて動いていく流れと理解している。

【岡田委員】

- ・在宅医療の方を成人の先生に繋いでいくことは訪問看護師の役割と考えているが、まずは、医療的ケア児に関わる訪問看護ステーションを増やしていくことが課題と感じている。

【高村委員】

- ・三重病院の話でいうと、令和6年と令和7年で約30名を訪問診療の先生や成人科の

先生に移行している。

- ・子どもと家族が自立するための移行支援を考えると、ある程度の年齢から、ご家族と地域、次の先生とともに、次はこうしていくということ考えていけないように思う。

○その他

(主な意見等)

【中村委員】

- ・在宅レスパイト事業については、ご本人さんや親御さんの支える仕組みの1つとして、いくつかの市町で広がってきており、さらに普及していくと良いと思う。

【岩本委員】

- ・動ける医療的ケア児や緊急レスパイトの受け皿がない場合に在宅でどのようにみるか、その1つの方法論として在宅レスパイトに期待される場所は大きい。

【村山委員】

- ・圏域内に在宅レスパイト事業を実施している市町があるが、活用に関して、利用する時間が限られている、対応してもらえる訪問看護事業所が広がっていない、といった話も伺っている。

【西脇委員】

- ・圏域内で福祉的なサービスなどが年々高まってきている実感はあるが、動ける医ケア児のレスパイト先は、ショートステイの事業所として挑戦を試みているがハードルが高く、人的な補填等の予算など対策をお願いしたい。

【村田委員】

- ・短期入所の取組も行っており、医療的ケアの方も受入している。看護師を7名配置しているので、24時間体制をしっかりとれている。職員の定着には課題があり、今回も処遇改善費の支援をいただいているが、なお一層の定着に向けた支援をお願いしたい。

【谷本委員】

- ・市町保健師協議会でも個別避難計画の様式を共有させていただき、実際に活用できるようにしていきたい。

【奥山委員】

- ・在宅レスパイト事業に関して、5市町しか実施していないというのも問題だが、時間数も月に4時間では足りない。福岡市では月4時間から月32時間に増やしており、たくさんの予算を県としてもつけていただきたいという切実な思いがある。

以上

令和7年度三重県障害者自立支援協議会 医療的ケア課題検討部会 事項書

開催日時：令和8年1月15日(木)15:30～17:00

開催場所：Zoomによるオンライン会議

ミーティング ID: 958 1135 4816

パスコード: 555247

1 開会のあいさつ

2 議題

(1) 医療的ケア児・者相談支援センター等事業【資料1】

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業【資料2】

(3) その他

○移行期医療について【資料3】

○その他【資料4】

- ・令和8年度当初予算要求状況
- ・医療的ケア児在宅レスパイト支援事業
- ・医療的ケア児・者のための個別避難計画の様式例

構成メンバー表

| 所属 | 氏名 ※敬称略 |
|------------------------------------|---------|
| 三重県重症ケア家族会 SMILE | 奥山 絵里 |
| 市立四日市病院 | 岡 香織 |
| 独立行政法人国立病院機構三重病院 | 高村 純子 |
| みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック | 岩本 彰太郎 |
| 三重大学医学部附属病院 小児・AYA がんトータルケアセンター | 澤田 博文 |
| 特定非営利活動法人クローバー クローバーの家 | 真弓 はるみ |
| 社会福祉法人聖マッセヤ会 障害者支援施設 聖マッセヤ心豊苑 | 村田 達也 |
| 三重県市町保健師協議会 | 谷本 陽子 |
| 訪問看護ステーションほたるいせ | 岡田 まり |
| 三重県立特別支援学校北勢きらら学園 | 田口 万紀 |
| 障がい者総合相談支援センター そういん | 中村 弘樹 |
| 特定非営利活動法人なちゅらん なちゅらん四日市 | 西脇 滋徳 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会明和ねむの木 | 村山 明之 |

事務局

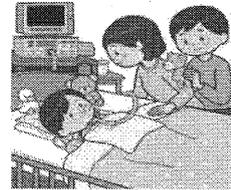
| |
|-------------------------|
| 三重県子ども・福祉部障がい福祉課地域生活支援班 |
| 三重県医療保健部医療政策課地域医療班 |

医療的ケア児について

資料1

○医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア*が日常的に必要な児童のこと。
○全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人を超えている（推計）。

*「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村期）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりご家庭で医療的ケア児を支援するご家庭を調査し作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

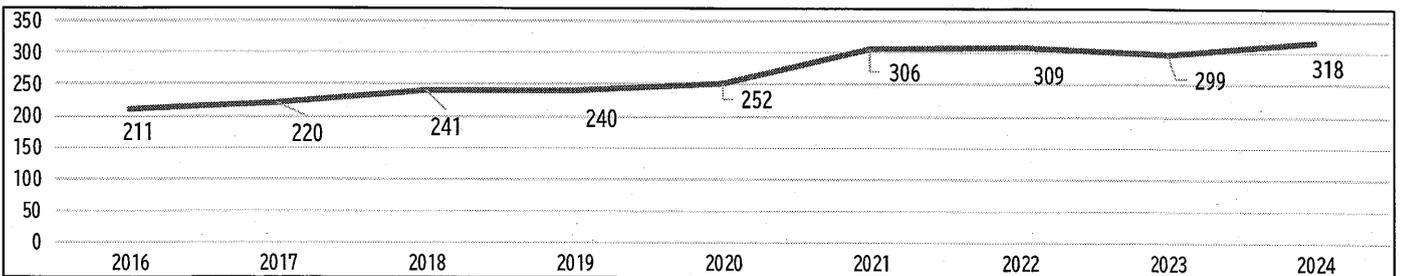
第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

三重県在宅医療的ケア児数の年次推移

（出典）三重大学医学部附属病院
小児・AYAがんトータルケアセンター

| | 2016 | | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | | 2022 | | 2023 | | 2024 | |
|-----|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 医ケア児 | 内（呼吸児） |
| 北勢 | 104 | 17 | 119 | 27 | 119 | 31 | 122 | 40 | 125 | 45 | 148 | 44 | 159 | 47 | 146 | 45 | 166 | 49 |
| 中勢 | 50 | 9 | 54 | 11 | 65 | 13 | 67 | 19 | 65 | 15 | 87 | 16 | 79 | 22 | 73 | 17 | 77 | 16 |
| 南勢 | 53 | 11 | 43 | 9 | 51 | 13 | 47 | 11 | 58 | 13 | 60 | 16 | 62 | 16 | 72 | 20 | 68 | 19 |
| 東紀州 | 4 | 3 | 4 | 2 | 6 | 3 | 4 | 3 | 6 | 4 | 11 | 3 | 9 | 3 | 8 | 3 | 7 | 3 |
| 計 | 211 | 40 | 220 | 49 | 241 | 60 | 240 | 73 | 252 | 77 | 306 | 79 | 309 | 88 | 299 | 85 | 318 | 87 |



圏域別の人口・医療的ケア児数 まとめ

| 令 和 6 年 医 療 的 ケ ア 児 数 等 | 障害保健福祉圏域 | 総人口 | 比率 | 19歳未満人口 | 比率 | 医療的ケア児数 | 比率 | うち、人工呼吸器使用 | 比率 |
|--|-----------|---------|---------|---------|-------|---------|-------|------------|-------|
| | 桑名員弁 | 210,724 | 12.3% | 35,275 | 13.1% | 45 | 14.2% | 14 | 16.1% |
| 四日市 | 366,913 | 21.4% | 61,043 | 22.7% | 80 | 25.2% | 22 | 25.3% | |
| 鈴鹿龜山 | 240,523 | 14.1% | 37,814 | 14.0% | 41 | 12.9% | 13 | 14.9% | |
| 津 | 267,001 | 15.6% | 42,706 | 15.9% | 55 | 17.3% | 15 | 17.2% | |
| 伊賀 | 156,638 | 9.2% | 23,412 | 8.7% | 22 | 6.9% | 1 | 1.1% | |
| 松阪多気 | 203,233 | 11.9% | 33,337 | 12.4% | 42 | 13.2% | 16 | 18.4% | |
| 伊勢志摩 | 206,822 | 12.1% | 28,189 | 10.5% | 26 | 8.2% | 3 | 3.4% | |
| 紀北 | 27,740 | 1.6% | 3,055 | 1.1% | 2 | 0.6% | 1 | 1.1% | |
| 紀南 | 31,776 | 1.9% | 4,322 | 1.6% | 5 | 1.6% | 2 | 2.3% | |
| 合計 | 1,711,370 | 100% | 269,153 | 100% | 318 | 100% | 87 | 100% | |

※人口は令和6年10月1日現在 15.7% 0.118% 27.4%

| 令 和 5 年 医 療 的 ケ ア 児 数 等 | 障害保健福祉圏域 | 総人口 | 比率 | 19歳未満人口 | 比率 | 医療的ケア児数 | 比率 | うち、人工呼吸器使用 | 比率 |
|--|-----------|---------|---------|---------|-------|---------|-------|------------|-------|
| | 桑名員弁 | 211,995 | 12.3% | 36,054 | 13.1% | 34 | 11.4% | 10 | 11.8% |
| 四日市 | 368,501 | 21.3% | 62,227 | 22.5% | 72 | 24.1% | 20 | 23.5% | |
| 鈴鹿龜山 | 241,815 | 14.0% | 38,544 | 14.0% | 40 | 13.4% | 15 | 17.6% | |
| 津 | 269,645 | 15.6% | 43,842 | 15.9% | 58 | 19.4% | 16 | 18.8% | |
| 伊賀 | 158,938 | 9.2% | 24,320 | 8.8% | 15 | 5.0% | 1 | 1.2% | |
| 松阪多気 | 204,967 | 11.9% | 34,249 | 12.4% | 41 | 13.7% | 15 | 17.6% | |
| 伊勢志摩 | 210,743 | 12.2% | 29,399 | 10.6% | 31 | 10.4% | 5 | 5.9% | |
| 紀北 | 28,420 | 1.6% | 3,146 | 1.1% | 4 | 1.3% | 1 | 1.2% | |
| 紀南 | 32,479 | 1.9% | 4,488 | 1.6% | 4 | 1.3% | 2 | 2.4% | |
| 合計 | 1,727,503 | 100% | 276,269 | 100% | 299 | 100% | 85 | 100% | |

※人口は令和5年10月1日現在 16.0% 0.108% 28.4%

在宅の医療的ケア児とその家族の支援に向けた主な取組

在宅における医療的ケア児とその家族を支えるため、NICU・GCUから在宅へ円滑に移行するための支援や地域における生活の基盤整備等の在宅生活支援、医療的ケア児を受け入れる障害児通所、保育園、学校等の基盤整備といった社会生活支援、経済的支援等の取組が実施されている。



3

4

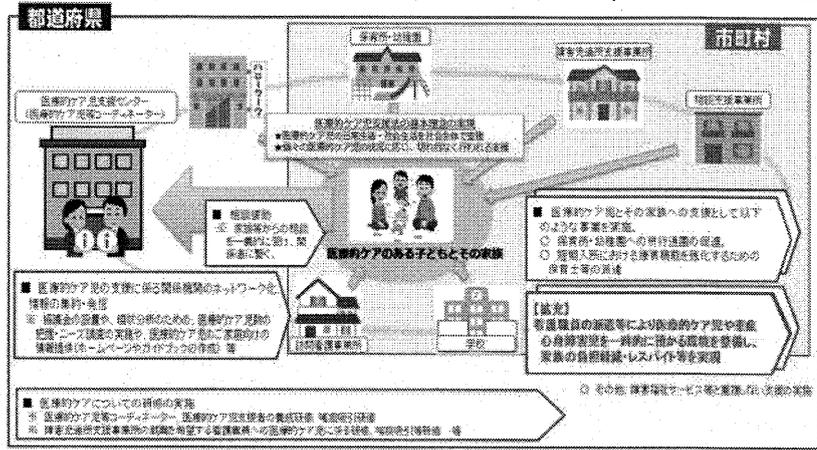
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の目標

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2
- 【補助事業額】 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 1都道府県当たり 8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）
医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 1自治体当たり 5,141千円
一時預かり 1人当たり1,60千円 環境整備 1自治体当たり 500千円

9

5

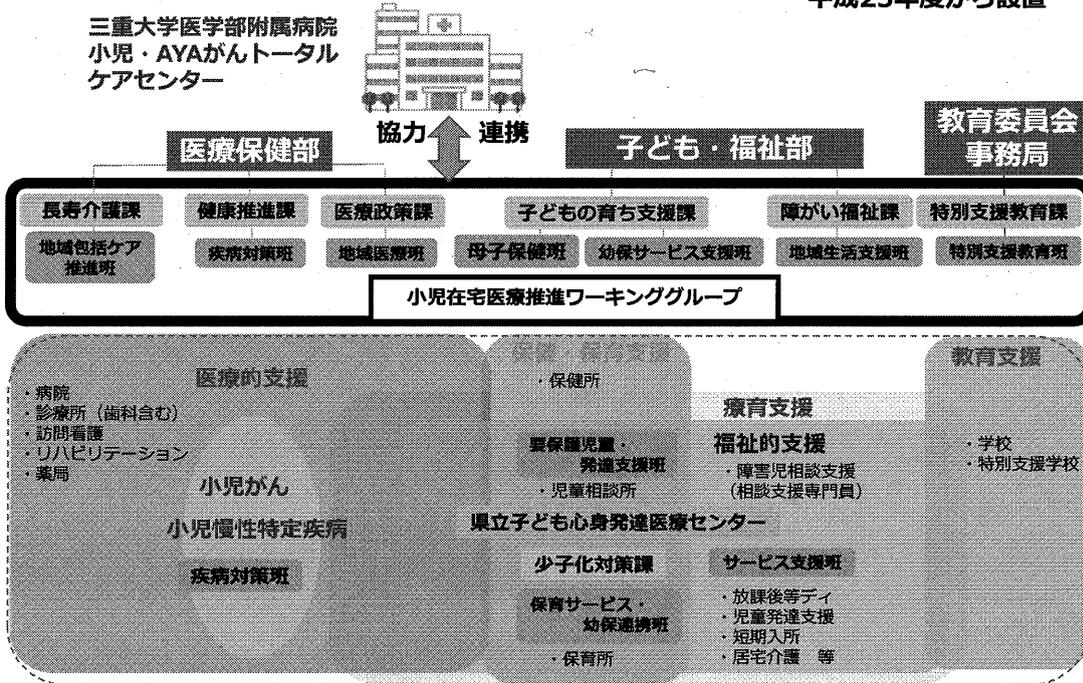
障がい福祉課における取組状況

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| ●医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業（28年度～） | | | | | | | | | | | |
| ○医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業 ・地域ネットワークの構築、連携強化、コーディネーターの育成等 ※重症心身障害児支援体制整備モデル事業（厚労省）を活用 | | | | | | | | | | | |
| ○医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域連携・人材育成事業 ・地域ネットワークの支援、医療的ケア技術スキルアップ研修 ・スーパーバイズ機能構築 | | | | | | | | | | | |
| ○医療的ケア児・者相談支援センター等事業 | | | | | | | | | | | |
| □重症心身障がい児（者）相談支援事業（22年度～） | | | | | | | | | | | |
| ○医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業 （H30：重症心身障害児者等コーディネーター育成研修） | | | | | | | | | | | |
| ○医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業 ・事業所を対象に受入に必要な備品等の購入費用の一部補助 | | | | | | | | | | | |
| ○路痰吸引等実施介護人材確保事業 ・事業所の介護職員等を対象に研修費用の一部補助 | | | | | | | | | | | |

6

三重県庁内ワーキンググループ組織図

平成25年度から設置



7

(1) 三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業

(4つの地域ネットワーク)

e-ケアネット そついん

e-ケアネット よっかいち

にじいろネット

みえる輪ネット

① 三重県医療的ケア児・者相談支援センター 本部

指定機関：三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんトータルケアセンター
 役割：家族等への相談・情報提供・助言、地域ネットワーク（支部）への側面的支援
 県内の医療的ケア児・者やその家族のニーズの地域への共有
 障害福祉サービス等事業者・保育所等・学校等の看護師等への研修

② 三重県医療的ケア児・者相談支援センター 支部

指定機関
 ・そついん支部：ナースホームもも桑名
 ・四日市圏域支部：なちゅらん四日市（レーヴ）
 ・にじいろ支部：三重病院
 ・はれる和支部：明和病院なでしこ
 役割：スーパーバイズ機能（※）、事例検討や地域密着の各種研修（研究会）

③ 三重県医療的ケア児・者及び重症心身障がい児・者相談支援センター

※旧重症心身障がい児（者）相談支援事業をリニューアル
 指定機関：県内5箇所
 役割：在宅の重症心身障がい児・者とその家族の生活を支援するため、相談に応ずるとともに、療養機関等福祉サービスの提供を行う

※スーパーバイズ機能

各支部における多職種チームによる支援者へのスーパーバイズ

・支援者支援＝アドバイス機能（支援者に対する助言）

・地域づくり支援＝コンサルテーション機能（社会資源の開発等の助言）

8

三重県医療的ケア児・者相談支援センター等事業

＜主な活動状況＞

(1) 相談支援件数（令和6年度）

- ・医療的ケアを必要とするご本人や家族、支援者等への相談支援
【本部】31件 【4支部】1,568件

(2) 医療的ケア スタートアップ・技術スキルアップ研修会

- ・障害福祉サービス等事業所の看護師等を対象に医療的ケアの技術指導等を4事業所以上実施

(3) 医療的ケア児・者の地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能推進研修会

- ・スーパーバイズチームメンバーを対象とした研修会を開催
【日時】令和7年10月5日 【参加者】35名

(4) 医療的ケア児・者コーディネーターフォローアップ研修会

- ・コーディネーター養成研修の修了者を対象とした研修会（令和5年度～）
【日時】令和7年12月4日 【参加者】46名

(5) 医療的ケアを要する重症児・者の地域ネットワーク連携研修会

- ・4つの地域ネットワークの関係者等を対象とした研修会
【日時】令和8年3月1日

障害福祉サービス等事業所等職員向け 医療的ケア スタートアップ・技術スキルアップ研修会

目的：障害福祉サービス等事業所における「医療的ケアを必要とする障がい児・者」の受け皿を拡充すること
方法：医療的ケア（呼吸吸引・経管栄養注入等）の技術指導等①、小児科医師・看護師が実施

対象：障害福祉サービス等事業所^{※1}に勤務する看護職員又は介護職員^{※2}

※医療的ケアを現在実施している事業所の職員のみならず、現在は実施していないが、今後医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れたいという意欲のある事業所の職員も含む
※障害福祉サービス等事業所と日常的に関わりのある訪問看護ステーション等の職員も受講可能
*1：事業所は小児対象に限ります
*2：認定特定行為業務従事者、若しくは認定特定行為業務従事者と今後目指そうとしている方

講義・実技内容

- ◆呼吸生理と障がい児・者への対応
- ◆呼吸の特徴
- ◆気管切開・呼吸器管理
- ◆気管吸引・口鼻腔吸引
- ◆喀痰吸引
- ◆経鼻胃管栄養法・胃ろう栄養法
- ◆胃ろう計画外抜去時の対応
- ◆栄養一般・管理
- ◆緊急時のカニューレ再挿入
- ◆BLS（救急隊が到着までの一時救命処置）

- ☆医師・看護師による研修
- ☆研修会は約60分の予定
- ☆実習用入形を使用した実技

※申込書に必要事項をご記入のうえ、EmailまたはFAXにてお申込みください。
※お申込み後に、改めて「お困り事」や「ご希望」をお伺いします。

お問合せ先：三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんとターゲルケアセンター 事務局
（事務局）TEL:059-231-5768
FAX:059-231-5435
Mail:children-tcc@med.mie-u.ac.jp

定員

1施設 **20名**まで

お申し込みは先着順です。
最大10施設までとし、上限に達し次第、受付を終了いたしますので、ご了承ください。

令和7年度 医療的ケア児・者の地域ネットワークにおける スーパーバイズ機能推進研修会

受講対象：スーパーバイズチームメンバー

| | |
|-------------|--|
| 10:00～10:05 | 開会のご挨拶 三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 係長 山本 規晴 氏 |
| 10:05～10:15 | 本日の研修会の目的と背景・本日の予定 松坂市障がい児・者総合相談センター マーベル（相談支援事業所こだま） 管理者 島 優子 氏 |
| 10:15～10:35 | 三重県スーパーバイズ事業の設置背景とその役割 みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック 院長 三重大学医学部附属病院 小児・AYAがんとターゲルケアセンター アドバイザー 岩本 彰太郎 氏 |
| 10:35～10:45 | 休憩 |
| 10:45～12:00 | 医療的ケア児・者の相談支援における 個人情報の取り扱い・守秘義務に関して 福七総合法律事務所 弁護士 尾高 健太郎 氏 |
| 12:00～13:00 | 昼休憩 |
| 13:00～13:05 | 趣旨説明 ナーシングホームももも 施設長 筒井 みどり 氏 |
| 13:05～15:25 | グループワーク |
| 15:25～15:30 | 閉会のご挨拶 三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 係長 山本 規晴 氏 |

2025年
10月5日

10:00～15:30

会場：メッセウイングみえ 大研修室

受講対象：スーパーバイズチームメンバー

参加方法：申込フォームよりお申込み

⇒二次元コードまたは以下URL

<https://forms.gle/IV8Xh6Qy33EWWNqV9>

申込締切：2025年9月28日（日）

お申込みいただきましたら、後日事務局より改めてご連絡いたします。

(2) 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業

資料2

医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する。

- ・平成30年度以降、三重病院に事業を委託し、研修を実施
- ・令和7年度は5日間の日程で開催（講義はハイブリッド、演習は対面）
- ・令和7年度までの修了者数は275名（令和8年度までに300名を目標）
- ・コーディネーターが所属する事業所一覧を県HPに掲載
- ・職種は、相談支援専門員が6割弱、保健師・看護師が約25%
- ・所属は、相談支援事業所が約50%、障害福祉サービス事業所や医療機関が約15%
- ・市町別にみると、5市町においてコーディネーターが所属する事業所が不在

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の内容

第1日目：令和7年7月12日（土） ハイブリッド（対面、オンライン）

| 時間 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|--|
| 8:30 - 8:50 | 受付 | 三重病院 研修担当 |
| 8:55 - 9:05 | 開会 | 三重病院 研修担当 深田 英博 氏 |
| 9:00 - 10:00 | 講義 1. 地域におけるこどもの福祉と支援 2. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する啓発 3. 医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割 | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 相談支援専門員 高村 純子 氏 |
| 10:00 - 12:00 | 演習・座談 1. 課題のあるこどもの成長と発達の特徴 2. 課題の特徴 3. 生活 食事・排泄時の対応 4. 発達・医療時の対応 | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 副院長 村田 輝昭 氏 |
| 12:00 - 12:10 | 昼休憩 | |
| 13:00 - 14:00 | 演習・座談 母子係 訪問看護の仕組みと実地の活動 | 訪問看護 リハビリテーション科 寺島 秀幸 氏 |
| 14:00 - 14:30 | 演習・座談 災害対策 | みまきさくらのこころルーム ケアクリニック 岩本 聡太郎 氏 |
| 14:30 - 15:00 | 演習・座談 小児在宅医療（在宅療養診療所） | |
| 15:00 - 15:10 | 休憩 | |
| 15:10 - 16:30 | ライフステージにおける支援 1. ライフステージにおける相談支援における必要知識 2. 医療・学童園・移行期・成人期における支援 3. 医療的ケアの必要性が高いことへの支援 | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 研修担当 村田 純子 氏 |

第2日目：令和7年7月22日（土） ハイブリッド（対面、オンライン）

| 時間 | 内容 | 担当 |
|---------------|--|---|
| 8:30 - 8:50 | 受付 | 三重病院 研修担当 |
| 9:00 - 10:30 | 演習・座談 教育 労働 1. 支援の基本的知識 2. 福祉 3. 虐待防止対策 4. 障害 5. 労働 6. 家族支援（きょうだい児支援 助産支援） 7. 遊び・療育 | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 研修担当 村田 純子 氏 |
| 10:35 - 10:45 | 休憩 | |
| 10:45 - 11:05 | ライフステージにおける支援 1. COUからの在宅移行支援 | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 研修担当 村田 純子 氏 |
| 11:10 - 11:30 | 演習・座談 | コロニーの森 施設長 丸野 はるみ 氏 |

第3日目：令和7年8月2日（土） ハイブリッド（対面、オンライン）

| 時間 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|---|
| 8:30 - 8:55 | 受付 | 三重病院 研修担当 |
| 9:00 - 10:00 | 演習・座談 日常生活における支援 審判診療（在宅訪問含む）と口腔ケア | 独立行政法人 国立病院機構三重病院 歯科口腔外科長 松村 佳彦 氏 |
| 10:00 - 10:45 | 10:45 非行支援/犯罪被害等（演習） | 連心医療看護科 |
| 11:00 - 12:30 | 施設文部科学省 1. 支援ゲーム作りと支援計画策定/支援ゲームを育てる 2. 支援計画策定事例 | (株) シェキラス 研修推進マネージャー 佐藤 真由 岡田 まり 氏 |
| 12:30 - 12:45 | 昼休憩 | |
| 13:30 - 14:30 | 施設文部科学省 3. 医療 福祉 福祉 障害 福祉の連携 4. 地域の資源活用・参画の方法 5. 実地研修、市町村・都道府県との連携 | なちゅうら日田市 相談支援センター 米本 隆哉 氏 |
| 15:00 - 16:30 | 本人・家族の思いの聴取 1. 意思決定支援 2. コーズアセスメント 3. コーズ管理事例 | 調整中 |
| 16:30 - 17:00 | 本人・家族の思いの聴取 1. 本人・家族の思い | Restarc 山根 晋吾 氏 |

1

2

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者の職種

- ・相談支援専門員が最も多く、全体の6割弱
- ・次いで、保健師・看護師が多く、約25%
- ・その他の職種はいずれも10人未満、合わせると全体の2割弱

| 職種 | 修了者数 | |
|------------------------------------|------|-------|
| 相談支援専門員 | 157 | 57.1% |
| 保健師・看護師 | 65 | 23.6% |
| 社会福祉士 | 7 | 2.5% |
| 保育士 | 5 | 1.8% |
| 児童発達支援管理責任者 | 5 | 1.8% |
| その他(理学療法士、児童指導員、 作業療法士、言語聴覚士、他) | 36 | 13.0% |
| 計 | 275 | |

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者の所属

- ・相談支援事業所が最も多く、全体の約50%
- ・次いで、障害福祉サービス等事業所と医療機関がそれぞれ約15%
- ・その他には、訪問看護事業所や行政、など

| 所属 | 修了者数 | |
|--------------|------|--------|
| 相談支援事業所 | 約137 | 約49.8% |
| 障害福祉サービス等事業所 | 約40 | 約14.5% |
| 医療機関 | 約37 | 約13.5% |
| 訪問看護事業所 | 19 | 6.9% |
| 行政(役所等) | 16 | 5.8% |
| 保育所 | 2 | 0.7% |
| その他 | 24 | 8.7% |

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の市町別修了者数

- ・市町別修了者数は以下の表のとおり
- ・24市町において研修修了者がみえる
- ・5市町において修了者0名、4市町において修了者1名

| 市町別の修了者数 | |
|----------|----|
| 桑名市 | 18 |
| いなべ市 | 6 |
| 木曽岬町 | 0 |
| 東員町 | 2 |
| 四日市市 | 41 |
| 菟野町 | 4 |
| 朝日町 | 1 |
| 川越町 | 2 |
| 鈴鹿市 | 22 |
| 亀山市 | 6 |
| 津市 | 68 |

| 市町別の修了者数 | |
|----------|----|
| 松阪市 | 22 |
| 多気町 | 2 |
| 明和町 | 6 |
| 大台町 | 0 |
| 伊勢市 | 18 |
| 鳥羽市 | 0 |
| 志摩市 | 6 |
| 玉城町 | 3 |
| 度会町 | 2 |
| 大紀町 | 1 |
| 南伊勢町 | 3 |

| 市町別の修了者数 | |
|----------|----|
| 伊賀市 | 9 |
| 名張市 | 11 |
| 尾鷲市 | 4 |
| 紀北町 | 1 |
| 熊野市 | 1 |
| 御浜町 | 0 |
| 紀宝町 | 0 |

※退職者等は含まない

医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数

| 令和7年医療的ケア児数等 | 障害保健福祉圏域 | 医療的ケア児数 | 研修修了者数 | フォローアップ研修参加者数 | ネットワーク | 医療的ケア児数 | 研修修了者数 | フォローアップ研修参加者数 |
|--------------|----------|---------|--------|---------------|--------|---------|--------|---------------|
| | 桑名員弁 | | | 26 | 9 | そういん | | 26 |
| 四日市 | | | 48 | 16 | 四日市 | | 48 | 16 |
| 鈴鹿亀山 | | | 28 | 7 | にじいろ | | 116 | 38 |
| 津 | | | 68 | 24 | | | | |
| 伊賀 | | | 20 | 7 | みえる輪 | | 69 | 28 |
| 松阪多気 | | | 33 | 14 | | | | |
| 伊勢志摩 | | | 30 | 10 | | | | |
| 紀北 | | | 5 | 3 | | | | |
| 紀南 | | | 1 | 1 | | | | |
| 合計 | | | 259 | 91 | | | 259 | 91 |

※修了者16名は県外等

| 令和6年医療的ケア児数等 | 障害保健福祉圏域 | 医療的ケア児数 | 研修修了者数 | フォローアップ研修参加者数 | ネットワーク | 医療的ケア児数 | 研修修了者数 | フォローアップ研修参加者数 |
|--------------|----------|---------|--------|---------------|--------|---------|--------|---------------|
| | 桑名員弁 | 45 | 25 | 9 | 9 | そういん | 45 | 25 |
| 四日市 | 80 | 44 | 13 | 13 | 四日市 | 80 | 44 | 13 |
| 鈴鹿亀山 | 41 | 25 | 7 | 7 | にじいろ | 118 | 99 | 27 |
| 津 | 55 | 56 | 15 | | | | | |
| 伊賀 | 22 | 18 | 5 | 5 | みえる輪 | 75 | 60 | 23 |
| 松阪多気 | 42 | 26 | 11 | | | | | |
| 伊勢志摩 | 26 | 28 | 9 | | | | | |
| 紀北 | 2 | 5 | 2 | | | | | |
| 紀南 | 5 | 1 | 1 | | | | | |
| 合計 | 318 | 228 | 72 | 72 | | 318 | 228 | 72 |

※修了者16名は県外等

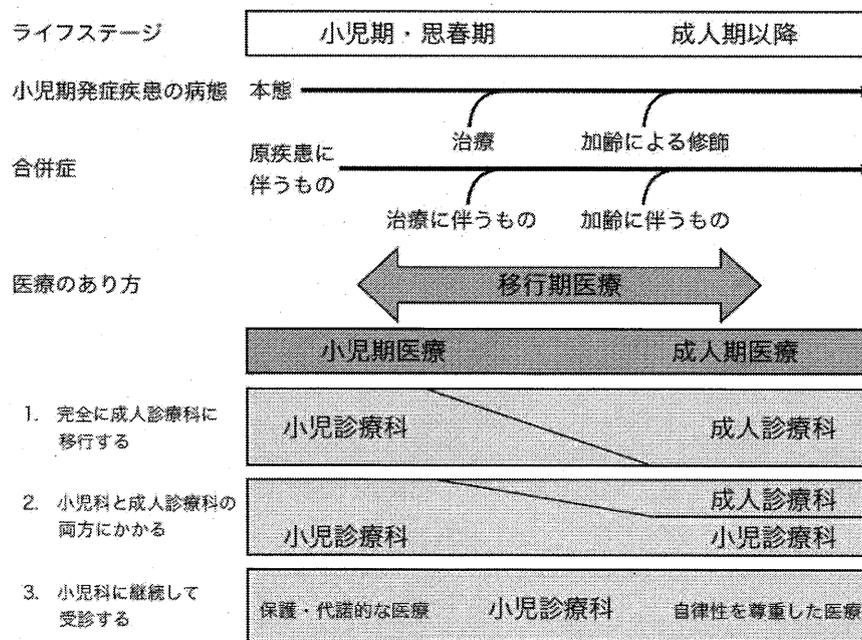
近年の医療技術等の進歩によって、小児慢性特定疾病をはじめとして、多くの慢性疾患を抱える児童が思春期・成人期を迎えることとなった。

一方で原疾患自体が治癒せず持続したり、合併症が長期に継続したりしながら思春期・成人期を迎える児童も増加している。

適切な医療を受けるためには、年齢に応じて小児診療科から成人診療科に移行する必要がある。
= 「移行期医療」が重要

1

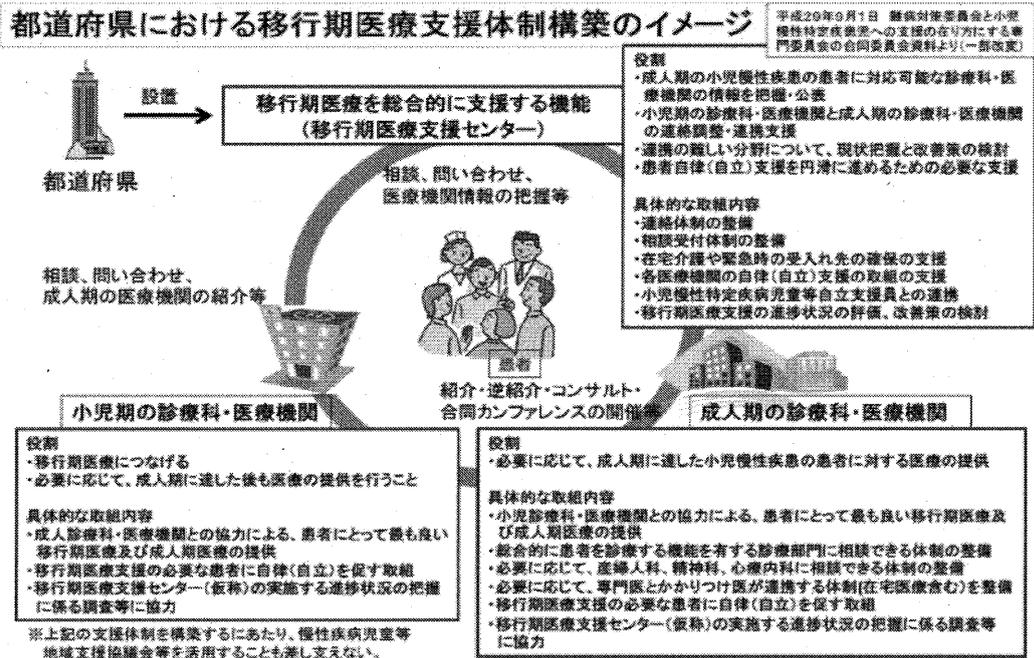
移行期医療の概念図



日本小児科学会 「小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言」より抜粋

2

都道府県における移行期医療支援体制構築のイメージ



都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド(参考)より

移行期医療支援センターの設置状況(令和7年9月現在)

| | 都道府県名 | 設置(委託)医療機関 |
|----|-------|----------------|
| 1 | 北海道 | 北海道医療センター |
| 2 | 宮城県 | 宮城県立こども病院 |
| 3 | 東京都 | 東京都立小児総合医療センター |
| 4 | 神奈川県 | 国立病院機構 箱根病院 |
| 5 | 埼玉県 | 埼玉県立小児医療センター |
| 6 | 千葉県 | 千葉大学医学部附属病院 |
| 7 | 静岡県 | 静岡県立こども病院 |
| 8 | 長野県 | 信州大学医学部附属病院 |
| 9 | 大阪府 | 大阪母子医療センター |
| 10 | 兵庫県 | 神戸大学医学部附属病院 |
| 11 | 滋賀県 | 滋賀医科大学医学部附属病院 |
| 12 | 京都府 | 京都府立医科大学附属病院 |

令和7年度の取組状況 ①

①三重県移行期医療学講座の設置（新規）

三重県は、令和7年8月から三重大学医学部に移行期医療に関する寄附講座を設置した。
寄附講座を通じて、県は移行期医療に従事する医師の確保や育成を進めることにより、本県の移行期医療に関する医療提供体制の確立をめざす。

○寄附講座の概要

移行期医療に従事する医師の確保・育成を推進するとともに、移行期医療の診療体制の向上を図る。

○講座の主な教育研究内容

- (1) 移行期医療に従事する医師の確保・養成
- (2) 小児科医師及び成人診療科（総合診療科、循環器内科、神経内科等）の医師が連携した診療体制の構築
- (3) 三重大学医学部附属病院及び県内医療機関における、外来診療、入院管理、コンサルテーション等
- (4) 臨床的な研究
- (5) 医療機関のみならず福祉機関も含めた関係機関との連携・促進
- (6) 取組状況・成果の情報発信

5

令和7年度の取組状況 ②

○年間予算

令和7年度23,465千円（県から三重大学への寄附金）

令和8年度～令和11年度まで：39,050千円（県から三重大学への寄附金）

②移行期医療支援体制の検討（継続）

三重大学の移行期支援体制検討ワーキング会議への参加等、三重大学及び関係機関と連携し、三重県における移行期医療の現状と課題の整理を行うとともに、移行期医療支援センターの設置をめざし、移行期医療支援コーディネーターの役割の検討など、移行期医療支援体制の整備に向けた取組を進めています。

6

＜医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業＞

（1）医療的ケア児・者相談支援センター等事業【継続】

三重県医療的ケア児・者相談支援センターを設置し、家族等への相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の関係機関からの専門性の高い相談に対し多職種で構成するスーパーバイズチームにより助言等を行うほか、障害福祉サービス事業所の看護師等への研修等を実施します。

（2）医療的ケア児・者コーディネーター養成研修【継続】

医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する研修を実施します。

（3）医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入体制整備事業【継続】

障害福祉サービス事業所等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を補助します。

（4）喀痰吸引等実施介護人材確保事業【継続】

医療的ケア児・者が利用する障害福祉サービス事業所等における喀痰吸引等が実施可能な介護職員を確保するため、1号研修・2号研修を受講する際の費用の一部を補助します。

1

こども家庭庁
こども家庭庁

医療的ケア児等総合支援事業 拡充

支援局 障害児支援課

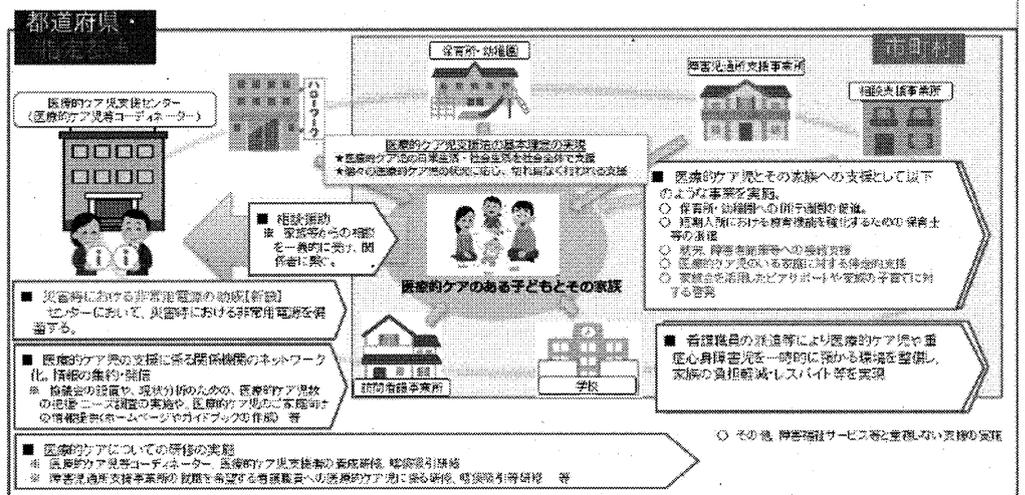
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日常の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、指定都市のみ
- 【負担割合】 国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2
- 【補助基準額】
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
 - ・医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
 - ・一時預かり 1人当たり780千円【拡充】
 - ・環境整備 1自治体当たり 500千円
 - ・非常用電源助成【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

8

資料 3

人材育成検討部会

人材育成検討部会

【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】

・実施すべき研修の増加や計画相談の導入に伴い、三重県として分野、職種を問わず一貫した理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域における人材育成の方向性がバラバラにならないよう指針になる、県として理念を持つことも必要でした。このことから、平成 26 年度、人材育成検討委員会において「人材育成ビジョン」[資料 3-2](#)、[資料 3-3](#)」を策定し、第 4 期障害福祉計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において県の重点施策として盛り込むことになりました。「人材育成ビジョン」は定期的に見直しをおこなっています。人材育成ビジョン（令和 6 年 4 月版）では、「研修講師等のファシリテーション能力の向上」、「地域（市町/圏域）の人材育成を実施可能とする体制の整備」、「障がい当事者の意見を各研修内容に反映すること等による従事者の支援力の向上」を今後の人材育成として掲げています。

【令和 6 年度、7 年度の取組状況及び、今後の予定について】

・令和 8 年 1 月現在、48 名が研修ファシリテーター（兼人材育成検討部会の研修企画 WG 委員）として活動しており、障がい当事者の方々も交え、官民協働で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修、虐待防止研修等の研修を企画運営しています。

→令和 6 年度の開催実績…[資料 3-4-①](#)

→令和 7 年度の開催実績…[資料 3-4-②](#)

○相談支援従事者研修等の実施状況

〈相談支援従事者研修（初任、現任、主任）〉

初任者研修、現任研修では、地域での実習（0JT）の実施が定められており、市町や基幹相談支援センター等地域の相談支援センター、相談部会の方々にご協力いただきながら実施しています。地域での実習が円滑に行えるように、市町職員及び実習講師向けに、実習説明会を実施しています。

主任相談支援専門員養成研修について、令和 7 年度には、12 名の主任相談支援専門員を養成しました。現在、県内で 39 名の方に主任相談支援専門員として活躍していただいています。三重県における主任相談支援専門員の役割は下記のとおりです。

- （1）地域（市町・障害保健福祉圏域）協議会など地域の相談支援体制について協議する場へ参画するなど、地域の中核的役割。
- （2）三重県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習の受入れや受講生への指導的役割。
- （3）三重県が実施する相談支援従事者研修等の企画立案への参画及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

〈サービス管理責任者等研修(基礎、実践、更新)〉

令和7年度の研修内容は、令和6年度と同様で、各研修3日程ずつ実施しました。

令和8年度は、令和3年度に開始した実践研修の修了者にとって、更新期限となる年度のため、更新研修の募集定員、研修回数等の検討を行っています。

〈専門コース別研修〉

令和4年度には新たに「障害児支援」と「就労支援」、相談支援専門員向けに「介護支援専門員との連携・相互理解」が創設されました。令和7年度は「障害児支援」を実施予定しました。

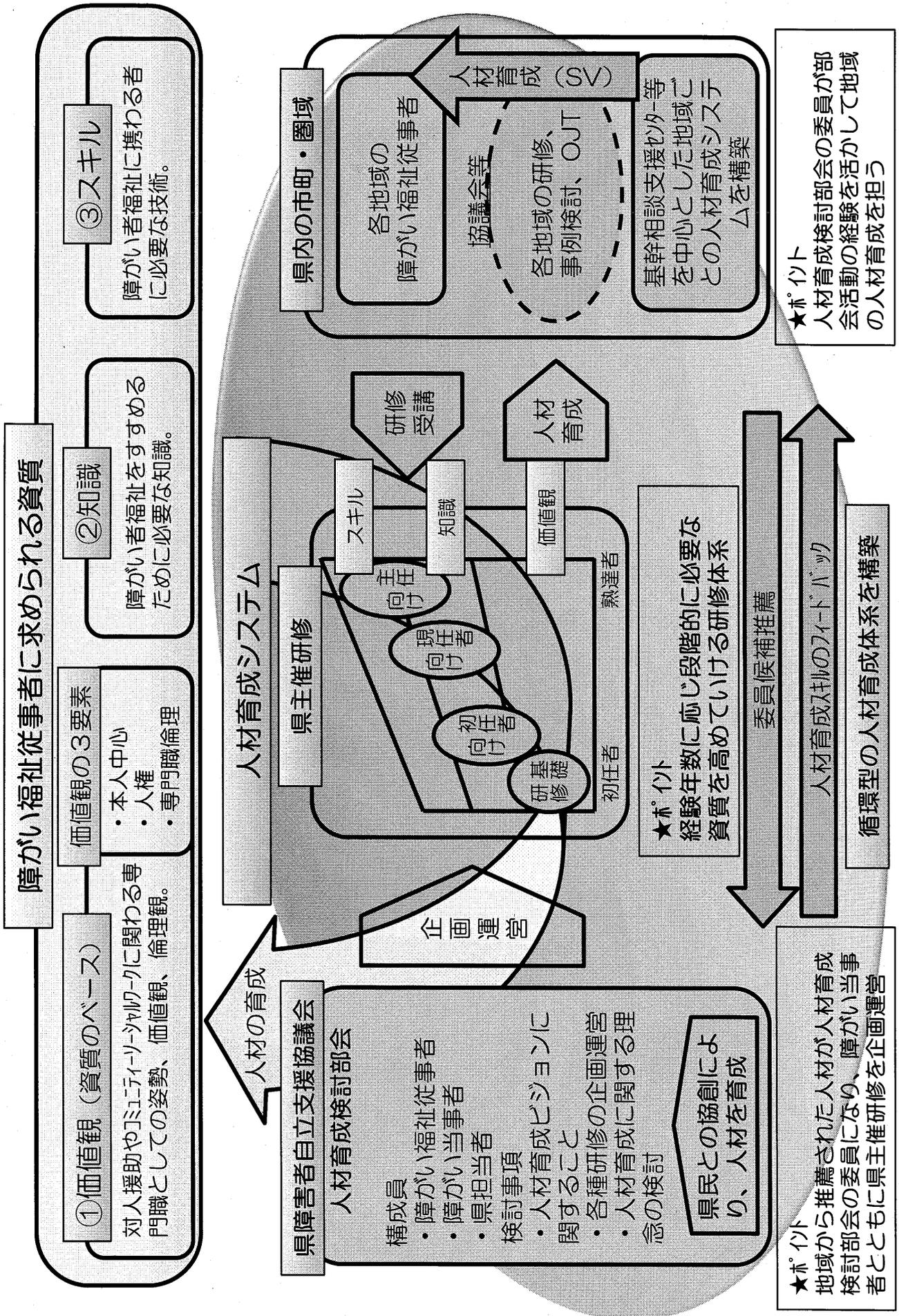
〈障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修〉

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、また、そのための地域づくりのためには、身近なところで本人の気持ちに寄り添い、話を聴き、応援してくれる支援員や市町の障がい福祉担当職員が必要です。そこで、本人中心・本人主体の姿勢について考え、本人支援の基本姿勢について学ぶことを目的として、平成23年度から当研修を実施しており、令和4年度からはオンラインで開催しています。兵庫県立大学の竹端先生に講義いただき、今年度はピアサポート研修にご参画いただいている方、昨年度の研修受講生に講師としてご参加いただきました。自身の体験談、昨年度の研修受講から今までをどのように過ごされたかを講義いただき、それに対してグループで意見交換を行いました。多くの事業所や市町の担当者の方に参加いただきました。

〈障害者ピアサポート研修〉

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とし、令和5年度より研修を実施しています。令和7年8月に基礎研修を実施し16名を養成し、同年10月には専門研修を実施し16名を養成しました。令和8年1月にはフォローアップ研修を実施し、6名を要請しました。

三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン



三重県障がい福祉従事者 人材育成ビジョン (令和6年4月版)

三重県自立支援協議会
人材育成検討部会

1

<目次>

- 1 はじめに
- 2 障がい福祉従事者に必要な資質とは
- 3 人材育成システムについて
 - (1) 経験年数に応じた段階的な人材育成システム
 - (2) さまざまな研修機会の活用
 - (3) 地域における人材育成の充実
 - (4) 循環的な人材育成
- 4 人材育成ビジョンの目標設定

2

1 はじめに

・平成18年の障害者自立支援法施行後、指定相談支援事業所における相談支援専門員の位置付けが制度化され、また、障害福祉サービス事業所等ではサービス管理責任者の配置が義務付けられました。これに伴い、相談支援専門員及びサービス管理責任者の育成を都道府県が担うことになり、三重県においても、ケアマネジメント手法による障害者支援技術を獲得するための研修を行うことになりました。

・三重県では、より効果的な人材育成を行うため、官民協働で研修の企画運営を行うために平成22年度に「研修企画運営検討委員会」を立ち上げました。

3

1 はじめに

・また、この「研修企画運営検討委員会」が元になって、平成24年度にはより長期的な視点で人材育成について協議するために、三重県障害者自立支援協議会の組織として、「人材育成検討委員会（⇒現・人材育成検討部会）」を設置しました。

・「人材育成検討部会」において、長期的な視点で計画的に人材育成を行うにあたっては、研修で伝えるべきポイントや、研修体系を整理した「人材育成ビジョン」が必要であるとの意見がまとまり、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定することになりました。

4

- この「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」は、三重県の障がい福祉従事者（※）に求められる資質を明らかにしたうえで、その資質を備えた人材を育成するための研修体系を整理したものです。
- このビジョンは、三重県自立支援協議会人材育成検討部会において、評価検討を行い、定期的にバージョンアップしています。

※ここでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者をはじめとする障がい福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

5

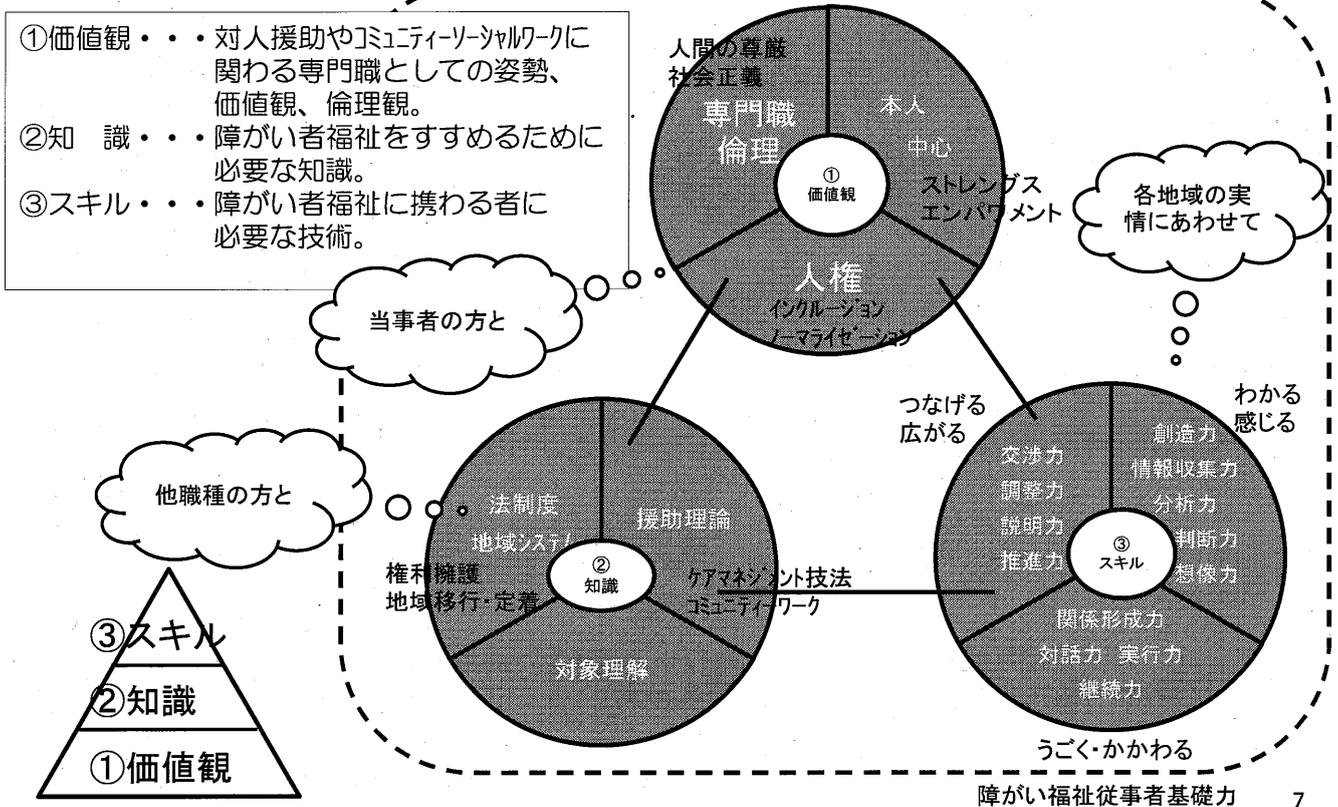
2 障がい福祉従事者に必要な資質とは

- 三重県では、以下に掲げる資質を備えた人材を養成していきます。

6

障がい福祉従事者に求められるものとは・・・

障がい福祉従事者に求められる資質を3つの枠組み（要素）に整理しました。



三重県では、特に土台となる「価値観」、中でも「本人中心」の理念を大切にして人材育成に取り組んでいきます。

そこで「価値観」についての考え方を以下のように整理しました。

★価値観・・・対人援助やコミュニティソーシャルワーク
に関わる専門職としての姿
勢、価値観、倫理観

◎「価値観」に必要な3つの要素

- 本人中心・・・人生の主人公として、本人自身が自己決定できるよう支援すること
- 人権・・・ソーシャルワーカーとしての責務
- 専門職倫理・・・障がい福祉従事者としての倫理

⇒初任者研修から丁寧に押さえる重要な視点

9

<「本人中心」を考えるうえで重要な視点>

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



①エンパワメント

・・・一般状況と比べてパワレス状況にある人が、本人の意向にそって、支援者とともに能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法により、そのパワレス状況を改善していく過程。

②ストレングス

・・・その人が、元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

10

<「本人中心」を考えるうえで重要な視点>

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



③意思決定支援

すべての人に意思能力があるという前提のもと、周囲の人が本人の年齢にふさわしい情報や意思形成の場面を提供しながら、本人自身が意思を表明し、実行できるよう支援すること。

11

<「人権」を考えるうえで必要な視点>

障がい福祉従事者はソーシャルワーカーとして、障がいのある人たちの権利を守っていく責務があります。



- インクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと
- ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きること

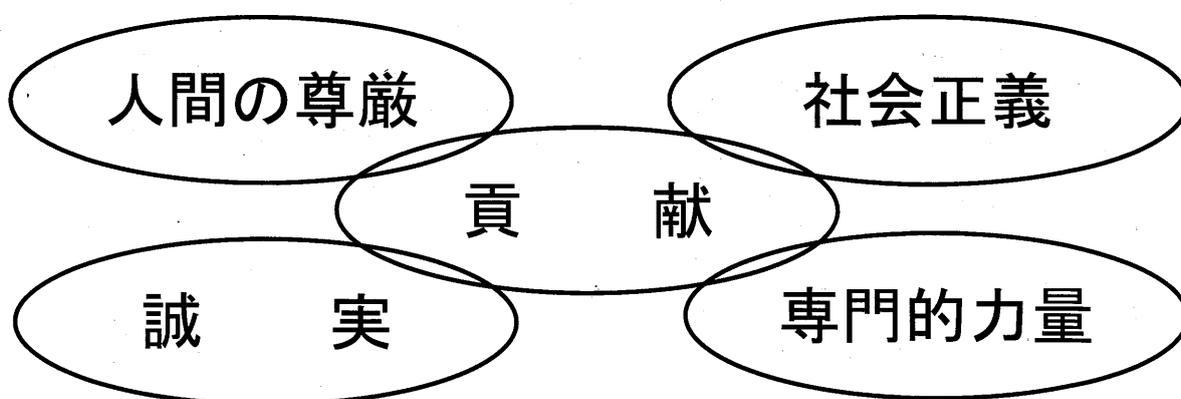
12

<「専門職倫理」とは>

障がい福祉従事者に求められる専門職倫理



- ・（参考）ソーシャルワーカー倫理綱領
（価値と原則）



13

・価値観を土台として、知識やスキルについても、段階的に習得できるような研修体系を考えています。

★知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。援助理論や法制度、対象者理解などが必要です。

★スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。感じる力、うごく力、つなげる力などが必要です。

14

3 人材育成システムについて

- 三重県では、求められる資質を高められるような人材育成システム（＝研修体系）を、「みんなで」作りあげていきます。

15

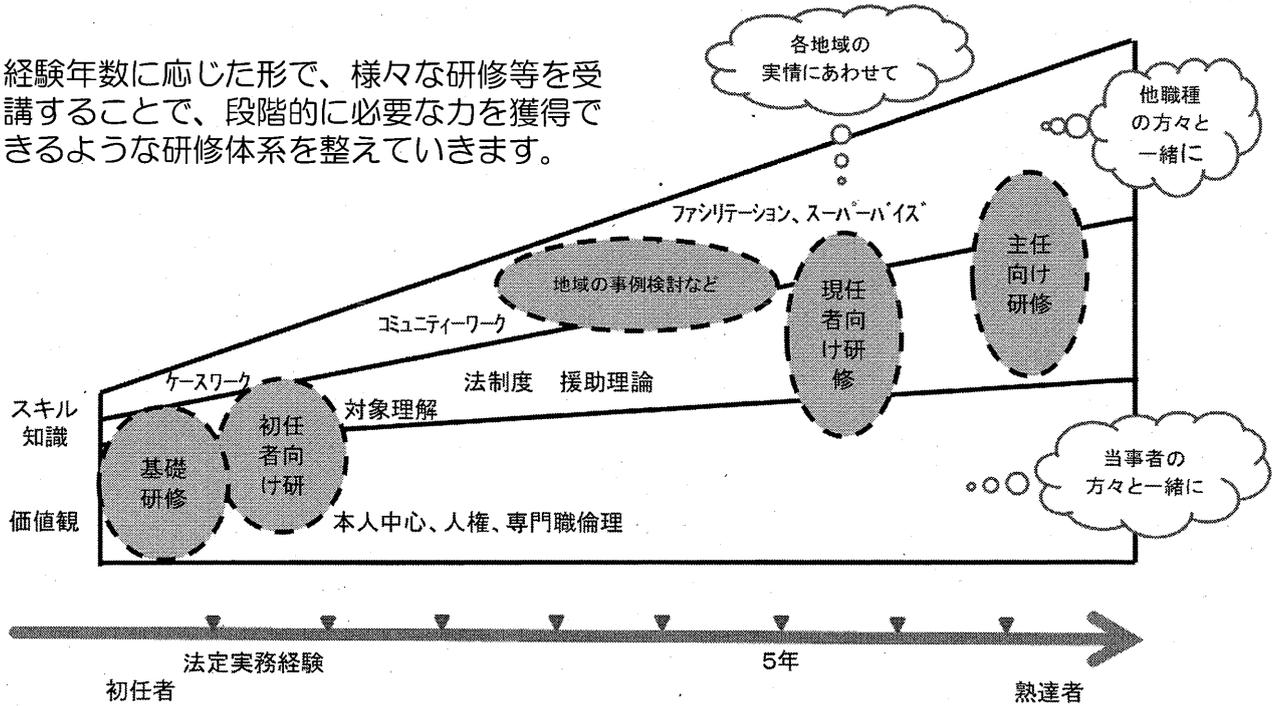
（1）経験年数に応じた段階的な人材育成システム

- 障がい福祉従事者に求められる資質を「段階的に」高められる人材育成システムを整えていきます。

16

求められる力を高めていくための人材育成システム

経験年数に応じた形で、様々な研修等を受講することで、段階的に必要な力を獲得できるような研修体系を整えていきます。



※ここでいう法定の実務経験とは、相談支援専門員やサービス管理責任者研修になるために政省令で定められた年数のことを指します。目安として直接支援や相談支援に従事した年数が5年以上の方が該当します。

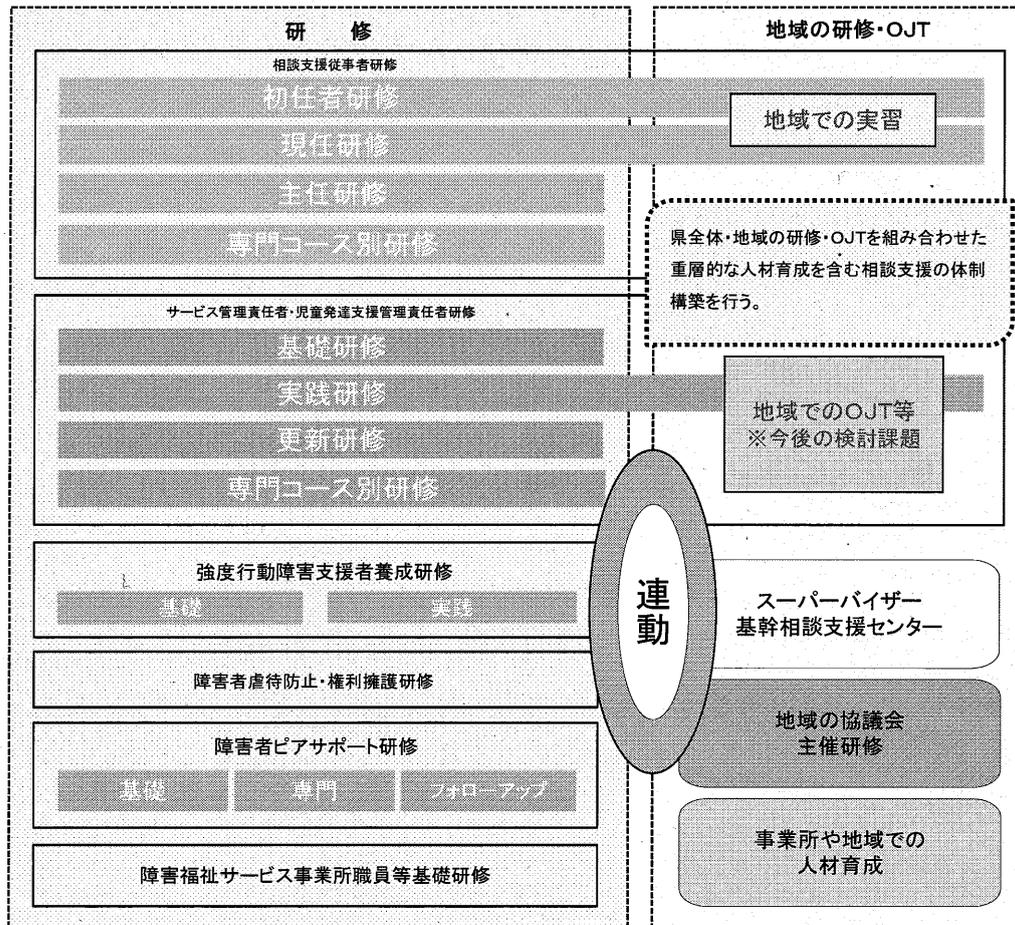
17

(2) さまざまな研修機会の活用

- 県等が主催する法定の研修に加えて、任意研修や地域で企画運営される研修、事業所等でのOJT等を通して、資質向上を図ることができる体制を整えていきます。

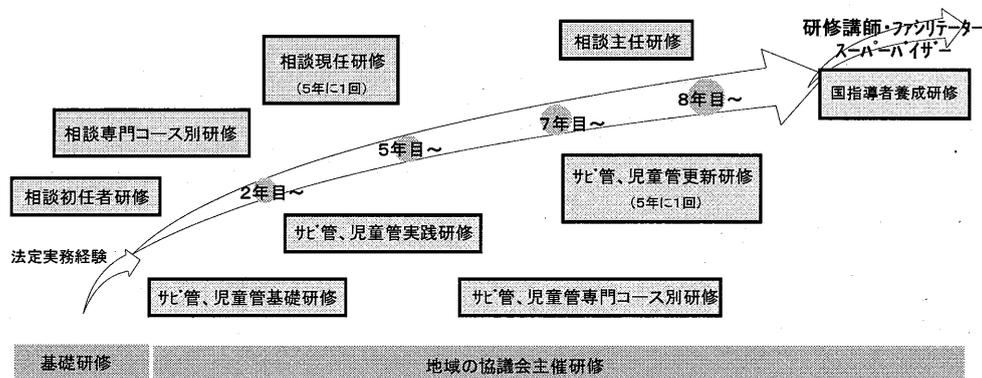
18

三重県の人材育成体制



19

研修体系(概要)



県全体で実施する法定の研修と任意研修や地域の取り組みを連動させることで、初めて効果的な人材育成が可能になると考えられます。

20

(3) 地域における人材育成の充実

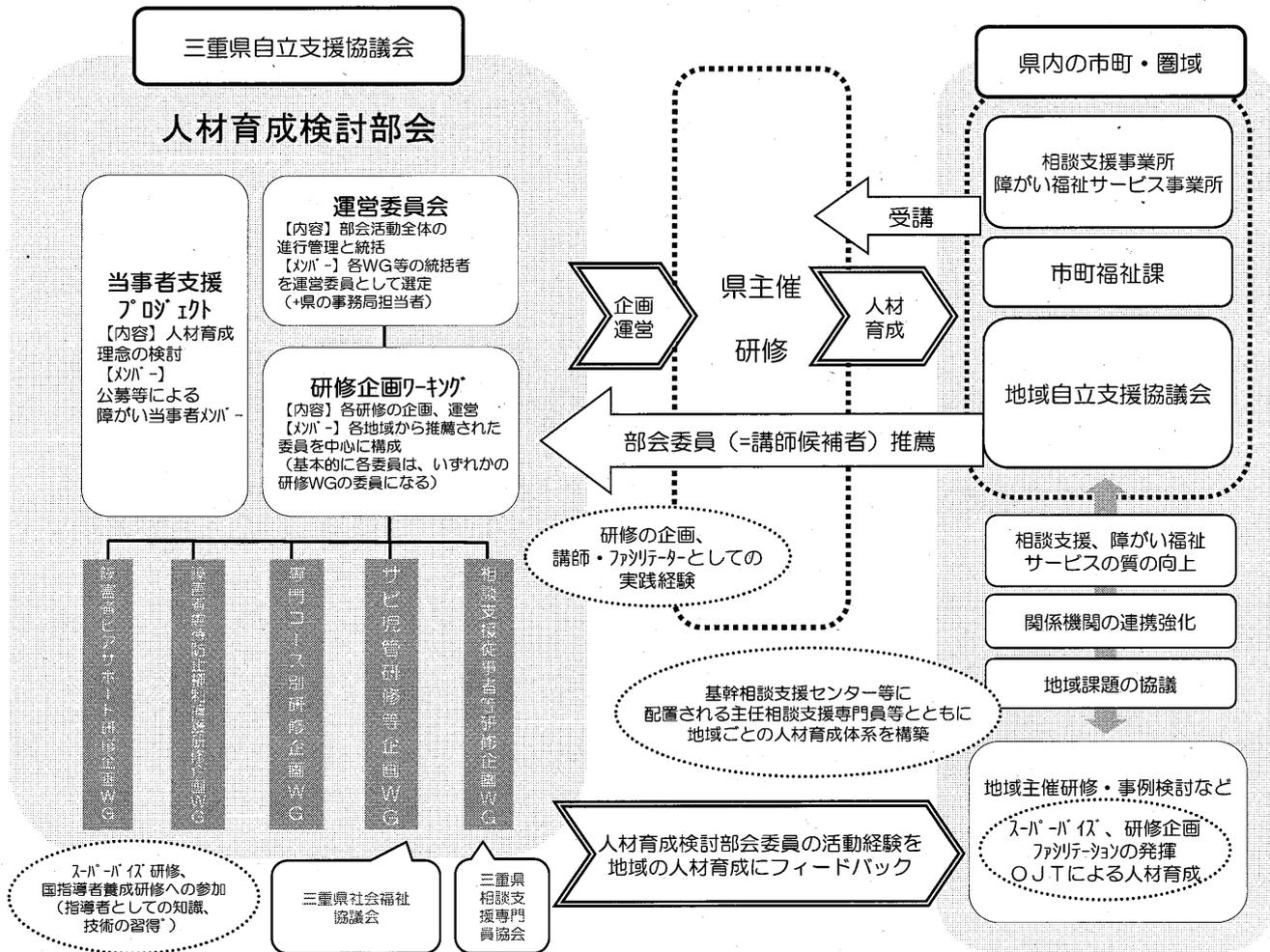
- 今後、経験年数を積み重ねた現任者の中から地域で人材育成を担える人材（主任相談支援専門員等）を養成していきます。
- それらの人材が各地域の支援体制を充実、強化できるようにしていきます。

21

(4) 循環的な人材養成

- 三重県は、人材育成を「みんなで」考えるために、「人材育成検討部会」を官民協働で設置、運営しています。
- 地域の協議会から推薦された人材が活動を通して人材育成に必要な資質を高めたうえで、それを地域に還元できるようにしていきます。

22



4 人材育成ビジョンの目標設定（令和6年度～令和8年度）

- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、みえ障がい者共生社会づくりプランと連動して、令和6年度から令和8年度の3年間のスパンで実施することとし、定期的に評価、検討を行います。
- ・あわせてビジョン自体の評価、検討も行き、適宜バージョンアップさせていきます。

◎今後の人材育成（R6～R8）

○令和6年度～8年度

- ・研修講師・ファシリテーター向けの研修会等を実施し、全体のファシリテーション能力の向上を図る。
- ・主任相談支援専門員がSVを活用して、地域（市町/圏域）の人材育成を実施可能とする体制を整備する。
- ・当事者支援PJ等、障がい者が主体となり協議する場や、障害者ピアサポート研修等の意見を各研修の内容に反映させ、従事者の支援力の向上を図る。

令和6年度 研修会・会議開催実績

資料3-4-①

| 研修・会議名 | 実施期間 | 修了日 | 修了者数 |
|---------------------|------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 市町障害支援区分認定調査員研修 | 6/11～6/18 11/20～ 11/29 | 2024/6/28 2024/12/6 | (6/28(47名)) (12/6(8名)) |
| 市町村審査会委員研修 | 6/6～6/13 11/20～ 11/29 | 2024/6/28 2024/12/6 | (6/28(5名)) (12/6(3名)) |
| 障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修 | 6月25日 | 6月25日 | 99名 |

動画視聴によるオンライン研修

動画視聴によるオンライン研修

Z o o mによるオンライン開催、修了証書は発行しない

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|------------------------------------|-----|---|-------------------------------|
| 相談支援従事者初任者研修（講義・演習） | 7日間 | 講義【共通】 令和6年5月30日～令和6年6月14日/集合 演習【Aコース】 演習①②：令和6年7月25日～7月26日/集合 演習③：令和6年9月6日/集合 演習④⑤：令和6年10月3日～10月4日/集合 ※講義と演習①～⑤合計7日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり) | 106名 |
| 相談支援従事者初任者研修（サービス管理責任者等コース：共通講義のみ） | 2日間 | 講義【共通】 令和6年5月30日～31日（四日市） 令和6年6月4日～5日（伊勢） 令和6年6月11日～12日（松阪） 令和6年6月13日～14日（津） | 合計267名 (サビ管：146名、児発管：121名) |

R5年度申込者が1名受講。

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|------------------|-----|---------------|------|
| 専門コース別研修（意思決定支援） | 1日間 | 令和7年3月11日、14日 | 124名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|-------------|-----|--|------|
| 相談支援従事者現任研修 | 4日間 | 講義【A・B日程共通】 令和6年10月30日 演習【A日程】 ①令和6年10月31日/集合 ②令和6年12月19日/集合 ③令和7年2月27日/集合 演習【B日程】 ①令和6年11月12日/集合 ②令和6年12月20日/集合 ③令和7年2月28日/集合 | 72名 |
| 主任相談支援専門員研修 | 5日間 | 講義及び演習 ①令和6年6月27日 ②令和6年6月28日 ③令和6年8月21日 ④令和6年8月22日 ⑤令和6年8月23日 | 3名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|--------------------|-----|--|---|
| サービス管理責任者等研修（基礎研修） | 2日間 | ○講義 動画配信期間： 令和6年6月21日～28日 ○演習 A日程：令和6年7月4日 B日程：令和6年7月10日 C日程：令和6年7月19日 | 合計：224名 (内訳：サビ管111名(7月4日：42名、10日：30名、19日：39名)、 児発管113名(7月4日：45名、10日：41名、19日：27名)) |

| | | | |
|--------------------|-----|---|--|
| サービス管理責任者等研修（実践研修） | 3日間 | 【前半】 ○講義 動画配信期間： 令和6年5月31日～6月7日 ○演習：集合 A日程：令和6年6月18日 B日程：令和6年6月25日 【後半】 ○講義 動画配信期間：令和7年1月20日～27日 ○演習：集合 A日程：令和7年2月20日 B日程：令和7年2月26日 C日程：令和7年3月5日 | 合計：123名 (内訳：【前半】サビ管58名(18日：29名、25日：29名)、児発管48名(18日：26名、25日：22名)※両方の修了証書発行者17名含む 合計：263名 (内訳：【後半】サビ管149名(2月20日：57名、26日：40名、3月5日：52名)、児発管114名(2月20日：33名、26日：47名、3月5日：34名)) ※両方の修了証書発行者名含 |
|--------------------|-----|---|--|

令和6年度 研修会・会議開催実績

資料3-4-①

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|--------------------|-----|---|--|
| サービス管理責任者等研修（更新研修） | 2日間 | A日程 1日目：令和6年11月12日 2日目：令和6年11月13日 B日程 1日目：令和6年11月28日 2日目：令和6年11月29日 C日程 1日目：令和6年12月10日 2日目：令和6年12月11日 | 合計：160名（実人数：137名） （内訳：サビ管102名（11月13日：27名、 29日：33名、12月11日：42名） 児発管12名（11月13日：6名、29日：2名、 12月11日：4名）） ※両方の修了証書発行者23名含む |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|---------------|-----|----|------------------|
| 強度行動障害支援者養成研修 | 2日間 | — | 基礎研修：名 実践研修：名 |

指定事業者による実施のみ

| 研修・会議名 | 期間 | 日付 | 参加者人数 |
|----------|----|----|-------|
| 人材育成検討部会 | | | |
| 運営会議 | — | — | — |

| 研修・会議名 | 期間 | 日付 | 参加者人数 |
|----------------|----|-----------|-------|
| 障がい当事者支援プロジェクト | 1日 | 令和6年12月4日 | 9名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 参加者人数 |
|---------------------|----|--|------------------|
| 虐待防止・権利擁護研修（共通講義） | 2日 | 共通講義 令和6年9月12日～27日 （YouTubeによるオンデマンド動画視聴） | 881名 |
| 虐待防止・権利擁護研修（市町コース） | 1日 | 令和6年11月14日 | 13名 |
| 虐待防止・権利擁護研修（事業所コース） | 2日 | 第1部：令和6年11月14日～29日 /Youtube配信 第2部：令和6年12月3日（A日程） 令和6年12月16日（B日程） /集合 | 1部273名 2部145名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|----------|----|--|------------------------------|
| 喀痰吸引3号研修 | 4日 | ○基本研修 （講義）令和6年8月28日、8月31日 （試験）9月9日 （演習）10月3日9:25～11:30（A日程） 10月3日13:25～15:30（B日程） ○実地研修（各事業所） | ・基本研修、実地研修修了者 名 ・基本研修のみ 名 |

県社協委託実施分

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|---------------------|----|---------------|--------------------|
| ピアサポート研修（基礎研修） | 2日 | 令和6年8月7日・8日 | 20名（当事者10名、支援者10名） |
| ピアサポート研修（専門研修） | 2日 | 令和6年10月9日・10日 | 18名（当事者9名、支援者9名） |
| ピアサポート研修（フォローアップ研修） | 2日 | 令和7年1月16日・17日 | 16名（当事者8名、支援者8名） |

令和7年度 研修会・会議開催実績

資料3-4-②

| 研修・会議名 | 実施期間 | 修了日 | 修了者数 |
|---------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|
| 市町障害支援区分認定調査員研修 | 6/10～6/17 9/18～9/26 | 令和7年6月27日 令和7年10月3日 | (6/27(47名)) (10/3(5名)) |
| 市町村審査会委員研修 | 6/10～6/17 | 令和7年6月27日 | (6/27(12名)) |
| 障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修 | 7月28日 | 令和7年7月28日 | 82名 |

動画視聴によるオンライン研修

動画視聴によるオンライン研修

Z o o mによるオンライン開催、修了証書は発行しない

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|------------------------------------|-----|--|-------------------------------|
| 相談支援従事者初任者研修（講義・演習） | 7日間 | 講義【共通】 令和7年6月25日（水）・26日（木）／集合 演習【Aコース】 演習① 令和7年7月3日（木）／集合 演習② 令和7年7月4日（金）／集合 演習③ 令和7年8月22日（金）／集合 演習④ 令和7年9月18日（木）／集合 演習⑤ 令和7年9月19日（金）／集合 ※講義と演習①～⑤合計7日間の受講が必要 （加えて、各市町での実習もあり） | 113名 |
| 相談支援従事者初任者研修（サービス管理責任者等コース：共通講義のみ） | 2日間 | 講義【共通】 ○講義 令和7年6月25日・26日／集合 | 合計272名 （サビ管：151名、児発管：121名） |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|-----------------|-----|---------------|------|
| 専門コース別研修（障害児支援） | 2日間 | 令和8年1月28日、29日 | 59名 |
| 専門コース別研修（就労支援） | 2日間 | 令和8年3月2日、3日 | 名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|-------------|-----|---|---------|
| 相談支援従事者現任研修 | 4日間 | 講義【A・B日程共通】 令和7年10月23日（木） 【演習】 演習①：令和7年10月24日（金） 演習②：令和7年12月19日（金） 演習③：令和8年2月20日（金） | 55名（見込） |
| 主任相談支援専門員研修 | 5日間 | 講義・演習 1日目：令和7年5月22日（木） 2日目：令和7年5月23日（金） 3日目：令和7年6月11日（水） 4日目：令和7年6月12日（木） 5日目：令和7年6月13日（金） | 12名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|--------------------|-----|--|---|
| サービス管理責任者等研修（基礎研修） | 2日間 | ○講義 動画配信期間： 令和7年6月16日（月）～29日（日） ○演習 A日程：令和7年7月11日（金） B日程：令和7年7月15日（火） C日程：令和7年7月22日（火） | 合計：253名 （内訳：サビ管148名（7月11日：37名、15日：58名、22日：53名）、 児発管105名（7月11日：30名、37日：41名、22日：38名）） |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|--------------------|-----|--|---|
| サービス管理責任者等研修（実践研修） | 3日間 | ○講義 動画配信期間： 令和8年1月23日（金）～令和8年2月2日（月） ○演習：集合 A日程：令和8年2月13日（金） B日程：令和8年2月18日（水） C日程：令和8年2月25日（水） | 【予定】合計：250名 （内訳：サビ管146名（2月13日：41名、18日：47名、25日：58名）、児発管104名（2月13日：31名、18日：41名、25日：32名））※両方の修了証書発行者名含む |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|--------------------|-----|---|---|
| サービス管理責任者等研修（更新研修） | 2日間 | A日程 1日目：令和7年10月29日（水） 2日目：令和7年10月30日（木） B日程 1日目：令和7年11月27日（木） 2日目：令和7年11月28日（金） C日程 1日目：令和7年12月2日（火） 2日目：令和7年12月3日（水） | 合計：133名（内訳：サビ管102名（10月30日：34名、11月28日：39名、12月3日：29名）、 児発管31名（10月30日：13名、11月28日：9名、12月3日：9名）） ※両方の修了証書発行者含む |

令和7年度 研修会・会議開催実績

資料3-4-②

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|---------------|-----|----|------------------|
| 強度行動障害支援者養成研修 | 2日間 | — | 基礎研修：名 実践研修：名 |

指定事業者による実施のみ

| 研修・会議名 | 期間 | 日付 | 参加者人数 |
|--------|----|----------|-------|
| | | 人材育成検討部会 | |
| 運営会議 | — | — | — |

| 研修・会議名 | 期間 | 日付 | 参加者人数 |
|----------------|----|-------------------------|----------|
| 障がい当事者支援プロジェクト | 1日 | 令和7年5月20日 令和7年11月25日 | 4名 4名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 参加者人数 |
|---------------------|----|--|------------------|
| 虐待防止・権利擁護研修（共通講義） | 2日 | 共通講義 令和7年9月末～10月末 （YouTubeによるオンデマンド動画視聴） | 603名 |
| 虐待防止・権利擁護研修（市町コース） | 1日 | 令和7年11月11日（火） | 19名 |
| 虐待防止・権利擁護研修（事業所コース） | 2日 | （YouTube配信） 令和7年10月末～11月初 2部（集合研修） A日程：令和7年11月19日（水） B日程：令和7年12月10日（水） | 1部327名 2部129名 |

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|----------|----|---|------------------------------|
| 喀痰吸引3号研修 | 4日 | ○基本研修 （講義）令和7年9月11日、9月13日 （試験）9月18日 （演習）10月3日9:25～11:30（A日程） 10月3日13:25～15:30（B日程） ○実地研修（各事業所） | ・基本研修、実地研修修了者 名 ・基本研修のみ 名 |

県社協委託実施分

| 研修・会議名 | 日数 | 日程 | 修了者数 |
|---------------------|----|---------------|------------------|
| ピアサポート研修（基礎研修） | 2日 | 令和7年8月26日・27日 | 16名（当事者8名、支援者8名） |
| ピアサポート研修（専門研修） | 2日 | 令和7年10月2日・3日 | 16名（当事者8名、支援者8名） |
| ピアサポート研修（フォローアップ研修） | 2日 | 和8年1月15日・16日 | 6名（当事者3名、支援者3名） |

相談支援体制検討会議

令和7年度相談支援体制検討会議 事項書（案）

日時：令和7年3月13日（金）9：30～16：30

場所：津庁舎大会議室（津市桜橋3丁目446-34）

1 午前の部

○マイクロレベルの好事例①

○メゾレベルの好事例②

○グループワーク（好事例を聞いて）

○人材育成ビジョンについて

2 午後の部

○全国ブロック会議報告

○相談支援体制等にかかる行政説明等

○グループワーク

都道府県の取組状況等

三重県

都道府県名

1. 基本情報

| | | | | | |
|-------------------------|-----------|----|---------------------------|-----|-----|
| 総人口（推計人口） （令和7年4月時点） | 1,700,207 | 人 | 指定特定相談支援事業所 （令和7年4月時点） | 187 | 事業所 |
| 市町村数 （令和7年4月時点） | 29 | 市村 | 指定一般相談支援事業所 （令和7年4月時点） | 23 | 事業所 |
| 障害保健福祉圏域 （令和7年4月時点） | 9 | 圏域 | 委託相談支援事業所 （令和6年4月時点） | 24 | 市町 |
| 都道府県相談支援 体制整備事業 | 実施 | | アドバイザーの配置人数 （令和7年4月時点） | 7 | 人 |

■ 基幹相談支援センターの設置状況

| | | | | | |
|---------------|----|----|-------------|----|----|
| 設置数（令和7年4月時点） | 22 | 市町 | 令和8年度末目標設置数 | 29 | 市町 |
|---------------|----|----|-------------|----|----|

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

| | | | | | |
|---------------|----|----|-------------|----|----|
| 整備数（令和7年4月時点） | 19 | 市町 | 令和8年度末目標整備数 | 29 | 市町 |
|---------------|----|----|-------------|----|----|

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

| | | | | | |
|---------------|----|----|-------------|----|----|
| 設置数（令和7年4月時点） | 29 | 市町 | 令和8年度末目標整備数 | 29 | 市町 |
|---------------|----|----|-------------|----|----|

「障害者相談支援事業の実施状況等調査」(令和7年度調査)速報値

市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・自立支援協議会の設置状況

令和7年4月1日時点

| 都道府県名 | 市町村名 | 基幹相談支援センター 設置状況 | | | | | 地域生活支援拠点等 整備状況 | | | | | 自立支援協議会 設置方法 | | | | |
|--------|------|--------------------|------|-------|--------|--------|-------------------|------|------|--------|--------|-----------------|------|------|--------|-----|
| | | 単独設置 | 共同設置 | 単独+共同 | R7設置予定 | R8設置予定 | 設置予定なし | 単独設置 | 共同設置 | その他の整備 | R7設置予定 | 設置予定なし | 単独設置 | 共同設置 | R7設置予定 | 未設置 |
| 24_三重県 | 津市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 四日市市 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 伊勢市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 松阪市 | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | | |
| 24_三重県 | 桑名市 | ○ | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 鈴鹿市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 名張市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | |
| 24_三重県 | 尾鷲市 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 亀山市 | ○ | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 鳥羽市 | ○ | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 熊野市 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 24_三重県 | いなべ市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 志摩市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 伊賀市 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 木曾岬町 | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 東員町 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 菰野町 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 朝日町 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 川越町 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 多気町 | | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 明和町 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 大台町 | | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 玉城町 | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 度会町 | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 大紀町 | | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 南伊勢町 | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | |
| 24_三重県 | 紀北町 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 御浜町 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 24_三重県 | 紀宝町 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | | |

資料 5

地域移行課題検討部会

三重県障害者自立支援協議会への報告（地域移行課題検討部会）

令和8年2月13日

1. 開催状況

日時：令和7年12月24日（水）10:00～12:00

場所：Zoomによるオンライン開催

出席状況：委員4名、関係者1名 出席

2. 委員構成

- ・有限会社 With A Will 市川 知律 氏
- ・社会福祉法人維雅幸育会ふっくりあもオンマール 奥西 利江 氏
- ・津市立三重短期大学 北村 香織 氏
- ・社会福祉法人愛恵会 相談支援事業所こだま 島 優子 氏
- ・特定非営利活動法人ピアサポートみえ 杉田 宏 氏
- ・社会福祉法人聖マッテヤ会 津市基幹障がい者相談支援センター
増田 登志子 氏

3. 内容

○地域移行アセスメントシートについて

- ・令和8年度から障害者支援施設における地域移行等意向確認が義務化。
- ・国より発出された意向確認マニュアルをふまえ、アセスメントシートの内容について再確認を行った。

（主な意見等）

- ・アセスメントシートについて、事業所担当者向けに周知や、市町への説明もされると良い。意向確認担当者が当シートをしっかりと使いこなせるよう、事業所担当者への周知・理解を図る必要がある。意向確認担当者向けに「地域移行確認」をテーマにした研修があっても良い。
- ・現在の様式はシンプルでわかりやすい内容になっており、まずは試行してみても良い。シート使用後の評価やフィードバックが大事である。

○地域連携推進会議の実施状況等について

- ・令和7年度から障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域連携推進会議の開催が義務化。

- ・市町を対象とした会議実施状況等調査結果を報告。

(主な意見等)

- ・会議を丁寧に行うところがあれば、内容がわかりにくく、何のために行うのか理解が十分でないところもある。
- ・自治会長や民生委員との繋がりについて、どう連絡すればいいのかわからず苦慮したという話を聞いている。行政が調整役になるなど、当会議を進めていく中での好事例について情報共有ができると良い。
- ・何のための会議なのか、何を話し合う場なのか理解していただけるよう、構成員の心得や、運用マニュアルなどを作成することも有効ではないか。
- ・法人によっては多数の事業所をもっており、各所で当会議や見学を行うことは負担も大きい。例えば協議や意見交換については共同で行う場を設け、協議会の中で行うという運用ができると良いのでは。
- ・行政が間に入って福祉の知見のある方を紹介する仕組みがあれば、いろんな情報が把握できるのでは。

○日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について

(主な意見等)

- ・日中サービス支援型グループホームの報告様式に基づき、地域協議会の中で報告されている。改善すべき点を指摘できる自治体もあるが、関係性の中で指摘しにくい自治体もある。報告・評価の流れとして、市町から三重県へ評価及び助言、要望の内容を情報提供する体制になっているため、市町に対して県が報告を求め、当部会でも検証、フィードバックを行う形にしてはどうか。

地域移行アセスメントシート

【地域移行に関する本人の意思確認】

意思確認のための合理的配慮チェックリスト

| | | |
|-----------------|--------------------------|--|
| 本人の真意を 探る | <input type="checkbox"/> | 開かれた質問で聞き取りを行ったか |
| | <input type="checkbox"/> | 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解し、本人に適した説明を行ったか |
| | <input type="checkbox"/> | 本人に説明してもらい、その理解度を確認したか |
| 意思確認方 法について | <input type="checkbox"/> | できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝えたか（手話、伝達装置、 絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む） |
| | <input type="checkbox"/> | 選択肢につき比較のポイントを示したか |
| 情報提供につ いて | <input type="checkbox"/> | 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行ったか |
| | <input type="checkbox"/> | 理解する時間を設定するなど、コミュニケーションに十分な時間をかけたか |
| 意思決定の 結果について | <input type="checkbox"/> | 予測される副次的出来事（リスクも含む）について伝えたか |
| | <input type="checkbox"/> | 決定の結果についての責任を本人にも伝えたか |
| | <input type="checkbox"/> | 上記説明について、時の経過や状況により意思が変化することを理解し、 意思決定を強いるような態度になっていないか |
| 会議開催に際 して | <input type="checkbox"/> | 本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討を行ったか |
| | <input type="checkbox"/> | 本人が安心できる支援者・参加者の検討を行ったか |
| | <input type="checkbox"/> | 参加者全員がミーティングの開催趣旨を理解しているか （その確認を行ったか） |

※ このシートは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」および「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の内容を踏まえて作成しています。

地域移行アセスメントシート

【地域移行に関する本人の意思確認】

| | | | |
|------------------|--|-----------|------|
| 施設名 | | 利用者名(年齢) | (歳) |
| 相談支援事業所名 | | 相談支援専門員氏名 | |
| 地域移行等 意向確認担当者 | | | |

| | | | |
|----------|---|-------------------------------|--|
| 日時 | 令和 年 月 日() AM・PM 時 分～ 時 分 | | |
| 場所(どこで) | | | |
| 立会い | <input type="checkbox"/> 本人のみ | <input type="checkbox"/> 立会あり | |
| 立会あり(誰と) | <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 施設職員 <input type="checkbox"/> 市町職員 <input type="checkbox"/> その他 () | | |

| | | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 地域移行希望確認の際 の本人のことば | | | |
|-----------------------|--|--|--|

※発語のない方であっても地域移行希望確認の質問に対する反応を記入すること。

| | | | | |
|--|------|----|---------|----|
| 意思伝達(確認)方法 | 今回結果 | ※1 | 前回計画時結果 | ※1 |
| <input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) | | | | |

| |
|--------------------------|
| 地域移行したい |
| <input type="checkbox"/> |

Q1・Q4へ

| |
|--------------------------|
| 地域移行を希望しない |
| <input type="checkbox"/> |

Q2・Q4へ

| |
|--------------------------|
| わからない |
| <input type="checkbox"/> |

Q3・Q4へ

※ 地域移行の意向・可能性結果区分
次の区分に従って、記入してください。

| 本人の意 | 聴取可 | | | 聴取困難 | 聴取していない |
|--------|----------------------------|----------------------------|-------|----------------------------|----------------------------|
| | 地域移行をしたい | 今いる施設・病院の生活が良い | わからない | | |
| 地域移行可能 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C | | <input type="checkbox"/> E | <input type="checkbox"/> F |
| 地域移行困難 | <input type="checkbox"/> B | <input type="checkbox"/> D | | <input type="checkbox"/> G | |

- A: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員も地域移行可能と判断
- B: 本人が地域移行の意思を表明、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- C: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行可能と判断
- D: 本人は地域移行の意思を表明せず、相談支援専門員は地域移行困難と判断
- E: 聴取困難だが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- F: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が可能と判断
- G: 聴取していないが、相談支援専門員は地域生活が困難と判断

| | | | | |
|----------|----------------------|--|--------------|--|
| 本人の現在の思い | 心地よいと感じること | | 不快と感じること | |
| | どんなサポートがあれば不安が解消するのか | (複数チェック可) <input type="checkbox"/> 生活の相談 <input type="checkbox"/> お金の相談 <input type="checkbox"/> 病気の相談 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 各種の契約に関する相談 <input type="checkbox"/> 書類の読み方 <input type="checkbox"/> 緊急時の支援 <input type="checkbox"/> その他 | やりたいこと | |
| | | (その他の内容を具体的に記入) | 家族・周りに伝えたいこと | |

(地域移行の可能性)

| | |
|----------------|---|
| サポートの提案 | <input type="checkbox"/> グループホーム体験 <input type="checkbox"/> 買い物体験 <input type="checkbox"/> ピアサポーターとの面談 <input type="checkbox"/> 自立生活体験 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) |
| やりたいことを実現するために | |
| 家族へのサポート | |

《Q3. わからない》

| | |
|---------|---------------------------------------|
| わからない理由 | <input type="checkbox"/> 地域移行のイメージがない |
| | <input type="checkbox"/> 意思確認ができない |

地域移行のイメージがない理由

- 考えたことがない
 説明を受けたことがない
 説明が理解できなかった
 今の生活しか知らない
 その他

(その他の内容を具体的に記入)

| | |
|--------------|---|
| 情報提供の工夫 | |
| 意思形成のためのサポート | <input type="checkbox"/> グループホーム体験 <input type="checkbox"/> 買い物体験 <input type="checkbox"/> ピアサポーターとの面談 <input type="checkbox"/> 自立生活体験 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) |
| 支援者への提言 | |

意思確認できない理由

- ことばを発しない
 ジェスチャーができない
 筆記ができない
 ニュアンスが分からない
 その他

(その他の内容を具体的に記入)

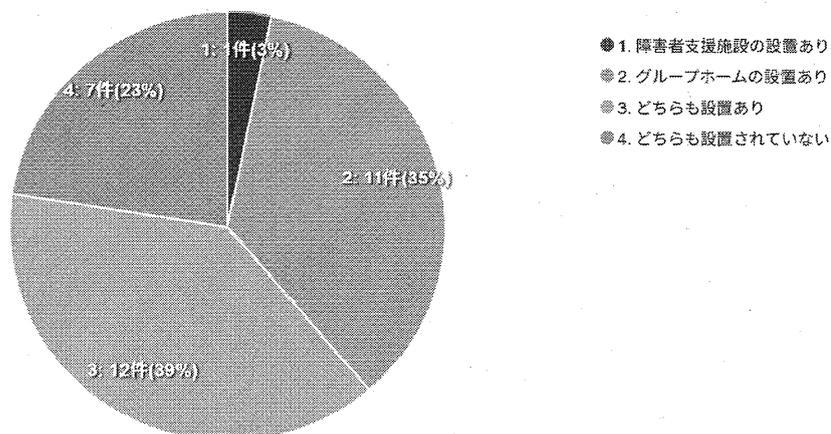
| | |
|--|--|
| 意思確認のための合理的配慮のうちできなかったことについて、今後どうするか(便宜や手段、工夫) | 「意思確認のための合理的配慮」のうち☑が入らなかった部分を具体的にどのようにするか。 |
| 本人へのエンパワメント | |
| 意思確認が難しい場合決定の方法 | <input type="checkbox"/> 後見人の意向を尊重 <input type="checkbox"/> 後見人を含む複数で意思決定を代行する <input type="checkbox"/> 家族の意向を尊重 <input type="checkbox"/> 施設の職員の意向を尊重 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) |

《Q4. 関係者の意見》

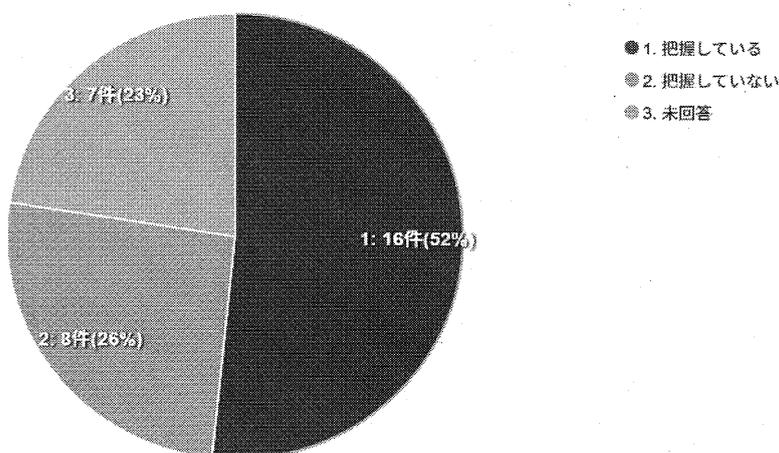
| | | 家族・後見人等 | 施設・病院職員 | 市町担当者 |
|-----------------------------|----------------|--|--|--|
| 誰に聞いたか(関係) | | | | |
| 地域移行可能 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 地域移行が困難 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| わからない | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| どのような生活を してほしいか | | | | |
| どうして地域移行 が困難なのか (本人) | | | | |
| どうして地域移行 が困難なのか (環境) | | | | |
| どんなサポート があれば地域 移行できるか | | | | |
| 本人との コミュニ ケーシ ョン | 伝達手段 | <input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) | <input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) | <input type="checkbox"/> (口頭で発する)ことば <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> 筆記 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容を具体的に記入) |
| | YESの 表現方法 | | | |
| | NOの 表現方法 | | | |
| 本人の 受け 止め 方 | 好きなこと 喜ぶこと | | | |
| | 嫌いなこと 嫌がること | | | |

地域連携推進会議の実施状況等調査・回答（グラフ）

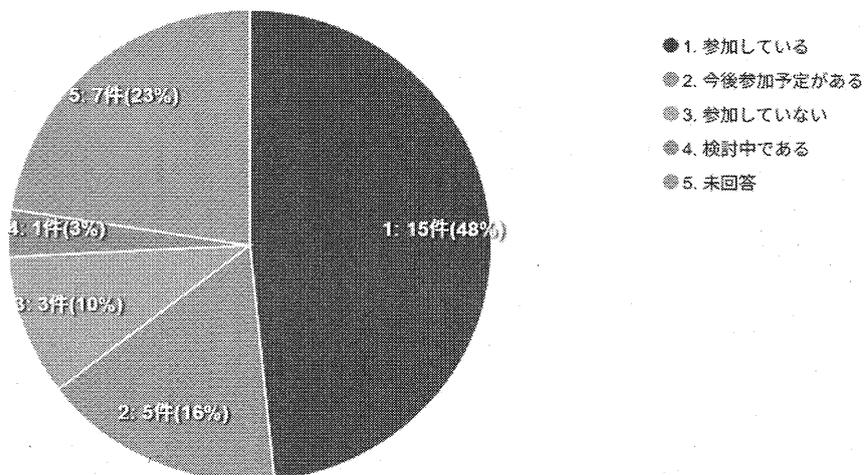
Q. 管内に障害者支援施設やグループホーム（GH：共同生活援助事業所）は設置されていますか？



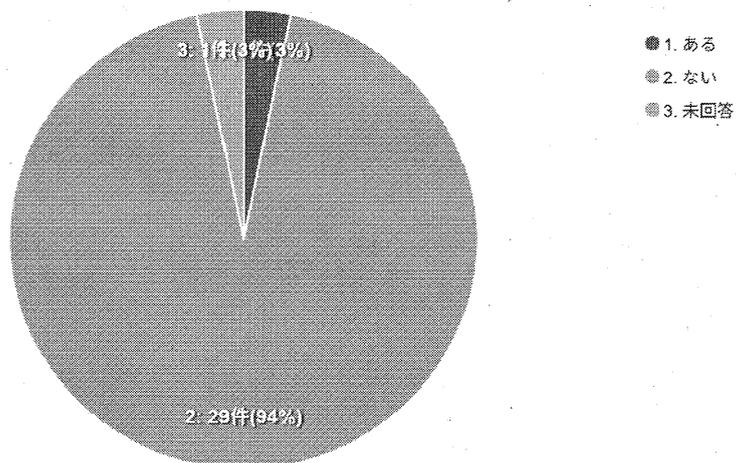
Q. 管内事業所の地域連携推進会議について実施状況を把握していますか？



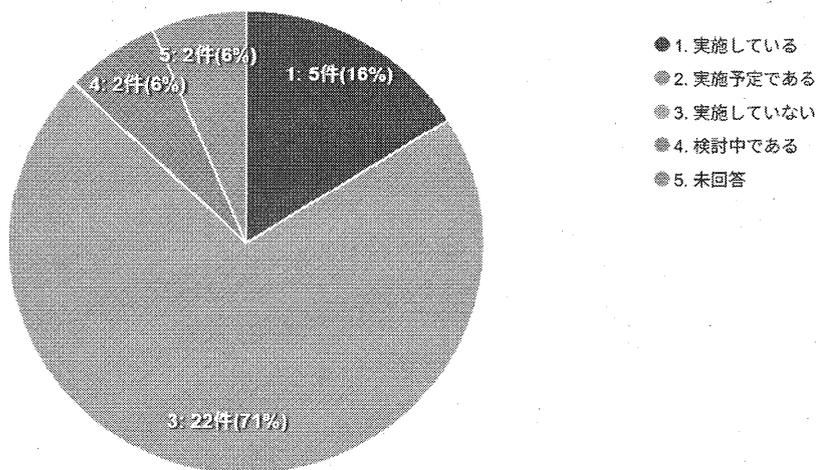
Q. 行政機関から管内地域の地域連携推進会議に参加（予定も含む）していますか？



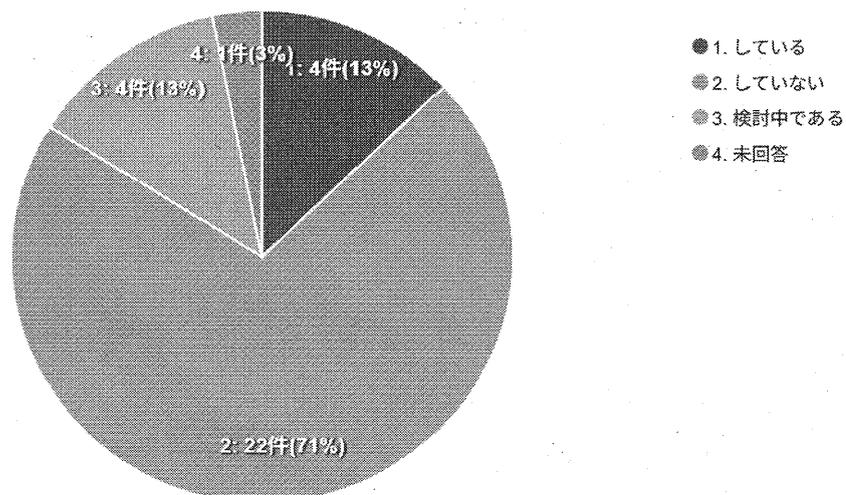
Q. 市町独自で地域連携推進会議に関して定めているものはありますか？



Q. 管内事業所に向けて、地域連携推進会議に関する説明会等を実施（予定も含む）していますか？

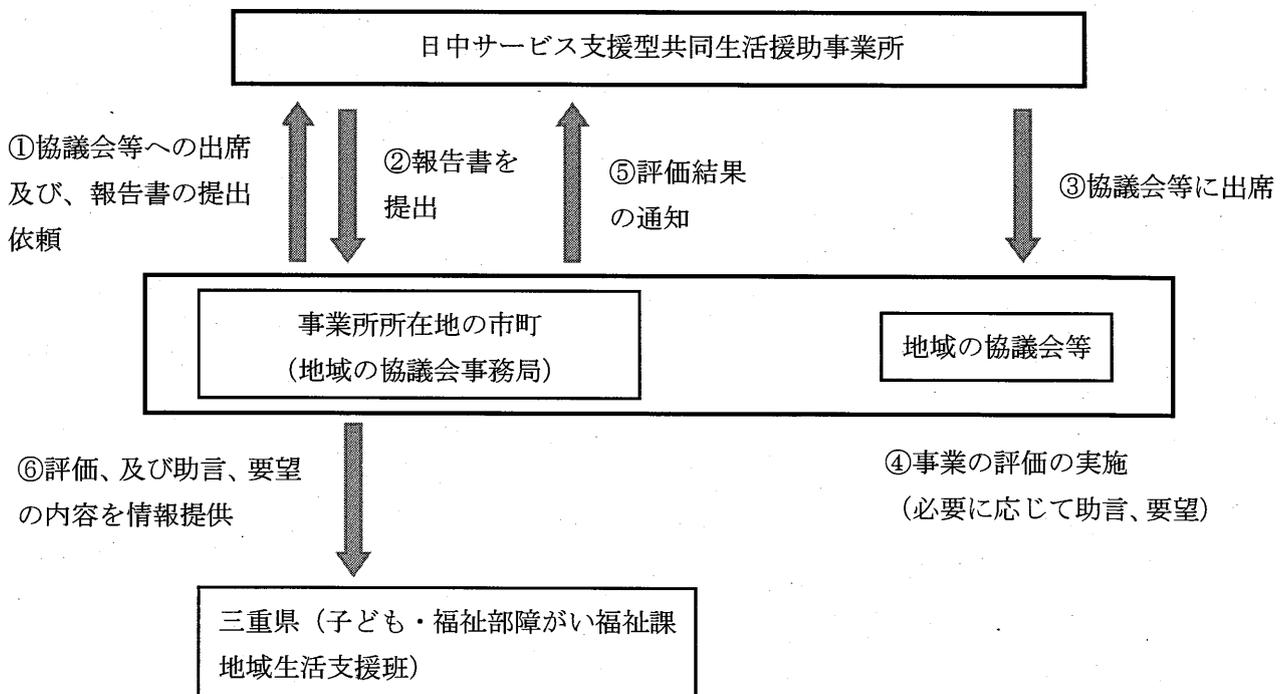


Q. 構成員に関して、地域の関係者や福祉に知見のある人等を紹介していますか？



日中サービス支援型共同生活援助の地域の協議会等への報告・評価の流れ

- ①日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）所在地の市町から事業所に対して、協議会等への出席及び、事業内容報告書（以下、「報告書」という。）の提出を依頼する。
- ②事業所は日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等を記載した報告書を作成し、市町へ提出する。【様式1、様式2、様式3】
- ③事業所は市町が実施する協議会等に出席し、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況を報告する。
- ④協議会等は報告を受けた内容に対する評価を行い、必要に応じて事業所に対する要望、助言等を行う。
- ⑤地域の協議会等での評価結果を事業所へ通知する。
- ⑥市町は協議会等による事業所に対する評価、及び要望、助言の内容を三重県（子ども・福祉部障がい福祉課地域生活支援班）へ情報提供する。



精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会

精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会 概要

1 開催状況

(1) 令和7年度第1回

日時：令和7年11月18日（火）9:30～12:00

場所：三重県勤労者福祉会館第2教室（対面形式により開催）

【委員構成】

| | |
|------------------------|-----------|
| 障がい者総合相談支援センターそういん | 中村 弘樹 |
| 障がい者相談支援センターソシオ | 中島 千恵 |
| ジェイエイみえ会 | 森 徹雄 |
| 津市基幹障がい者相談支援センター | 堀山 由実 |
| 相談支援事業所こだま | 島 優子 |
| 志摩市障がい者相談支援センターこだま | 松村 裕子（欠席） |
| 伊賀市障がい者相談支援センター | 溝端 輝広 |
| 紀北地域障がい者総合相談支援センター結 | 東地 正幸 |
| 紀南圏域障がい者総合相談支援センターあしすと | 大田 悠也 |
| 田中宏幸社会福祉士事務所 | 田中 宏幸（欠席） |

【内容】

ア 県における精神保健福祉施策の現状と今後について、健康推進課から報告し共有しました。

- ・三重県障がい福祉施策の推進体制
- ・三重県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
- ・県の精神障がい者の状況
（自立支援医療受給者数、手帳所持者数、精神科病院入院患者者数など）
- ・第8期三重県医療計画
（取組方向、目標、取組内容ついてなど）

イ 各障害福祉圏域における取組状況について、各委員から報告いただき課題等の共有や情報交換を行いました。

<主な意見>

○住居確保の話題について

- ・不動産とは関係構築ができていないが、大家さんに精神障害の理解が得られず、精神障害者だから、生活保護だからといった理由で断られたが、他圏域ではどうか。
- ・直接的に断られたことはないが、緊急連絡先がないという理由で断られたケースがある。一方で、アパート1棟丸ごと買い取って、障が

い者優先で、家賃も安めでしてくれるところもある。

- ・不動産だけでなく、大家さんとも直接つながっておくといい。
- ・差別がある背景に何があるのか聞いてみるといい。大声による騒音トラブルを心配しているのか、一人暮らしだからなのか等様々である。また、課題を個別支援会議から自立支援協議会にどうあげていくのか、その体制を整えるといいのではないか。

○日中サービス支援型グループホーム（GH）の話題について

- ・日中サービス支援型について、いいところや疑問点を共有したい。
- ・介護サービス包括型にはない支援がある。見守りサポートが得られるが、運営側は経営を意識しており、対象を限定しているように感じる。精神障がい者が取り残されているように感じる。他害のある方は難しいと言われたりするが、強度行動障害も入れるといいと感じる。
- ・昨年度まで生活支援部会で GH の評価をしていたが、日中サービス支援型は評価の基準が分かりにくいいため、今年度から基幹相談支援センター連携会議で話を聞いている。体制はさまざまで、その人員で日中の見守りができるのかと疑問に感じることもある。GH で対応が難しい方も受けていただいているが、支援を管理的にせざるを得ない現状もある。風通しが少ないという部分での課題があると感じている。
- ・GH は支援が可視化されない。なによりもそこに住む方の意思決定が大事だと思う。より開かれた運営をしてもらうためのシステムづくりが重要になってきたと思う。
- ・受け入れてもらう選択肢が増えたことはいいところであるが、支援力が低いように感じる。スタッフをかき集めてくるが、細かな支援の中身について検討されていないように感じる。個別でケース会議に参加して、支援力をあげていくことが課題となる。自立支援協議会における評価の場を変更した。今年、日中サービス支援型とは、そもそもどういう役割をするのかを学ぶ。いかに GH にフィードバックするのが大事だと思う。日中サービス支援型なのに、日中のサービスがなく、ただいるだけになっていたり、B 型作業所に行ったりしている現状があるので、どういうプログラムを作りますか、と質問票に記載したりしている。共に作っていく姿勢が必要。
- ・日中サービス支援型の事故報告が立て続けにあった。改善案として、研修会の実施やマニュアル変更等があるが、それだけでは足りないと感じる。県の監査だけでなく、市町も積極的に事業所の中に入ったほうがいい。
- ・（保健所職員より）地域支援連携会議が形骸化しないことが大切。風通しよくして外の目があることが大切。保健所も外の目になりうる役割があることを意識したい。

○重度訪問介護について

- ・重度訪問介護の営業の電話がすごい来るが、重度訪問介護のニーズは自分のところにはない。他の圏域ではあるのか。
- ・強度行動障害で施設に入れない子などが重度訪問介護を利用。
 - ・施設にすることが難しい子の資源としては役立っている。
 - ・施設入所より強度行動障害の支給決定のほうが費用が高くなるという理由から、支給決定されない市町もある。

など

ウ 入院者訪問支援事業について、こころの健康センターより共有しました。

- ・入院者訪問支援事業が創設された経緯
- ・三重県における入院者訪問支援事業の流れ

障がい者差別解消に係る取組状況について

障がい者の差別解消の取組について

1 現状

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(以下「条例」という。平成31年4月1日に全面施行)に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員の配置や、解決が困難な相談事案についての知事への助言・あっせんの申立て制度など、相談および紛争解決のための体制整備を図っています。

※令和6年度:相談案件 60件(別紙1参照)

また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。

令和6年4月に「障害者差別解消法」が一部改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化となり、法改正に関して事業者や県民の方への普及啓発に取り組んでいます。

2 今後の対応

(1)相談体制

条例に規定する障がいを理由とする差別に関する相談(障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供)に応じるため、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差別解消専門相談員」を1名配置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの相談に対応しています。

専門相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

(2)紛争解決を図るための体制

条例では、相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は、必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしており、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

今後、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。

(3)相談事例の検証

条例では、差別事案に関する相談事例を踏まえた障がい理由とする差別を解消するための取組を推進するため、差別事案の処理状況の検証を実施することとなっていることから、三重県障がい者差別解消支援協議会において、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。

また、条例においては、相談事例の検証が、障がい当事者や県民の参加を含めた多角的な視点で検証されることが望ましいとされていることから、県民の方が参加するセミナーや、相談員の研修会などの場においても検証に取り組んでいます。

今後も、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会及び広く県民の方が参加される場において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。

(4)市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消法においては、障がい理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障がい者差別解消支援地域協議会を組織することができる、とされているところですが、令和6年4月1日現在、市町において設置されているのは25か所(別紙2参照)となっています。

県としましては、障がい理由とする差別の解消促進のため、市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置を推進しており、引き続き、市町に対し設置を促します。

(5)条例等の普及啓発の取組

条例や法の趣旨等については、「こころのバリアフリー推進イベント」の開催などにより、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行っています。

また、障害者差別解消法の一部改正による事業者における合理的配慮の提供の義務化について、令和5年5月から、子ども・福祉部障がい福祉課に「障がい者差別解消啓発推進員」1名を配置し、事業者(スーパーやドラッグストアなど小売店やホテルなど宿泊業や飲食店などサービス業、不動産業など)を対象としたアウトリーチによる周知、啓発を実施しており、今後も継続していきます。

※令和5年度 訪問件数 173件 令和6年度:126件

令和7年度(12月末現在) 116件

令和6年度(R6年4月1日～R6年3月31日)相談件数

別紙1

【県】

| 相談内容 の類型 受付機関 | 行政機関等 | | | 事業者 | | | 雇用の 分野に関す るもの | その他 | R6年度 計 |
|---------------------|-------------------|------------|-----------|-------------------|------------|-----------|---------------------|-----|-----------|
| | 不当な 差別的 取扱い | 合理的 な配慮 | 環境の 整備 | 不当な 差別的 取扱い | 合理的 な配慮 | 環境の 整備 | | | |
| 県障がい福祉課 | 0 | 2 | 0 | 4 | 8 | 0 | 3 | 43 | 60 |
| 県教育委員会 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 6 |
| 県警察本部 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | 0 | 6 | 2 | 4 | 8 | 0 | 4 | 46 | 70 |

【市町】

| 相談内容 の類型 受付機関 | 行政機関等 | | | | 事業者 | | | 雇用の 分野に関 するもの | その他 | R6年度 計 |
|---------------------|-----------------|----------|----------|-----------|-------------------|------------|-----------|---------------------|-----|-----------|
| | 不当な差別的 取扱い | 合理的な配慮 | 環境の整備 | | 不当な 差別的 取扱い | 合理的 な配慮 | 環境の 整備 | | | |
| | 一般 教育 委員会 | 一般 行政 | 一般 行政 | 教育 委員会 | | | | | | |
| 市町 | 0 | 0 | 1 | 13 | 0 | 1 | 6 | 5 | 0 | 2 |
| | 0 | 0 | 1 | 13 | 0 | 1 | 6 | 5 | 0 | 28 |

【障がい者団体】

1 相談件数

| 相談内容 の類型 受付団体 | 行政機関等 | | | 事業者 | | | 雇用の 分野に関 するもの | R6年度 計 |
|---------------------|-------------------|------------|-----------|-------------------|------------|-----------|---------------------|-----------|
| | 不当な 差別的 取扱い | 合理的 な配慮 | 環境の 整備 | 不当な 差別的 取扱い | 合理的 な配慮 | 環境の 整備 | | |
| 三重県障害者団体連合 会 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 |
| 三重県知的障害者育成 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三重県精神保健福祉会 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| 三重県視覚障害者協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三重県聴覚障害者協会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 三重難病連 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 6 | 12 |
| 計 | 3 | 1 | 0 | 7 | 4 | 0 | 9 | 24 |

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

① 職員対応要領……全市町策定済み

② 相談窓口の設置…全市町設置済み

③ 地域協議会の設置状況

(年度)

| | | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7※ |
|--------------|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 地域協議 会の設置 | 設置済 | 10 | 16 | 17 | 21 | 23 | 23 | 23 | 23 | 25 |
| | 設置予定 | 8 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 未定 | 11 | 11 | 11 | 8 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 |
| | 予定なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※R7年12月末現在

【設置済み】25市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢朝、紀北町、御浜町、紀宝町

【設置未定】4市町

菰野町、朝日町、川越町、大紀町

障がい者差別解消に関する普及啓発関係実績

1 研修やイベントによる普及啓発

【令和6年度】

○研修会における普及啓発の実施

- ・イオン東員における啓発イベントでの、合理的配慮の義務化と事例を講演(6月)
- ・三重県障害者相談員等研修(10月)
- ・三重県視覚障害者協会における合理的配慮の義務化啓発(12月)

○公正採用選考研修会における講演

- 三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/9月)
- 鈴鹿市、桑名市にて開催

○三重大学における講義

- 教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

○こころのバリアフリーセミナー(12月)

- 県民を対象に、合理的配慮の義務化と事例について講話

【令和7年度】

○研修会における普及啓発の実施

- ・三重県障害者相談員等研修(10月)

○公正採用選考研修会における講演

- 三重労働局及び県雇用経済部と連携し、講演を実施(2回/8月)
- 四日市市、伊勢市にて開催

○三重大学における講義

- 教育学部の授業科目「障がい学生支援実践」において講義(ユニバーサルデザインとあわせて1科目)(10月)

○こころのバリアフリーセミナー(12月)

- 県民を対象に、合理的配慮の義務化と事例について講話

資料 8

障がい者虐待の状況について

法施行後の状況

令和6年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

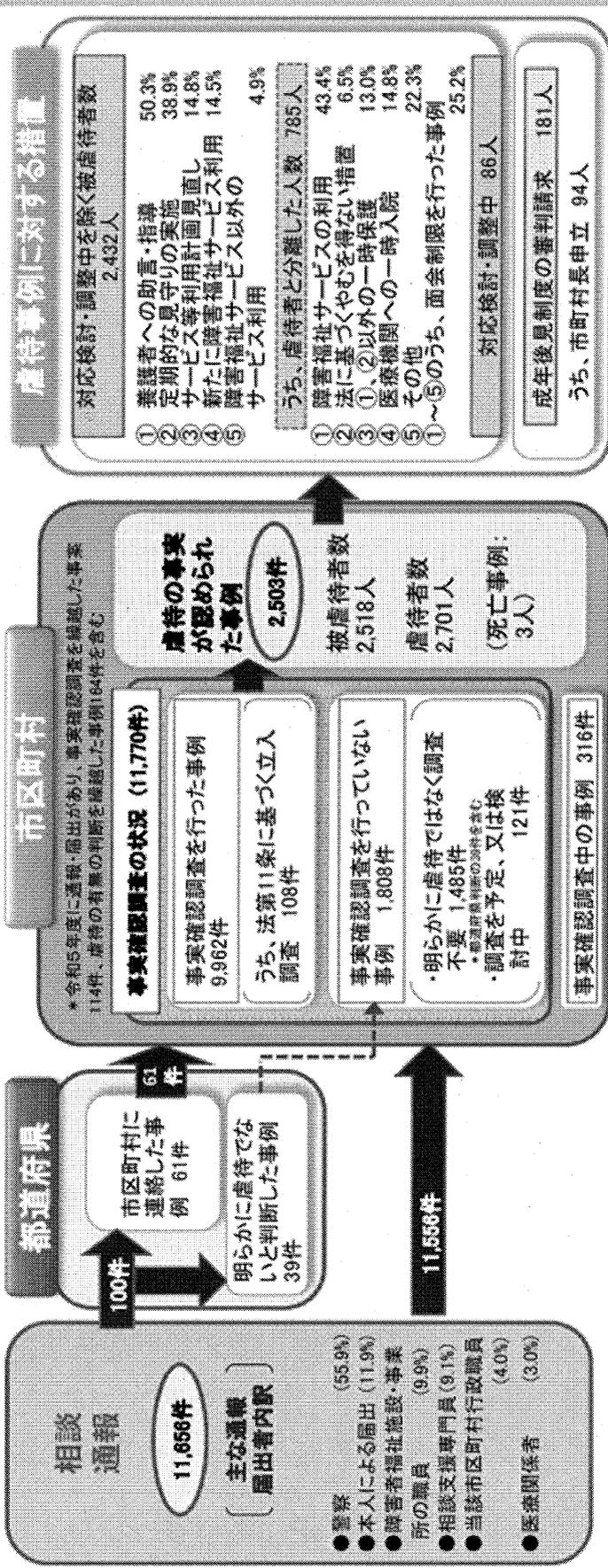
| | 養護者による 障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待 | (参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応) |
|--------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 市区町村等への 相談・通報件数 | 11,656件 (9,972件) | 5,870件 (5,618件) | 1,593事業所 (1,512件) |
| 市区町村等による 虐待判断件数 | 2,503件 (2,283件) | 1,267件 (1,194件) | 434件 (447件) |
| 被虐待者数 | 2,518人 (2,285人) | 2,010人 (2,356人) | 652件 (761件) |

(注1) 上記は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。
カッコ内については、前回調査(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和7年9月3日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

令和6年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(2,701人)

- 性別 男性(63.3%)、女性(36.7%)
- 年齢 60歳以上(38.5%)、50～59歳(28.7%)、40～49歳(16.3%)
- 続柄 母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)、兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

虐待行為の類型(複数回答)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 56.1% | 2.3% | 31.9% | 11.5% | 16.5% |

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

| | |
|---------------------------|-------|
| 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係 | 45.0% |
| 虐待者が虐待と認識していない | 40.1% |
| 虐待者の知識や情報の不足 | 23.9% |
| 被虐待者の介護度や支援度の高さ | 23.5% |
| 虐待者の介護疲れ | 20.9% |
| 虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス | 18.6% |
| 家庭における経済的困窮(経済的問題) | 17.0% |

被虐待者(2,518人)

- 性別 男性(35.5%)、女性(64.5%) ※性別不明:1名
- 年齢 50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)、40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
- 障害種別(重複障害あり)

| | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|
| 身体障害 | 15.9% | 知的障害 | 43.0% | 精神障害 | 47.6% | 発達障害 | 4.3% | 難病等 | 2.9% |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|
- 障害支援区分のある者 (47.4%)
- 行動障害がある者 (23.4%)
- 虐待者と同居 (84.2%)
- 世帯構成
 - 両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)

令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者の類型(複数回答)

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|----|------|-------|------|
| 身体的虐待 | 51.6% | 性的虐待 | 11.1% | 心理的虐待 | 47.3% | 放置 | 8.5% | 経済的虐待 | 7.2% |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|----|------|-------|------|

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

| 事業所種別 | 件数 | 構成割合 |
|------------------|-------|--------|
| 障害者支援施設 | 243 | 19.2% |
| 居宅介護 | 27 | 2.1% |
| 児童相談所 | 10 | 0.8% |
| 行動援護 | 5 | 0.4% |
| 生活介護 | 44 | 3.5% |
| 生活介護 | 143 | 11.3% |
| 短期入居 | 33 | 2.6% |
| 重度障害者包括支援 | 1 | 0.1% |
| 自立訓練 | 7 | 0.6% |
| 就労移行支援 | 8 | 0.6% |
| 就労継続支援A型 | 49 | 3.9% |
| 就労継続支援B型 | 99 | 7.8% |
| 共同生活援助 | 401 | 31.6% |
| 一時的な支援事業及び特定相談支援 | 4 | 0.3% |
| 地域活動支援センター | 12 | 0.9% |
| 地域活動支援センター | 8 | 0.6% |
| 福祉ホース | 1 | 0.1% |
| 品置型支援 | 24 | 1.9% |
| 管理型サービス | 157 | 12.4% |
| 合計 | 1,267 | 100.0% |

虐待者(1,421人)※2

- 性別
男性(66.3%)、女性(33.7%)
- 年齢
60歳以上(21.5%)、50~59歳(16.8%)、40~49歳(14.9%)
- 職種
生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

| | |
|------------------------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 67.5% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 58.7% |
| 倫理観や理念の欠如 | 60.2% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | 24.5% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 29.8% |

被虐待者(2,010人)※1

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20~29歳(18.2%)、50~59歳(17.6%)、40~49歳(16.1%)、~19歳(15.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

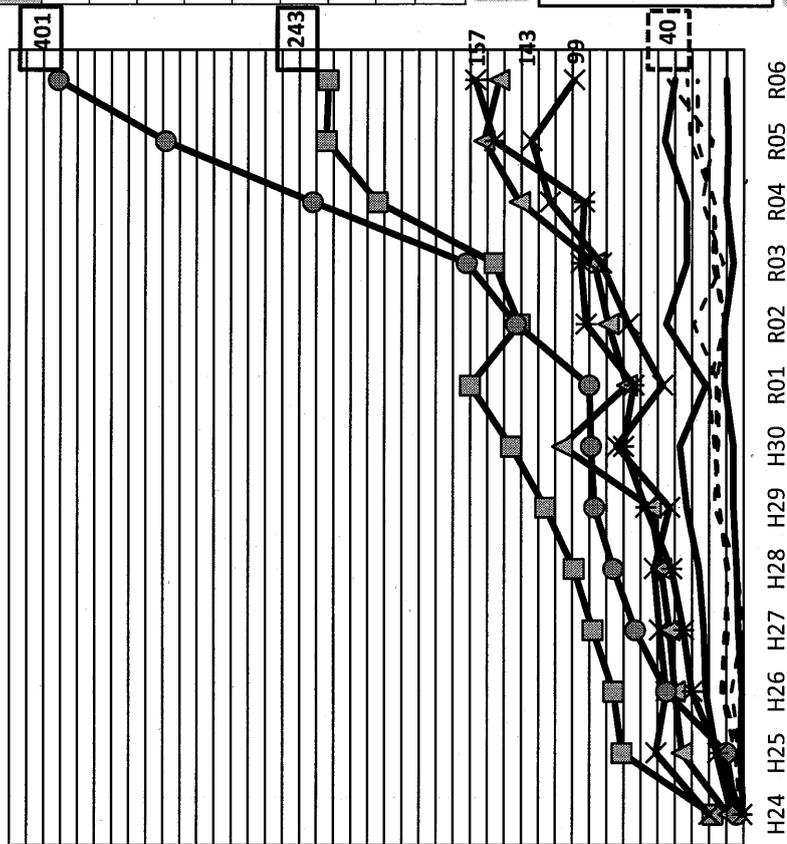
| | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|
| 身体障害 | 21.3% | 知的障害 | 67.9% | 精神障害 | 17.2% | 発達障害 | 4.4% | 難病等 | 1.6% |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-----|------|

- 障害支援区分のある者(73.7%)
- 行動障害がある者(38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行なったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

障害者虐待対応状況調査 <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)

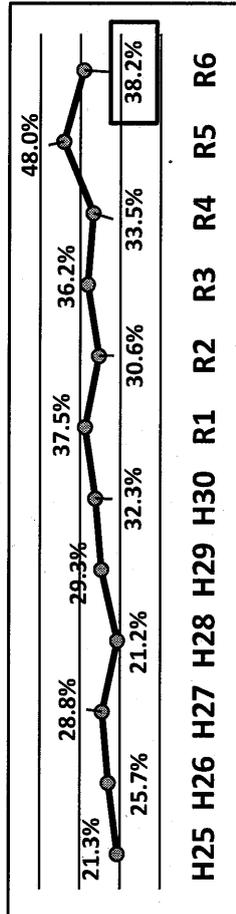
430
410
400
380
360
340
320
300
280
260
240
220
200
180
160
140
130
120
110
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10



被虐待者の割合

| | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|
| H28 | 14.4% | 68.6% | 11.8% | 3.6% | 0.7% |
| H29 | 22.2% | 71.0% | 16.7% | 5.1% | 2.7% |
| H30 | 22.7% | 74.8% | 13.5% | 4.2% | 0.5% |
| R1 | 21.3% | 78.7% | 11.7% | 3.7% | 1.2% |
| R2 | 18.2% | 71.6% | 19.4% | 5.7% | 0.8% |
| R3 | 16.5% | 72.9% | 15.3% | 6.1% | 1.4% |
| R4 | 21.0% | 72.6% | 15.8% | 3.1% | 1.3% |
| R5 | 18.8% | 74.3% | 18.9% | 3.4% | 0.8% |
| R6 | 21.3% | 67.9% | 17.2% | 4.4% | 1.6% |

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

| 発生要因 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 | 59.8% | 71.0% | 64.5% | 73.6% | 65.4% | 67.5% |
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 55.3% | 56.8% | 54.8% | 57.2% | 55.6% | 58.7% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 53.6% | 56.1% | 50.0% | 58.1% | 54.6% | 60.2% |
| 倫理観や理念の欠如 | 16.2% | 22.6% | 22.0% | 31.8% | 26.9% | 24.6% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | 24.2% | 24.2% | 24.7% | 31.4% | 27.3% | 29.8% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | | | | | | |

—■— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

- - - 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

—●— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

- - - 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

—▲— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

- - - 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

—×— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

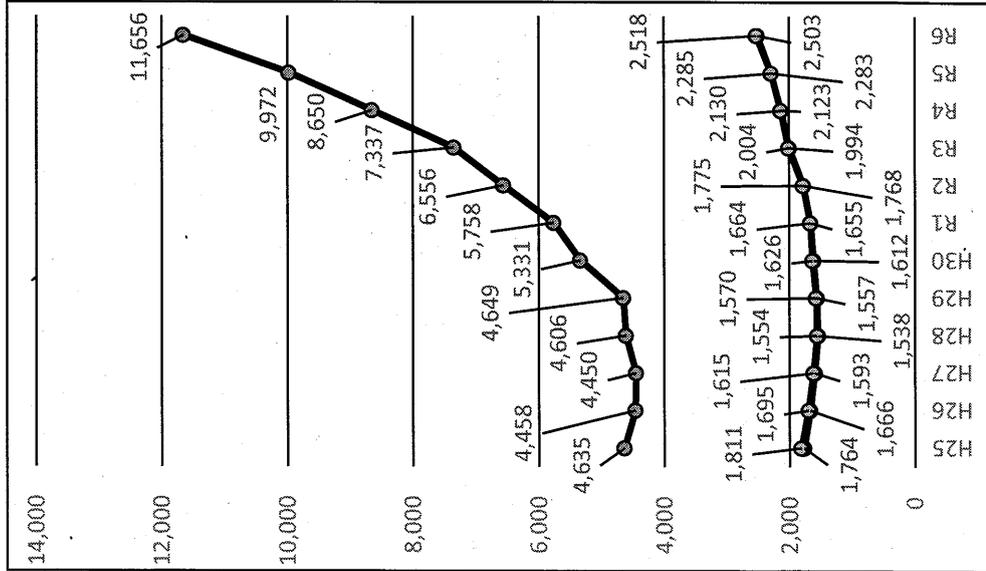
—○— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

—●— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

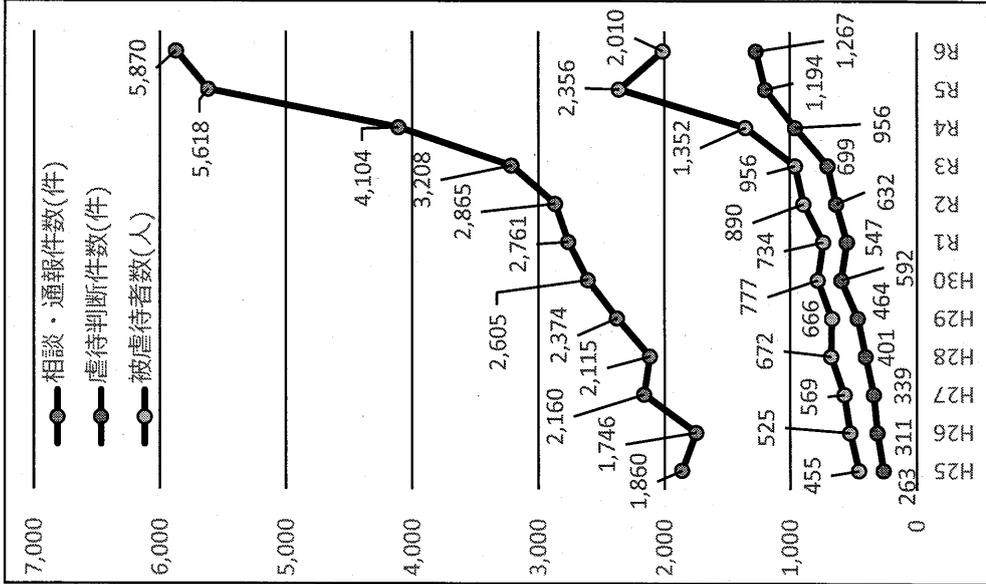
—*— 障害者支援施設(「のぞみの園」を含む)

障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

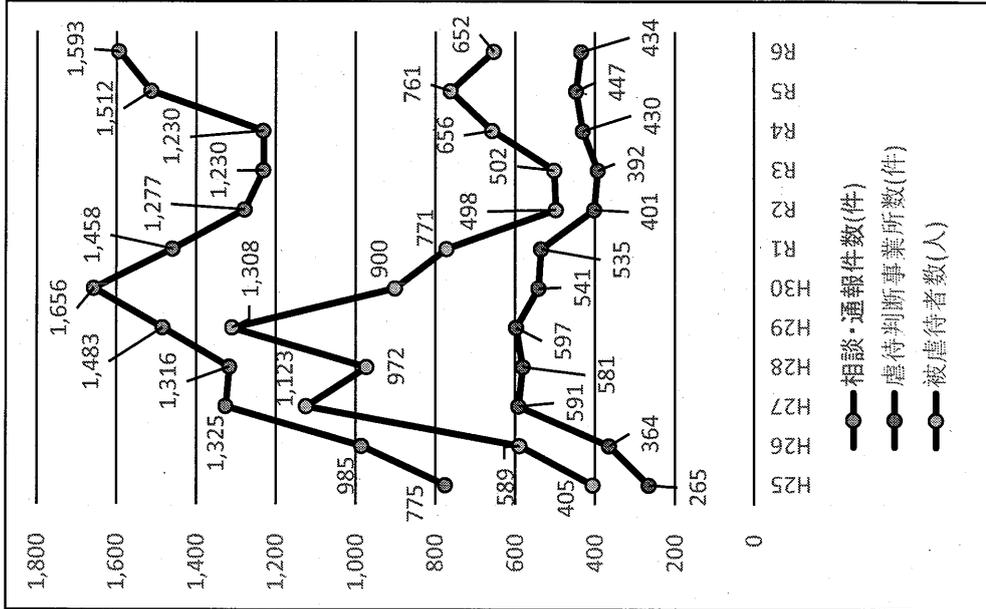
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から令和2年度の8ヶ年分が対象。

令和6年度三重県における障害者虐待の状況について

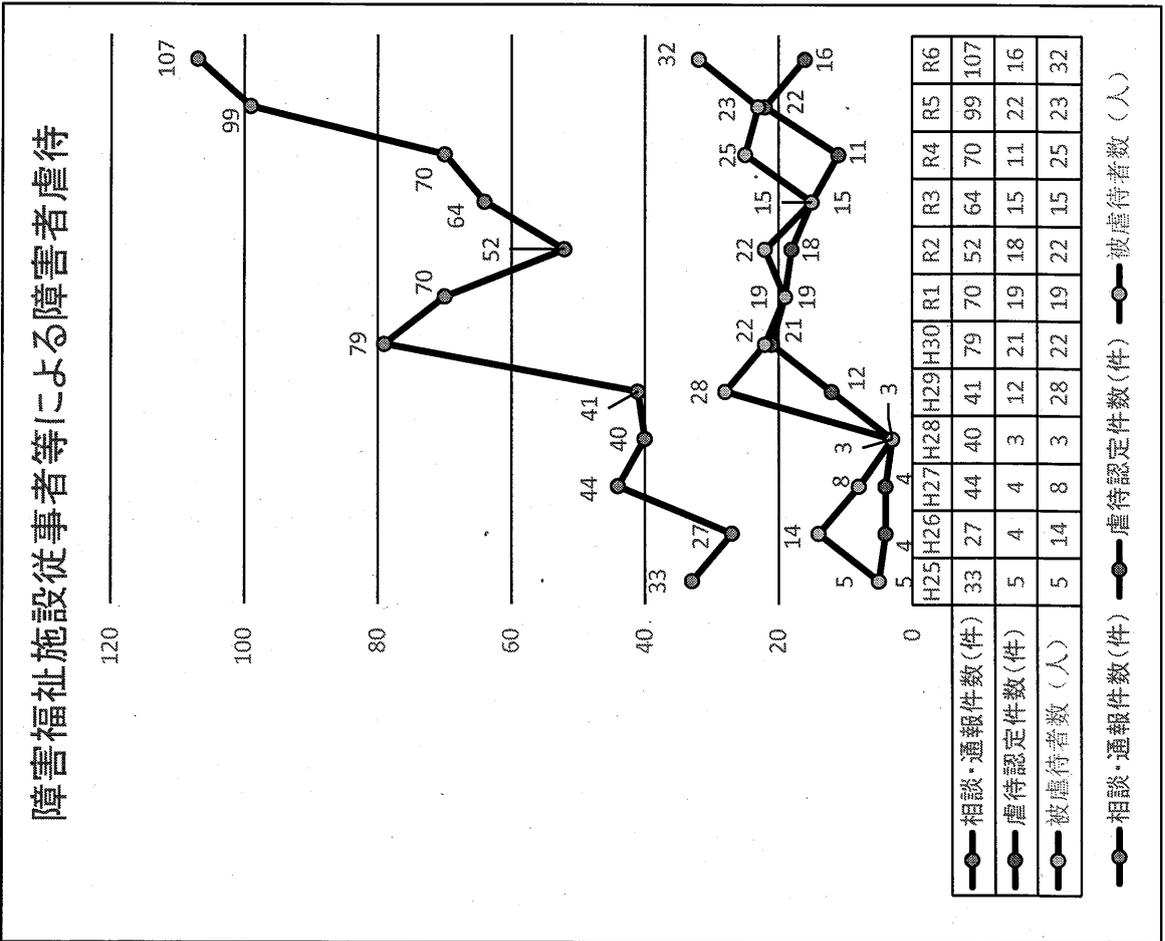
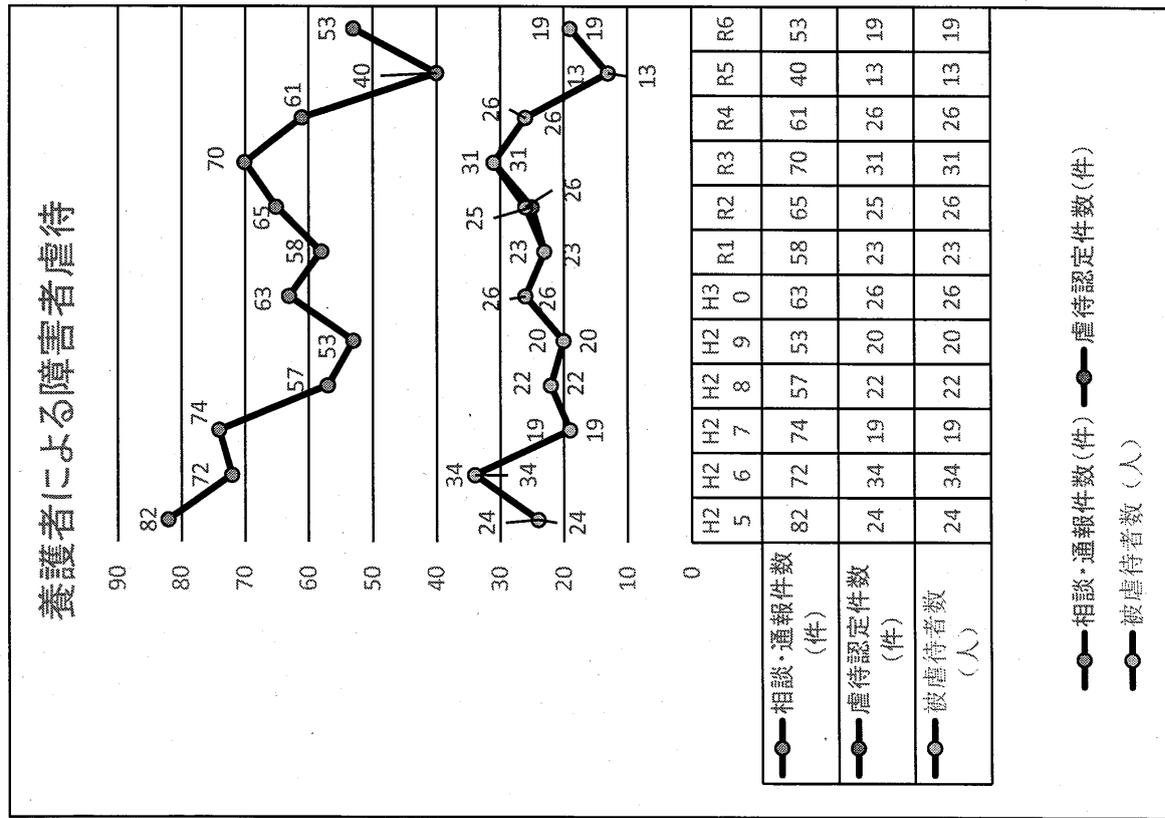
【令和6年度 障害者対応状況調査より】

1 相談・通報・受付等件数及び虐待認定件数 単位:件

| | 年度 | 相談・通報・ 受付等件数 | 虐待認定 件数 |
|--------|----|-----------------|------------|
| 養護者 | R6 | 53 | 19 |
| | R5 | 40 | 13 |
| | R4 | 61 | 26 |
| | R3 | 70 | 31 |
| 施設従事者等 | R6 | 107 | 16 |
| | R5 | 99 | 22 |
| | R4 | 70 | 11 |
| | R3 | 64 | 15 |
| 合 計 | R6 | 160 | 35 |
| | R5 | 139 | 35 |
| | R4 | 131 | 37 |
| | R3 | 134 | 46 |

※使用者による虐待は都道府県別の集計はありません。

三重県における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）の経年比較



注1：平成24年度のデータは上半期のみのデータのため省略。
 注2：使用者による障害者虐待については、三重労働局が認定しているため省略。

2 養護者による虐待の種別

単位:件

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 経済的虐待 | 合計 |
|----|-------|------|-------|-------|-------|----|
| R6 | 12 | 0 | 7 | 2 | 6 | 27 |
| R5 | 8 | 0 | 2 | 3 | 3 | 16 |
| R4 | 19 | 2 | 7 | 4 | 6 | 38 |
| R3 | 21 | 0 | 16 | 7 | 3 | 47 |

※数字については、重複あり

3 養護者における虐待で虐待を受けた人の障がい種別

単位:人

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | 難病等 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| R6 | 3 | 12 | 7 | 0 | 0 | 22 |
| R5 | 4 | 7 | 3 | 0 | 0 | 14 |
| R4 | 6 | 19 | 3 | 1 | 2 | 31 |
| R3 | 8 | 16 | 9 | 0 | 2 | 35 |

※数字については、重複あり

4 養護者による虐待で虐待を受けた人の性別

単位：人

| | 男 | 女 | 合計 |
|----|----|----|----|
| R6 | 13 | 6 | 19 |
| R5 | 8 | 5 | 13 |
| R4 | 13 | 13 | 26 |
| R3 | 11 | 20 | 31 |

5 養護者による虐待で虐待を受けた人の年齢

単位：人

| | 10歳～ 19歳 | 20歳～ 29歳 | 30歳～ 39歳 | 40歳～ 49歳 | 50歳～ 59歳 | 60歳～ | 合計 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|----|
| R6 | 2 | 5 | 6 | 2 | 4 | 0 | 19 |
| R5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 5 | 3 | 13 |
| R4 | 0 | 9 | 1 | 5 | 7 | 4 | 26 |
| R3 | 2 | 13 | 4 | 1 | 7 | 4 | 31 |

6 施設従事者等による虐待のあった事業所等の種別

単位:件

| | 障害者 支援施設 | 生活 介護 | 短期 入所 | 就労継続 支援A型 | 就労継続 支援B型 | 共同生活 活援助 | 居宅介 護 | 重度訪 問介護 | 放課後等 デイサー ビス | 計 |
|----|-------------|----------|----------|--------------|--------------|-------------|----------|------------|--------------------|----|
| R6 | 9 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 15 |
| R5 | 9 | 2 | 1 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 3 | 22 |
| R4 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 | 11 |
| R3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 6 | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 |

7 施設従事者等による虐待で虐待を行った人の職種

単位:人

| | 設置者管 理者 | 医師 | サービス管理責 任者・児童発達 支援管理責任 者 | 生活支援 員・世話 人 | 看護職 指導員 | 保育士 | その他の 職員 | 計 |
|----|------------|----|-----------------------------------|-------------------|------------|-----|------------|----|
| R6 | 1 | 1 | 0 | 13 | 0 | 4 | 1 | 22 |
| R5 | 7 | 0 | 2 | 14 | 1 | 2 | 0 | 27 |
| R4 | 4 | 0 | 4 | 7 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| R3 | 4 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 18 |

※虐待を行った職員が複数の場合あり。

8 施設従事者等による虐待の種別

単位:件

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 経済的虐待 | 合計 |
|----|-------|------|-------|-------|-------|----|
| R6 | 10 | 3 | 5 | 3 | 0 | 21 |
| R5 | 14 | 2 | 8 | 5 | 1 | 30 |
| R4 | 1 | 1 | 6 | 4 | 2 | 14 |
| R3 | 10 | 1 | 10 | 2 | 2 | 25 |

※数字については、重複あり

9 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の障がいの種別

単位:人

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい | 発達障がい | 難病等 | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| R6 | 22 | 26 | 2 | 0 | 0 | 50 |
| R5 | 6 | 20 | 1 | 1 | 0 | 28 |
| R4 | 2 | 23 | 2 | 0 | 0 | 27 |
| R3 | 4 | 10 | 4 | 0 | 0 | 18 |

※数字については、重複あり

10 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の性別

単位:人

| | 男 | 女 | 不明 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| R6 | 12 | 20 | 0 | 32 |
| R5 | 17 | 6 | 0 | 23 |
| R4 | 17 | 8 | 0 | 25 |
| R3 | 11 | 4 | 0 | 15 |

※被虐待者数が複数の場合あり。

11 施設従事者等による虐待で虐待を受けた人の年齢

単位:人

| | 10歳～ 19歳 | 20歳～ 29歳 | 30歳～ 39歳 | 40歳～ 49歳 | 50歳～ 59歳 | 60歳～ | 合計 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|----|
| R6 | 4 | 4 | 4 | 3 | 11 | 6 | 32 |
| R5 | 4 | 7 | 3 | 4 | 4 | 1 | 23 |
| R4 | 1 | 5 | 7 | 6 | 3 | 3 | 25 |
| R3 | 0 | 3 | 4 | 3 | 4 | 1 | 15 |

※被虐待者数が複数の場合あり。

12 虐待に対して採った措置

単位：件

| | 報告徴収 | 指導 | 対応中 |
|----|------|----|-----|
| R6 | 16 | 16 | 16 |
| R5 | 22 | 22 | 22 |
| R4 | 11 | 11 | 8 |
| R3 | 15 | 15 | 8 |

※数字については、重複あり

○指導内容

- ・ **虐待に至った原因の分析**
- ・ 人権意識、知識や技術向上のための研修の受講及び伝達研修の実施
- ・ 事例検討を含めた内部研修の実施
- ・ **虐待防止委員会の設置等の体制整備と実効性のある運用**
- ・ 虐待防止マニュアルの作成等による**職員への周知徹底**
- ・ 職員が定期的に自己点検するためのチェックリストの作成と実施、**検証**
- ・ **管理者による現場の把握や風通しの良い職場づくり**
- ・ 職員のストレス把握とメンタルヘルスの向上
- ・ **第三者の受け入れなど外部の目の活用による予防** など

資料 9

障がい者虐待の状況について

令和6年度精神科病院における虐待に関する状況

1. 「業務従事者による障害者虐待の状況」(法第40条の7)

| | | | |
|---|----------------|-----|---|
| (1)業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数 | | 21 | 件 |
| (2)業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数 | | 128 | 件 |
| (3)虐待の事実を認定した件数 | | 3 | 件 |
| (4)認定した虐待の事実に係る被虐待者数 | ① 男性 | 2 | 人 |
| | ② 女性 | 4 | 人 |
| | ③ 不明、その他 | 0 | 人 |
| | 小計 | 6 | 人 |
| (5)認定した虐待の種別・類型ごとの件数(重複可) | ① 身体的虐待 | 3 | 件 |
| | ② 心理的虐待 | 1 | 件 |
| | ③ 性的虐待 | 0 | 件 |
| | ④ 放棄、放置(ネグレクト) | 0 | 件 |
| | ⑤ 経済的虐待 | 0 | 件 |

2. 「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」(法第40条の7)

| | | | |
|------|--|---|---|
| (1) | 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数 | 3 | 件 |
| (2) | 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数 | 3 | 件 |
| (3) | 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数 | 3 | 件 |
| (4) | 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数 | 3 | 件 |
| (5) | 指定医により、入院患者の診察を行った件数 | 0 | 件 |
| (6) | 改善計画の提出を求めた件数 | 3 | 件 |
| (7) | 提出された改善計画の変更を命じた件数 | 1 | 件 |
| (8) | ① 必要な措置を採ることを命じた件数 | 0 | 件 |
| | ② ①に関する具体的な内容 | | |
| (9) | (8)の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数 | 0 | 件 |
| (10) | 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数 | 0 | 件 |

3.「虐待を行った業務従事者の職種」(規則第22条の2の2)

1(4)の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数

| | | | |
|------|----------|---|---|
| (1) | 医師 | 0 | 人 |
| (2) | 看護師 | 1 | 人 |
| (3) | 准看護師 | 0 | 人 |
| (4) | 看護助手 | 2 | 人 |
| (5) | 保健師 | 0 | 人 |
| (6) | 作業療法士 | 0 | 人 |
| (7) | 精神保健福祉士 | 0 | 人 |
| (8) | 社会福祉士 | 0 | 人 |
| (9) | 公認心理師 | 0 | 人 |
| (10) | 医療事務 | 0 | 人 |
| (11) | その他業務従事者 | 0 | 人 |
| (12) | 不明 | 0 | 人 |
| | 小計 | 3 | 人 |

精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**すること等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

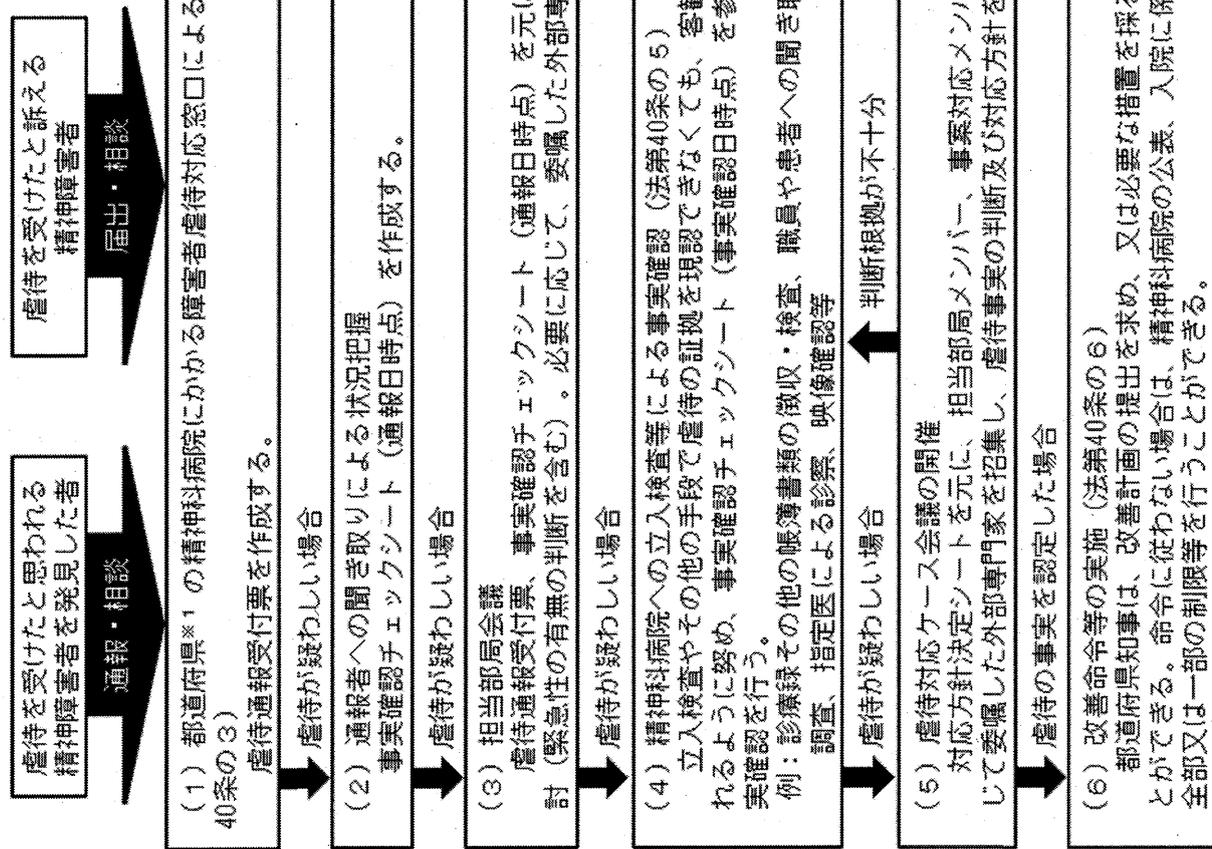
令和4年の法改正による見直し内容

- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
 - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。**
 - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

都道府県における対応

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しする。** 具体的な手順は別添のとおり。
 - ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
 - ② 上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
 - ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、虐待の事実確認を行う。
 - ④ 立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
 - ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定。
 - ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ



虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等

(7) 虐待以外の対応
虐待ではないと判断される場合は、苦情処理窓口の案内や関係機関等と連携する。
必要に応じて、精神科病院の管理者等や、医療法等を所管する都道府県の部局と連携する。

【構成員の例】
・担当部局メンバー：都道府県担当部局の管理職及び職員
・事実対応メンバー：市町村、保健所、精神保健福祉センター等の必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
・外部専門家：精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等(当該精神科病院と関わらない者)

※1 都道府県：指定都市を含む
※2 法：精神保健福祉法

【その他取り組む事項】
都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する(法第40条の7)。
国は、障害者虐待の事例分析を行う(法第40条の8)。

資料 10

入院者訪問支援事業について

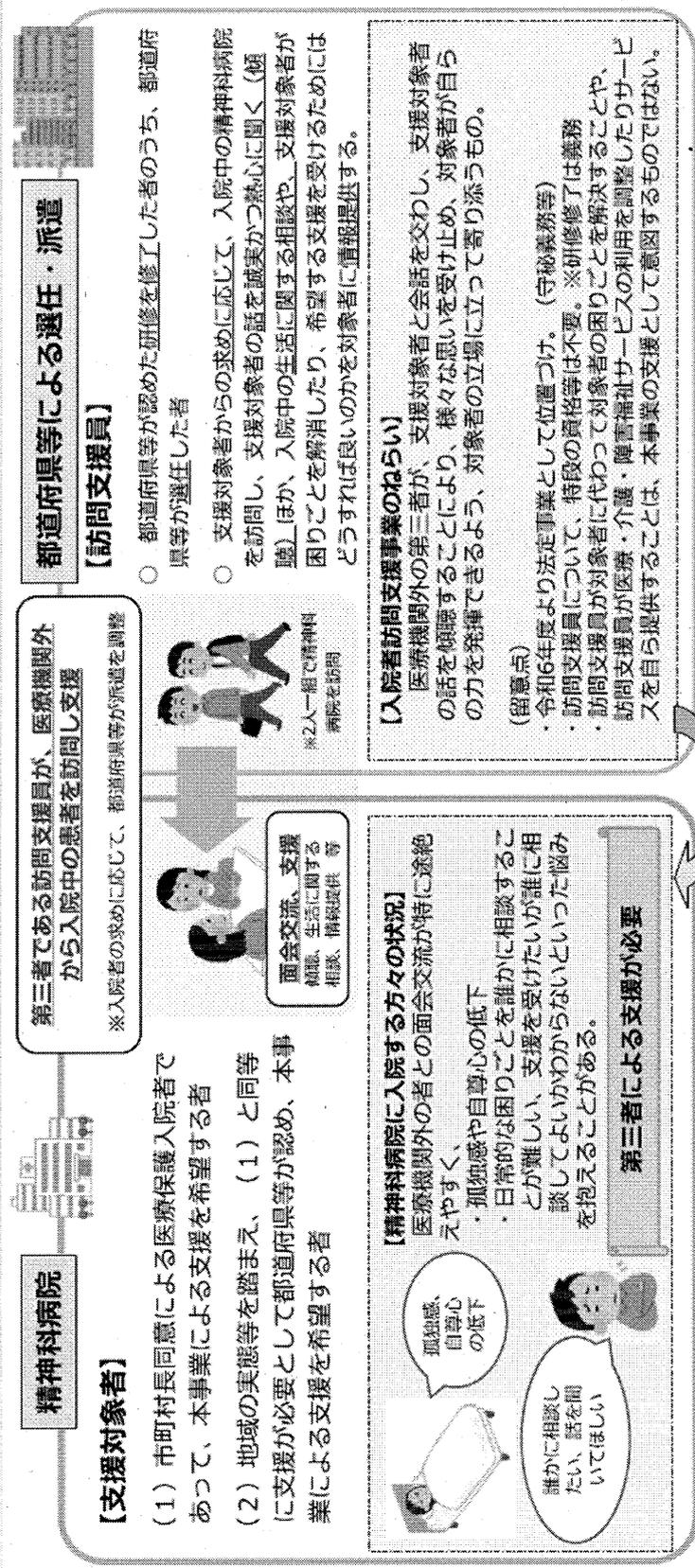
令和8年2月13日(金)
令和7年度 第1回三重県障害者自立支援協議会

入院者訪問支援事業について

三重県こころの健康センター

入院者訪問支援事業とは

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

3 令和7年度の取組状況

(1) 訪問支援員養成研修

実施日：令和7年7月10日(木)

対象者：精神保健医療福祉分野における対人援助経験者

出席者数：34名

実施方法：厚生労働省作成のカリキュラムを参考に実施。

事前学習(厚生労働省作成の動画視聴)と演習(集合研修)で構成。

(2) 訪問支援員の登録状況

登録者数：25名

所属機関：精神科病院、障がい者相談支援センター、民間事業所、行政機関等

保有資格：精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士等

精神保健福祉分野での対人援助経験：5年以上が約8割

3 令和7年度の取組状況

(3) 訪問支援員派遣

開始時期：令和7年10月～

協力病院：三重県立こころの医療センター、国立病院機構 榊原病院

対象者：上記の病院に入院中の市町長同意による医療保護入院者のうち、

本事業による支援を希望する者

実施件数：1件（令和8年1月現在）

<訪問支援の内容>

- 対象者からは、身体疾患の判明をきっかけとした不安や退院後の生活への思いが語られた。訪問支援員は傾聴を通じて本人の気持ちや希望の整理を行った。
- 面会終了後、本人から「来てもらえて良かった」との声が届いた。

4 令和8年度の事業計画(案)

- 県内全域での訪問支援員派遣開始に向け、精神科病院への個別訪問による事業説明および調整を行う。
- 市町による医療保護入院後の面会実施と、本事業の周知が円滑に行われる体制づくりを進める。
- 訪問支援員の活動の質の確保を目的として、フォローアップ研修を実施する。
- 事業の円滑な推進および課題整理を図るため、実務者会議および推進会議を開催する。
- 関係機関との連携強化を図るため、事業説明の機会を設ける。

住宅セーフティネット制度について

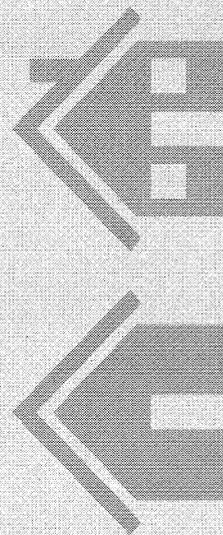
住宅セーフティネット 制度について

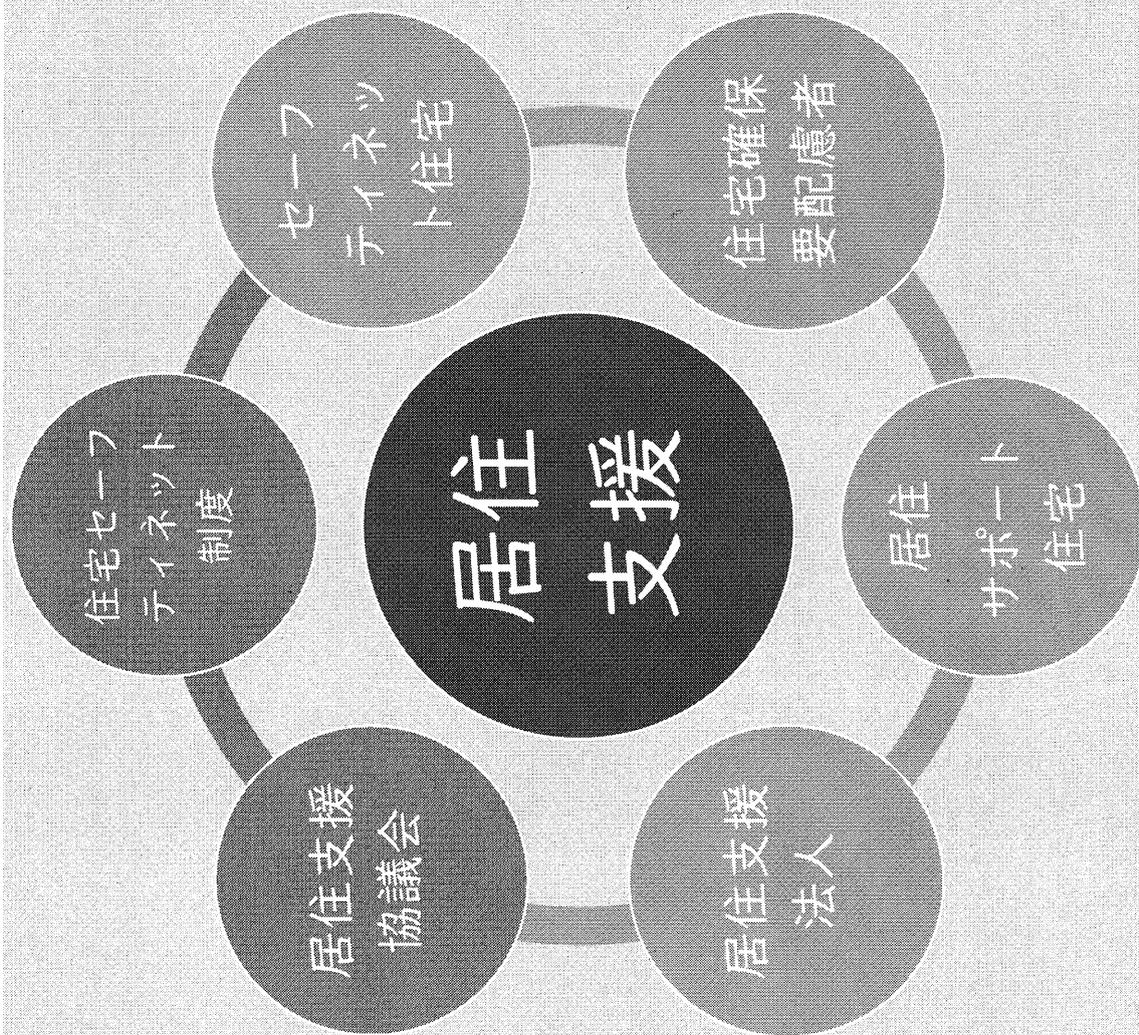
令和8年2月13日

三重県県土整備部住宅政策課

居住支援って…？

住まいを探すのに困っている
人たちが、「住まい」を見つけられる
ようお手伝いをすること





住宅セーフティネット制度（現行）

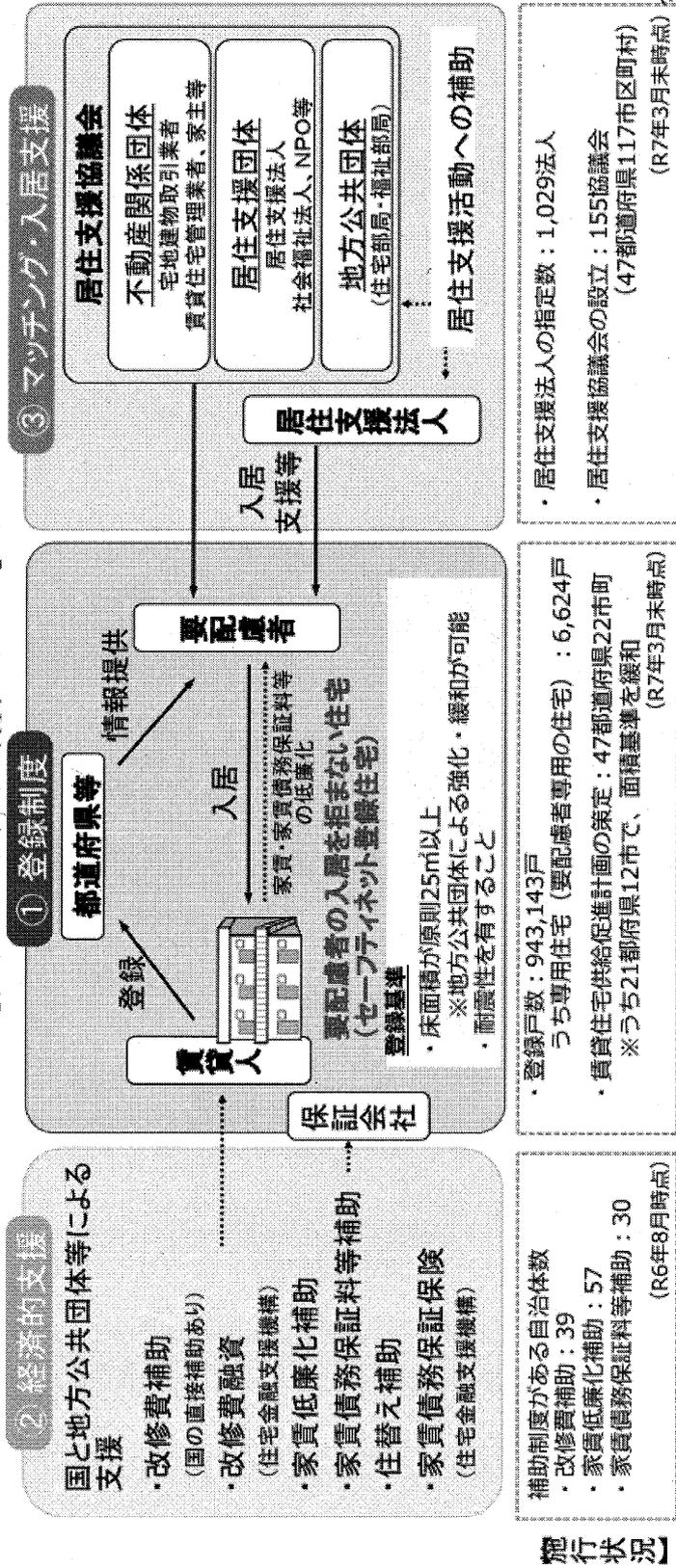
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
 （公布：平成29年4月26日 施行：平成29年10月25日）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



出典：令和7年6月改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会資料

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

○ 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まること予想される。

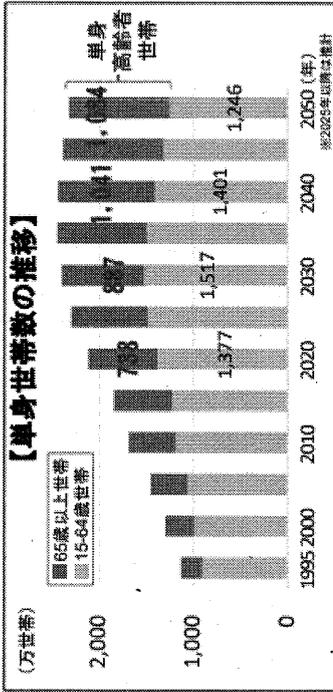
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

○ 単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。

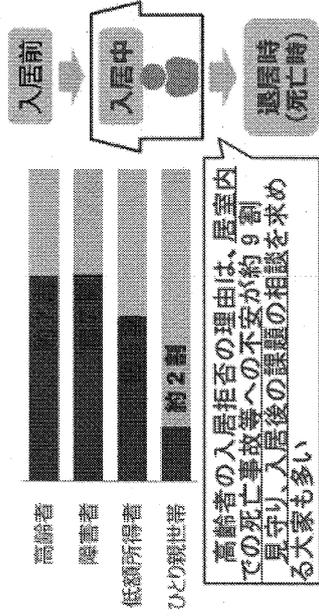
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))

○ 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える居住支援法人※が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。

※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



【要配慮者に対する大家の入居拒否感】



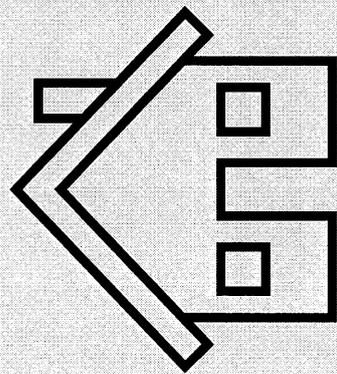
1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境(円滑な民間賃貸契約)の整備
2. 居住支援法人等を活用し、入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の一部を改正する法律の公布時点の資料

出典：令和7年6月改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会資料

セーフティネット住宅とは？

住宅確保要配慮者の
入居を拒まない住宅



住宅確保要配慮者とは

法律で定める者

- 低額所得者
- 被災者
- 高齢者
- 障がい者
- 子どもを養育している者
- 住宅の確保に特に配慮を要するものとして
国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

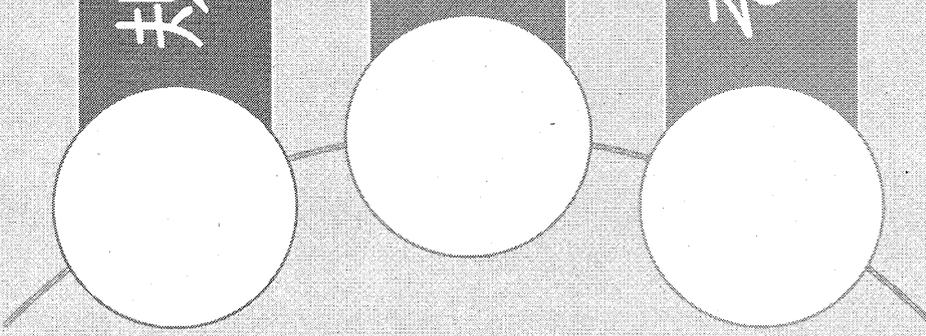
- 外国人
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者
- DV被害者
- 拉致被害者
- 犯罪被害者
- 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者
- 困難な問題を抱える女性
- 生活困窮者
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
- 都道府県や市区町村が賃貸住宅供給促進計画において定める者

等

三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画で定める者

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- LGBT（レスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）等
- UIJ ターンによる転入者
- 母子・父子世帯において 20 歳未満の子どもを養育している者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

セーフティネット住宅の登録基準



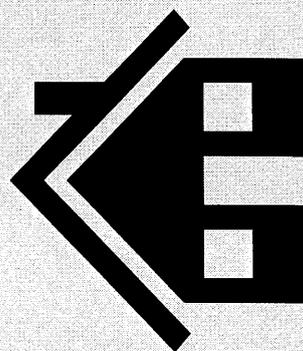
規模の基準

構造・設備の基準

その他の基準

居住サポート住宅とは？

居住支援法人等が大家と連携し、
入居中の居住サポートを行う住宅



「居住サポート」の例

日常の安否確認

訪問等による見守り

福祉サービスへのつなぎ

等

居住サポート住宅の審査基準

事業者・計画に
関する主な基準

居住サポートに
関する主な基準

住宅に関する
主な基準

事業者・計画に関する主な基準

☑ 事業者が欠格要件に該当しないこと

☑ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、要配慮者の入居を不当に制限しないものであること

☑ 専用住宅（入居者を安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの3つの居住サポートが必要な要配慮者等に限定）を1戸以上設けること

※市町村及び都道府県が策定する賃貸住宅供給促進計画において、専用住宅戸数の基準の強化が可能

居住サポートに関する主な基準

- ☑ 要援助者に対する安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ
 - ・ 一日に一回以上、通信機器・訪問等により、入居者の安否確認を行うこと
 - ・ 一月に一回以上、訪問等により、入居者の心身・生活状況を把握すること
 - ・ 入居者の心身・生活状況に応じて利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐこと

- ☑ 居住サポートの対価が内容や頻度に照らして、不当に高額にならない金額であること
 - ※居住サポートには、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎのほか、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を含む

住宅に関する主な基準

☑ 規模：床面積が一定の規模以上※であること

※新築：25㎡以上、既存：18㎡以上等

☑ 構造：耐震性を有すること
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)

☑ 設備：一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

☑ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

※地方公共団体が供給促進計画で定めることで、規模・設備の基準の強化・緩和が可能

居住サポート住宅の例



居住サポート住宅
情報提供システム

HOME

HOME > 住生一覧 > 住宅詳細

制度について知る

居住安定援助賃貸住宅事業申請者の方へ

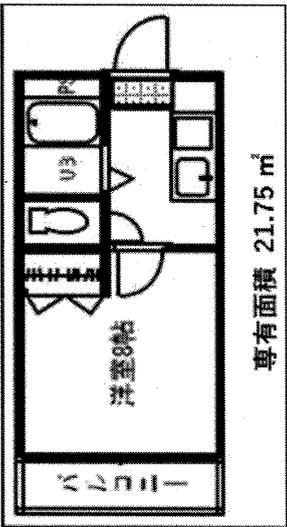
お問い合わせ

[安](#) 安否確認
 [保](#) 見守り
 [補](#) 福祉サービスへのつなぎ

RHMID: SFA1000
(貸付コード: 101)

プラザ抱樸 11階

(6Fまでほうぼく)



洋室8帖

専有面積 21.75 m²



間取り図

| | |
|---------|--------------------------|
| 家賃 | 2.90~2.90万円 |
| 共益費・管理費 | 6,050~6,050円 |
| 敷金 | 58,000~58,000円 |
| 住所 | 〒802-0064 福岡県北九州市小倉北区 |
| 交通 | ... |
| 築年数 | 12階建 |

安 保 補

居住サポート
生活支援、健康相談受診支援、就労支援、家計管理支援、転居支援

入居に関する
問い合わせ先
093-922-8580
特定非営利活動法人 抱樸

出典：居住サポート住宅情報提供システム
https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/apart_detail.php?apart_seq=1&room_seq=1

居住サポート住宅の例

まごころアパート松葉台 東棟(改修)
101/102/103/201/202/203

(まごころあばーとまつはだい ひがしどう)

印刷ID: SP41006
住宅サポート(住IT)  印刷



外観1東棟(改修)全景



家賃 8.00～8.00万円

共益費・管理費 20,000～20,000円

敷金 240,000～240,000円

〒221-0864
神奈川県横浜市神奈川区菅田町2874-31

交通 横浜市営地下鉄ブルーライン線 片倉町駅から徒歩17分
(バス利用 7分、八反橋停で下車 徒歩5分)

築年数 築 34年3ヶ月

階建 2階建

 案内

居住サポート まごころサポートによる各種生活支援(通院付添、買い物支援等各種サポート)

入居に関する
問い合わせ先

0120-979-141
MIKAWAYA21株式会社

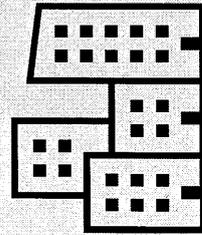
出典:居住サポート住宅情報提供システム

https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/apart_detail.php?apart_seq=1&room_seq=50

居住支援法人とは

住宅セーフティネット法に基づき、
生活支援を行う法人等。

県は、法人等からの申請に基づき、
住宅確保要配慮者の居住支援
を行う担い手（法人）として指定
することができます。



居住支援法人の業務

- ①:登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ②:賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③:見守りなど要配慮者への入居支援
- ④:賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
- ⑤:残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)
- ⑥:①～⑤に付帯する業務

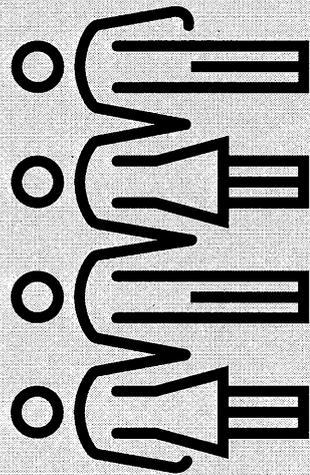
※①～⑤のすべての業務を行う必要はありません。

三重県の居住支援法人

- 一般社団法人ライフステージ・ソリユーション
- 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
- イシズム株式会社
- 一般社団法人日本社会福祉会川南荘
- アイティーオース株式会社
- 元氣じるし株式会社
- 一般社団法人結
- 株式会社貸貸コーポレーション
- 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会

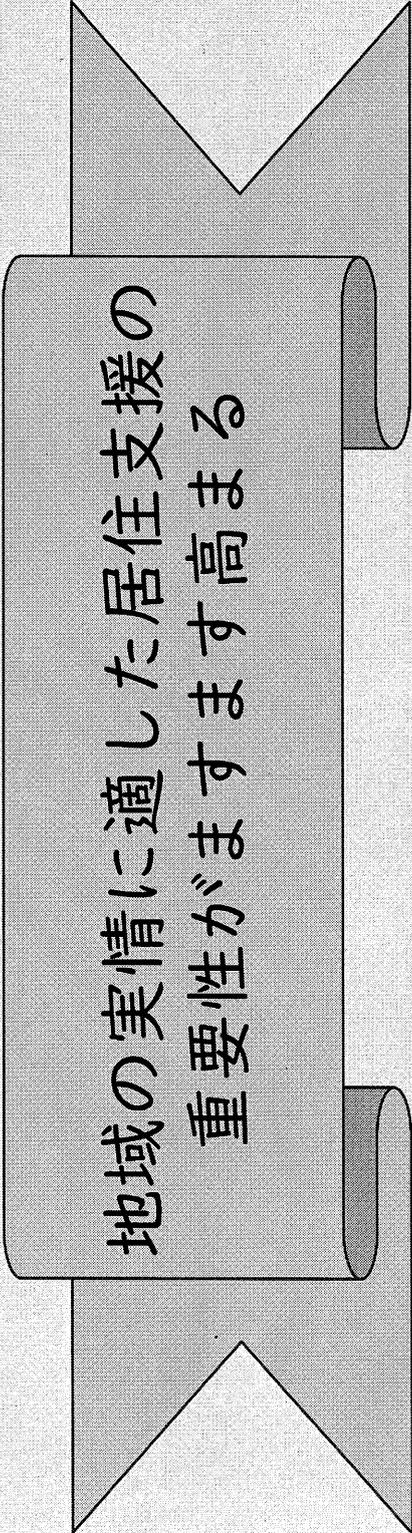
居住支援協議会とは？

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への
円滑な入居の促進等を図るために、
地方公共団体が不動産関係団体、
居住支援団体等と連携



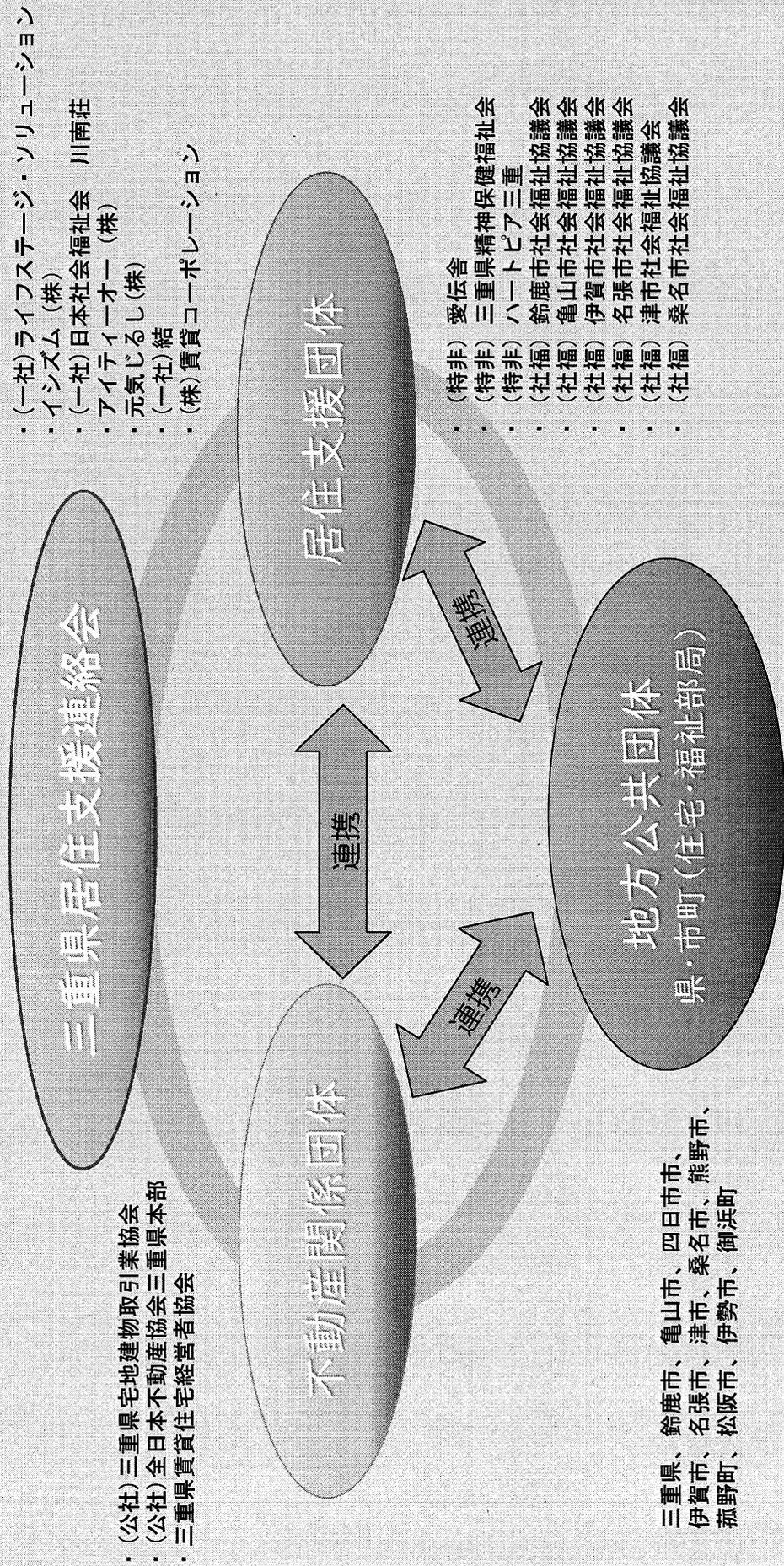
市町居住支援協議会の設立について

法改正により、市区町村居住支援協議会の 設立が努力義務化



地域の実情に適した居住支援の
重要性がますます高まる

三重県居住支援連絡会とは？



三重県居住支援連絡会の活動内容

冊子「あんしんすまいみえ」の作成

住宅相談会の開催

居住支援フォーラムの開催

・・・など

ご清聴ありがとうございました。